

令和8年度 水防計画

栃 木 県

目 次

第 1 章	総則	1 -
第 2 章	水防組織	10 -
第 3 章	2 以上の県にわたる水防事務	13 -
第 4 章	監視、警戒及び重要水防箇所	16 -
第 5 章	ダム、水門の操作	17 -
第 6 章	器具資材及び設備の整備運用並びに輸送	18 -
第 7 章	通信連絡	20 -
第 8 章	気象庁が行う予報及び警報	21 -
第 9 章	洪水予報	23 -
第 10 章	水位情報の通知及び周知	50 -
第 11 章	水防警報	61 -
第 12 章	観測通報及び公表	96 -
第 13 章	水防機関の活動	97 -
第 14 章	決壊時の処置	109 -
第 15 章	協力応援	110 -
第 16 章	水防報告	117 -
第 17 章	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	125 -
別 表 1	県水防配備体制表	別-1 -
別 表 2	重要水防箇所一覧表	別-6 -
別 表 3	ダム、水門及び取水堰一覧表	別-62 -
別 表 4	水防倉庫並びに器具資材備蓄一覧表	別-90 -
別 表 5	防災行政無線局現況図表	別-107 -
別 表 6	水防関係電話一覧表	別-116 -
別 表 7	ダム放流連絡系統及び放流通知書	別-128 -
別 表 8	雨量及び水位観測所一覧表	別-162 -
別 表 9	避難場所一覧表	別-194 -
別 表 10	情報伝達様式	別-233 -
付 録 1	栃木県水防協議会委員名簿	付-1 -
付 録 2	栃木県水防協議会条例	付-3 -
付 録 3	水防法	付-6 -
付 録 4	気象業務法	付-34 -
付 録 5	災害派遣に関する協定書	付-39 -
付 録 6	災害対策基本法	付-41 -
付 録 7	洪水浸水想定区域	付-44 -
付 録 8	洪水ハザードマップ	付-62 -
付 録 9	河川防災ステーション	付-69 -
付 録 10	水防協力団体指定要領(例)	付-71 -
付 図	重要水防箇所図	付-79 -

令和8年度栃木県水防計画

第1章 総 則

第1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号以下「法」という。）第7条第1項に基づき、本県における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等に際し水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

(1) 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

(2) 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

(3) 水防管理者

水防管理団体である市町村長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

(4) 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

(5) 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

(6) 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人

その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。当該河川の水位について国土交通大臣があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）又は、都道府県知事があらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示した通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

また、都道府県知事が指定した水位周知河川においては、あらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう（平成18年10月1日付 国河情第3号 国土交通省河川局長通知）。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水

防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

市町長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位である。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの「氾濫する可能性のある水位」の名称を変更したものである。

(18) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

国が管理する河川にあっては氾濫危険水位、栃木県が管理する河川にあっては避難判断水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは水位到達情報を発表しなければならない。

(19) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(20) 洪水浸水想定区域

水防法第14条第2項1号（洪水予報河川・水位周知河川）及び水防法第14条第2項第2号・第3号の河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

第3 責 任

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次の通りである。

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行なわれるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の作成又は変更、その要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤国から受けた洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑨洪水予報、水位到達情報、氾濫等又は堤防等決壊の通知の関係市町長への通知（法第13条の4）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）
- ⑬水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第3項及び第4項）

- ⑭水防信号の指定（法第20条）
- ⑮氾濫等又は堤防等決壊の通報の通知及び周知（法24条の2第2項、法第25条第2項）
- ⑯避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑰緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑱水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑲水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑳水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（2）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条）
- ②水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑥避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑦避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑧予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑨水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑩緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑪警戒区域の設定（法第21条）
- ⑫警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑬他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑭堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑮公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑯避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑰水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑱（指定水防管理団体）水防計画の作成又は変更、その要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ⑲（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）

- ⑳水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉑水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉒水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉓水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉔消防事務との調整（法第50条）

（3）国土交通省の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ④ 洪水予報、水位到達情報、氾濫等の通知の関係市町長への通知（法13条の4）
- ⑤ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑧ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑨ 氾濫等の通報の通知及び周知（法第24条の2第2項）
- ⑩ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑪ 特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑫ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑬ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

（4）気象庁の責任

- ①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- ②洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

（5）居住者等の義務

- ①水防への従事（法第24条）
- ②水防通信への協力（法第27条）

（6）水防協力団体の義務

- ①決壊の通報（法第25条）
- ②決壊後の処置（法第26条）

- ③水防訓練の実施（法第32条の2）
- ④業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4 安全配慮

洪水時には、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

なお、指定水防管理団体の水防管理者は、法第33条第1項に基づく水防計画において、地域条件等を考慮の上、水防団自身の具体的な安全配慮について定めるものとする。以下が具体的な事項の作成例である。

例) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項の作成例

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は複数人で行う（水門操作等を含む）。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第5 水防協議会

1. 法第8条第1項の規定に基づき、栃木県水防協議会を設置する。栃木県水防協議会委員の構成員は、付録1のとおりとする。
2. 法第8条第5項の規定に基づく栃木県水防協議会条例は、付録2のとおりである。

第6 指定水防管理団体の水防計画

1. 水防計画

- 指定水防管理団体は、法第33条の規定により、県の水防計画に応じた水防計画を定めるとともに、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村水防協議会もしくは市町村防災会議に諮らなければならない。
- 水防計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、水防計画を知事に届け出なければならない。
- 指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努める。

2. 水防協議会

- 指定水防管理団体は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くことができる。
- 指定水防管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、市町の条例で定めるものとする。

3. 指定水防管理団体の水防計画作成要領

- 指定水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

4. 指定水防管理団体の水防訓練

- 指定水防管理団体は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。
- 指定水防管理団体は水防訓練を実施しようとするとき、または実施したときは、次の事項を土木事務所経由のうえ知事に報告するものとする。

実施する場合

1. 月日時
2. 場所
3. 河川名
4. 主催
5. 実施予定工法

実施した場合

1. 月日時
2. 場所
3. 河川名
4. 実施工法
5. 参加人員
6. 使用資材数量
7. 使用資材見積書

第2章 水防組織

第1 県における水防組織

1. 水防本部

(1) 水防法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、水防に関する予報及び警報が発せられたとき、または、知事が水防本部を設置する必要があると認めたときから洪水等のおそれなくなったと認められるときまで、県に水防本部を置き水防事務を処理するものとする。

(2) 水防本部の事務局は県土整備部河川課に置く。

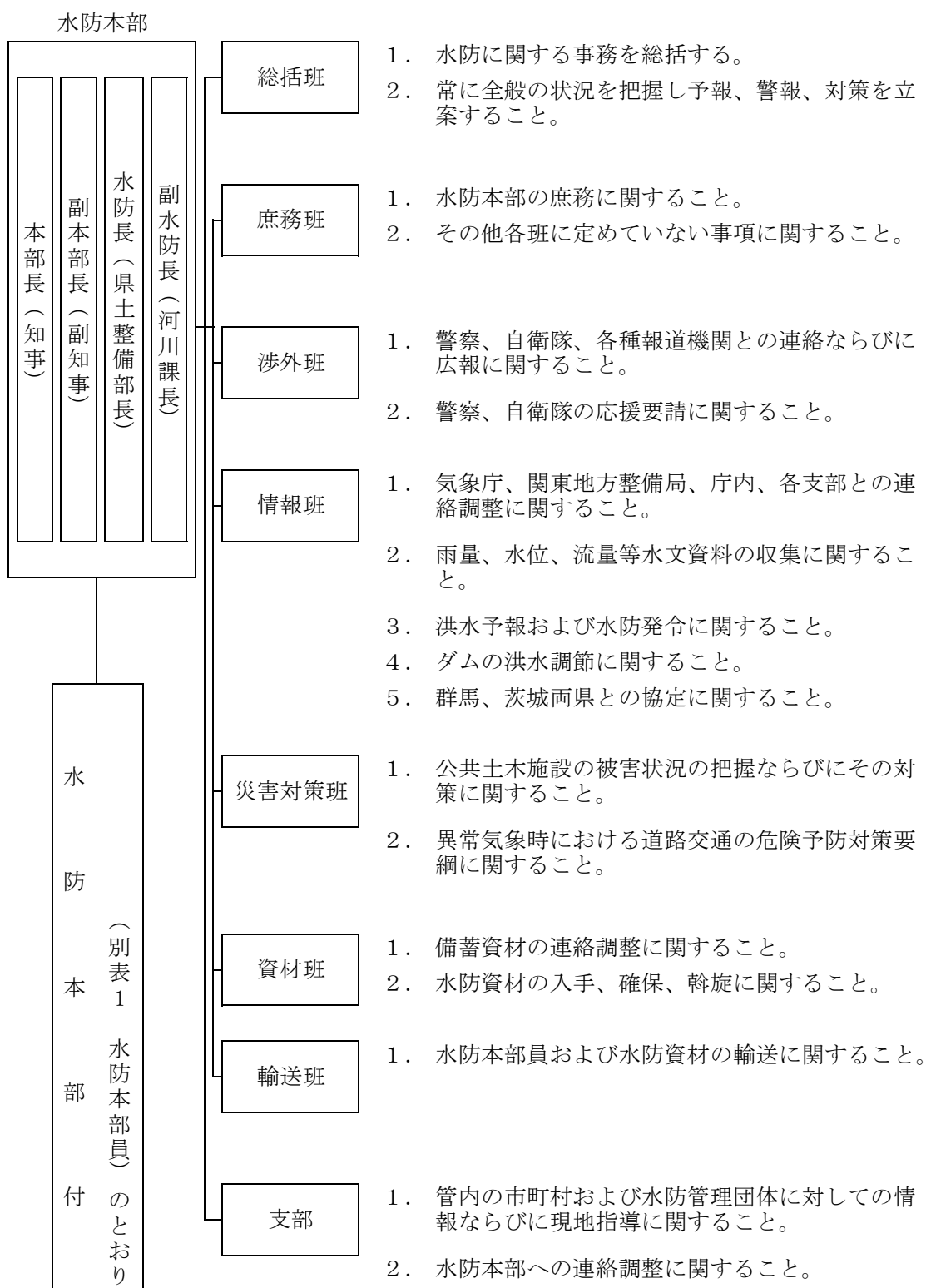
(3) ただし、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に統合され活動を継続するものとする。

2. 水防組織

(1) 水防本部の組織及び事務分担は次のとおりとする。

(2) 水防本部、各支部の活動は第13章第2によるものとし、配備体制は、別表1(本部および各支部の配備体制)とする。

◆水防本部の組織



各支部名…宇都宮、鹿沼、日光、真岡、栃木、矢板、大田原、烏山、安足土木事務所

※ただし、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部に統合され活動を継続するものとする。

第2 水防管理団体における水防組織

1. 水防管理団体の指定

法第4条に基づき知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。

◎市（14）

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市

◎町（11）

上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

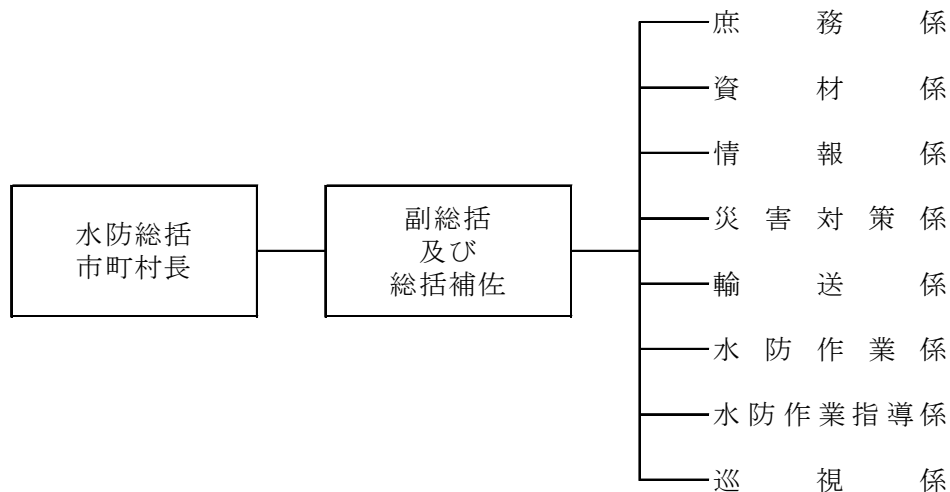
計 25団体

2. 指定水防管理団体の水防組織

指定水防管理団体の水防組織は、次の水防事務分担表のとおりである。

なお、指定水防管理団体の長は、県の水防組織に準じて、指定水防管理団体の水防計画に水防組織を定めることとする。

◎各市町（指定水防管理団体）水防事務分担表



（注）上記は一応の基準を示すものである。

また、水防管理者が管下の消防機関を水防の配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- （1）水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合
- （2）水防警報または、水防指令の通知をうけた場合
- （3）緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

第3章 2以上の県にわたる水防事務

第1 群馬県との協定事項

「栃木県と群馬県の水防事務の協力に関する協定（令和2年3月31日締結）」に基づき、流域にまたがる河川又は洪水等による被害が及ぶ河川においては以下のとおり水防事務を行う。

1 対象河川

- イ. 渡良瀬川
- ロ. 矢場川
- ハ. 桐生川
- ニ. 秋山川
- ホ. 旗川

2 両県が交換を行なう水防情報は、次のとおりとする。

- イ. 両県が所管する雨量、水位情報（それぞれのホームページや国機関等の水防情報関係のホームページ等のいずれかに掲載するものとし、それぞれがインターネット回線を利用して容易に確認できる方法とする。）
- ロ. 両県が発表する洪水予報、水位情報の通知及び周知、水防警報の情報
- ハ. 両県双方に関係する水防活動情報
- ニ. 両県双方に関係する被害情報
- ホ. 両県双方の水防計画
- ヘ. その他、水防事務で必要な情報

3 2 ロ. の対象となる水位観測所は次のとおりとする。

- イ. 上久方（水位：桐生川）
- ロ. 大橋（水位：秋山川）
- ハ. 白旗橋（水位：旗川）

4 情報の交換は、次のときに行なうものとする。

- イ. いずれかが水防事務で必要と認めたとき

5 水防管理団体の応援協定

次の関係水防管理団体は自らの水防業務に支障がない場合に限り応援の求めに応ずるものとする。

(1) 渡良瀬川左岸（渡良瀬大橋上流部）

群馬県館林地区消防組合と栃木県佐野市消防本部

(2) 矢場川及び渡良瀬川右岸

群馬県館林地区消防組合と栃木県足利市水防管理団体及び栃木市水防管理団体

(3) 応援の内容

- イ. 水防団（消防団）員等の派遣
- ロ. 備蓄している水防用資材、器具等の提供
- ハ. その他、災害による被害を最小限に防止する応援活動全般

(4) 応援の方法

- イ. 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動するものとする。
- ロ. 応援のために要する費用は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その費用の額、負担の方法は両者協議して定めるものとする。

第2 茨城県との協定事項

「栃木県と茨城県の水防事務の協力に関する協定（平成30年3月30日締結）」に基づき、流域がまたがる河川又は洪水等による被害が及ぶ河川においては、以下のとおり水防事務を行う。

1 対象河川

- (1) 田川 (2) 思川 (3) 五行川

2 両県が交換を行なう水防情報は、次のとおりとする。

(1) 雨量、水位情報

雨量、水位情報は、それぞれのホームページや国機関等の水防情報関係のホームページ等のいずれかに掲載するものとし、それぞれがインターネット回線を利用して容易に確認できる方法とする。

(2) 洪水予報、水防警報

洪水予報、水防警報は、電子メール、ファクシミリ等により伝達する。

その他、水防事務で必要な情報は、情報内容を考慮し、適切な方法を用いて交換する。

第4章 監視、警戒及び重要水防箇所

第1 監視、警戒

水防管理者は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、または水防管理者、水防機関の長において必要と認めるときは、出水前に巡視員を派遣して堤防の巡視にあたらせるものとする。

1. 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。
 - (1) 堤防の溢水状況
 - (2) 表法の水当りの強い場所の亀裂または崩壊
 - (3) 天端の亀裂または沈下
 - (4) 裏法の漏水、亀裂および崩壊
 - (5) 樋門の両袖、または底部からの漏水および扉の締め具合
 - (6) 橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常
2. 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、速やかに関係方面に通報するものとする。

第2 報告

洪水等に際し、水防管理者は水防機関が出勤したとき、または、水防作業を開始したとき、もしくは堤防等の異常を発見したときは、決壊時の処置に準じ、法第25条の規定により、ただちにその旨を所轄の土木事務所および氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に、通報するものとする。

第3 重要水防箇所

県内の河川法を適用する河川で水防上特に警戒または防御を要する箇所は、別表2（「重要水防箇所評定基準」により「重要水防箇所一覧表」）のとおり指定する。

	県の管理区間	国の管理区間
重要度	A 水防上最も重要な区間	A 水防上最も重要な区間
	B 水防上重要な区間	B 水防上重要な区間
	—————	要 注 意 区 間

第5章 ダム、水門の操作

第1 ダム、水門、堰の操作

水防上重要なダム・水門・堰については、水防管理者はあらかじめ関係する国土交通省河川事務所長、国土交通省河川国道事務所長、県土木事務所長、ダム・水門の管理者とその操作基準、連絡方法について協議しておくものとする。

なお、ダム・水門・堰の位置、諸元は、別表3のとおりである。水門の操作要領は次のとおりとする。

1. 県および水防管理団体の水門にあらかじめ操作員を定めて置くものとする。
2. 操作員は異常気象時はもとより、平素から工作物の点検を心得、出水等の操作に支障ないようにしておくものとする。
3. 管理者は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとると共にその状況を速やかに所管土木事務所に通知するものとする。
4. 門扉の開閉等の具体的な操作要領は所管事務所とあらかじめ協議しておくものとする。

第6章 器具資材及び設備の整備運用並びに輸送

第1 器具・資材及び設備の整備

水防管理団体の管理者は、河川の状況、堤防護岸の状況及び過去における水災の状況等を勘案して水防倉庫（又は代用置場）を設置し、市町村の実情に即応した水防器具並びに資材を次の基準により準備し、洪水時における十分な水防活動を期するものとする。

水防管理団体水防倉庫備蓄基準

資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器具	掛矢	丁	5	資材	土のう袋等	袋	500
	ノコギリ	〃	5		シート類	枚	100
	ツルハシ	〃	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	〃	20		鉄線	kg	50
	なた	〃	5		ロープ等	〃	50
	ペンチ	〃	3		竹	〃	15
	かま	〃	5				

第2 水防倉庫現況

1. 県は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資材では不足するような緊急の場合に際し、応急支援するため各土木事務所に水防資材を備蓄しておくものとする。
2. 県の管理する水防資材の使用については、水防管理団体及び水防協力団体の要請により、土木事務所長及び下水道管理事務所長が決定する。なお、水防活動により資材が不足し、緊急を要する場合は、現地において資材を収用し、使用する場合は後日補償するものとする。
3. 土木事務所長及び下水道管理事務所長は、水防資材を収用したときは、県有水防資器材の取扱要領に基づき、後日種目、数量、金額を県土整備部長あてに報告するものとする。
4. 県の管理する水防倉庫、水防資材並びに水防管理団体及び水防協力団体の管理する水防倉庫及び水防器材の現況は、別表4のとおりである。

第3 輸送

1. 水防管理団体及び所轄土木事務所は水防資材、器具等の輸送のため、トラック等の配備に留意し、必要に応じ緊急輸送に当るものとする。
2. 所轄の土木事務所は、管内の水防管理団体及び水防に要する資材の輸送について、あらゆる状況を推定して輸送経路を予め調査し決定しておくものとする。
3. 運搬車両の不足を生じ緊急やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関の確保に努力するものとする。この場合、警察署長及び運輸支局長に連絡、応援を求めるものとする。

◆**県有水防資器材の取扱要領**◆

(目 的)

第1 この要領は別に定めがあるもののほか、県有の水防用資材器具（以下「資器材」という）の管理並びに水防管理団体への資器材供与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 土木事務所長（以下「所長」という）は資器材を常に緊急事態に即応できるように点検整備しておかなければならない。

2 前項の資器材は県有倉庫等に保管しなければならない。

(供与の原則)

第3 所長は緊急事態に対処し、備蓄資器材に不足を生じた水防管理団体から、資器材の応援要請があった場合にその必要を認めたときは、資器材を供与することができる。ただし、器具については貸与する。

2 所長は前項によって資器材を供与等したときは当該水防管理団体の受領証を徴しておかなければならない。

第4 所長は、資器材に受払いが生じたときは水防資器材受払簿（別記様式）を作成して確認しておかなければならない。

(報 告)

第5 所長は、第4による受払いが生じたときは、その都度別記様式によって河川課長に報告しなければならない。

別記様式

水防資器材受払い簿

所長 認印	品名 年月日										応援 水防管理 団体名	使用事由 気象及び 出水状況	取扱者 氏名	備考
		受	払	残	受	払	残	受	払	残				

(注) 1. 水防防活動を行った現地写真を整備しておくこと。
 2. 5万分の1図に使用ヶ所、使用年月日を明示して添付すること。
 3. 備考欄にはそれぞれ保管換え、点検、補充、供与の別を記入すること。

第7章 通信連絡

第1 通信の優先使用

法第27条第2項の規定により、知事、水防管理者又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために加入電話を利用し、必要あるときは警察通信施設、気象官署通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を利用することができる。

第2 県の防災行政無線施設

1. 県内の連絡

洪水時等及び水防警報時の緊急通信には、防災行政ネットワークのほか、防災行政無線及び衛星携帯電話を併せ使用することとする。

無線局現況表、並びに栃木県防災行政ネットワーク通信系統図は別表5のとおりである。

2. 国との通信

栃木県と国土交通省間における通信連絡を確保するため、多重無線電話を運用する。

第3 非常用無線連絡回線

公衆通信の途絶した際における専用通信施設の連絡回線は次のとおりである。

1. NTT東日本株式会社栃木支店

(1) 衛星携帯電話

2. 栃木県警察本部－関東管区警察局栃木県情報通信部

(1) 警察電話

(2) 警察無線電話

(3) 警察無線通信

第4 通信の確保

1. 水防関係者は通信施設等の故障により、これを使用（利用）することが不可能な場合は、自動車等を使用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保につとめるものとする。

2. 水防関係者は前項の連絡をするため、あらかじめ所要の機器、人員を準備しておくものとする。

第5 その他

1. 水防に関する関係機関の連絡先及び連絡系統図は、別表6のとおりである。

第8章 気象庁が行う予報及び警報

1. 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報

宇都宮地方気象台長は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を栃木県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の名称と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報、特別警報の名称及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・危険警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	レベル3 大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 大雨危険警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 大雨特別警報	台風や集中豪雨により大雨災害の起こるおそれが著しく大きい降雨量となる大雨が予想される場合
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	レベル3 氾濫警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	レベル4 氾濫危険警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想したとき
	レベル5 氾濫特別警報	台風や集中豪雨により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きい場合

なお、一般利用に適合する気象・洪水に関する注意報・警報の各市町の発表基準及び基準値の解説については気象庁HPを参照すること。

気象庁HP：https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun_new/tochigi.html

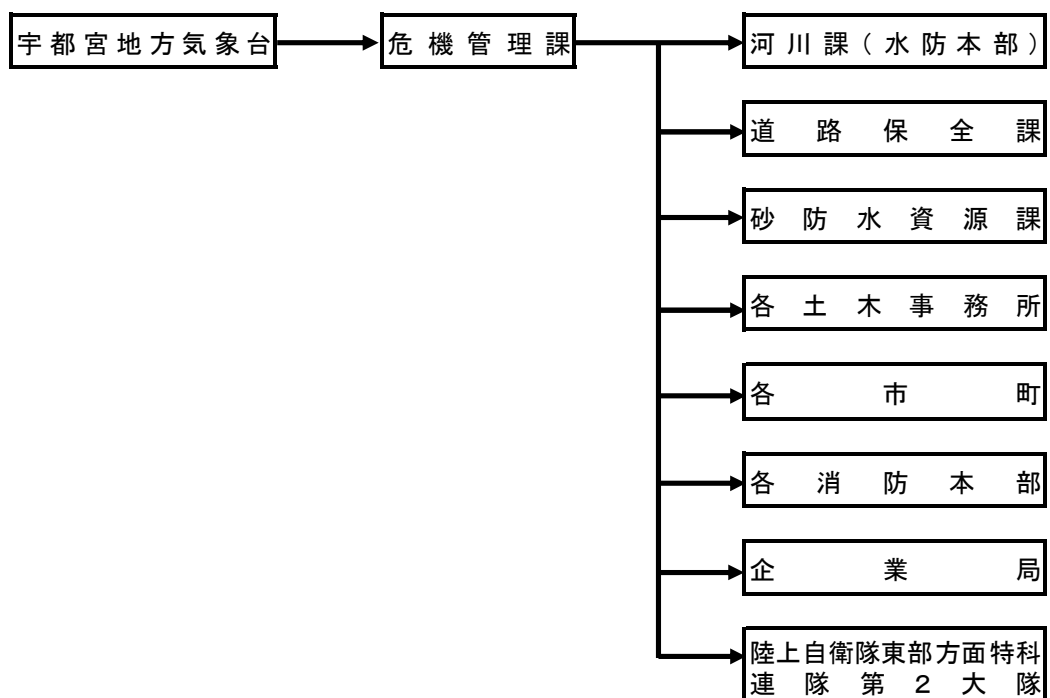
(大雨警報等を補足する情報)

気象庁は、注意報、警報、危険警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル、洪水キキクル、大雨キキクルおよび流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報(常時10分毎に更新)。
大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを統合して示す情報
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの危険度)。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、大雨警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報(常時10分毎に更新)。

2. 警報等の伝達経路

水防活動の利用に適合する注意報及び警報については下図のとおり伝達する。



第9章 洪水予報

第1 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1. 洪水予報の種類並びに発表基準

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行なう洪水予報の発表基準・種類は、次表のとおりである。洪水予報は、河川毎にその地点の水位または流量を示して発表される。

洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	解説	
	発表の基準	市町・住民に求める行動等
〇〇川レベル5 氾濫発生情報 〔氾濫特別警報〕	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達した後速やかに発表する。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表	・逃げ遅れた住民の救助等。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。
〇〇川レベル4 氾濫危険警報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合に、速やかに発表する。	・市町は避難指示の発令を判断。
〇〇川レベル3 氾濫警報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・市町は高齢者等避難の発令を判断。
〇〇川レベル2 氾濫注意報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・住民は洪水に関する情報に注意。 ・水防団出動。
レベル1 (発表なし)	水防団待機水位。	・水防団待機。

※解除

レベル2 氾濫注意報の解除は、レベル5 氾濫発生情報（氾濫特別警報）、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったときに発表する。

2. 通知連絡

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

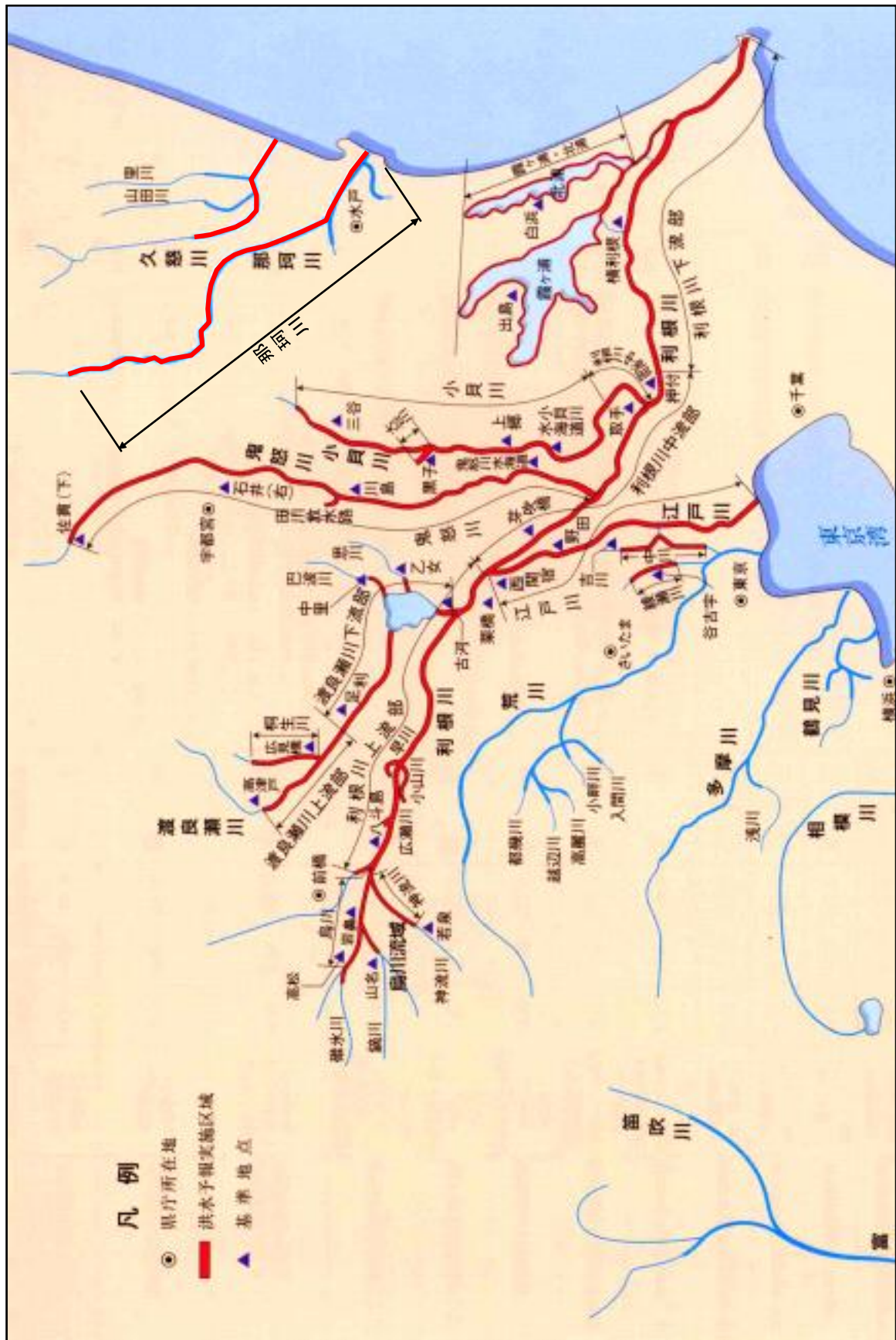
なお、障害対応時の伝達記録用紙は、別表10による。

3. 指定河川及びその区域、基準観測所

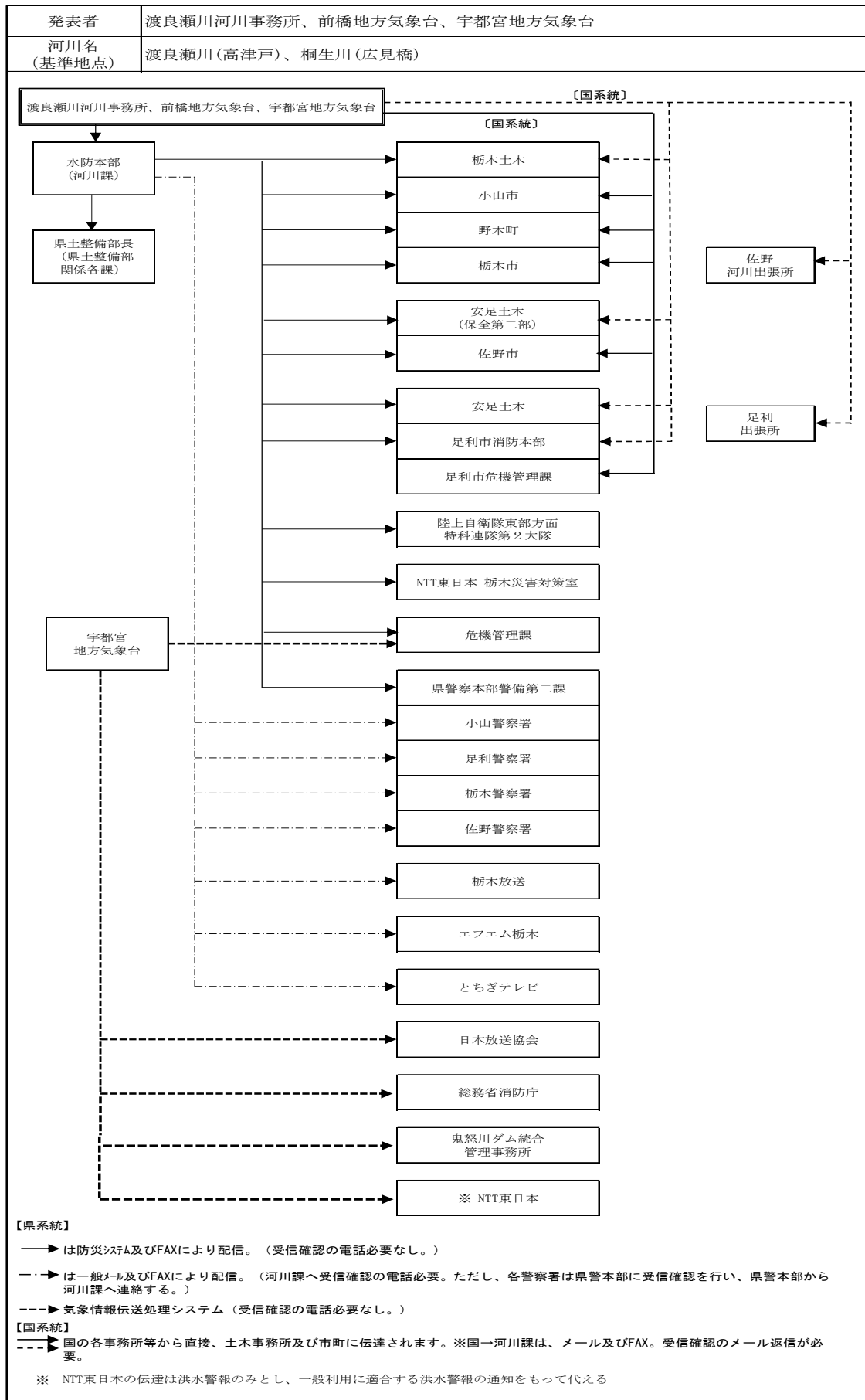
(水位単位：m)

区間名	河川名	区域	基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫発生水位	担当官署
利根川上流部	利根川	群馬県伊勢崎市柴町字小泉1555番地先から 茨城県猿島郡境町字北野1920番地先まで	八斗島	0.80	1.90	3.10	4.10	5.20	関東地方整備局 気象庁 大気海洋部
		群馬県佐波郡玉村町大字小泉字飯玉前70番6地先から 江戸川分派点まで	栗橋	2.70	5.00	7.60	9.20	11.00	
渡良瀬川上流部	渡良瀬川	群馬県みどり市大間々町高津戸1078番17地先から 栃木県足利市若草町12番1地先まで	高津戸	2.20	3.30	4.40	5.00	5.90	渡良瀬川 河川事務所 前橋 地方気象台
		群馬県みどり市大間々町大間々2245番4地先から 栃木県足利市福富町1819番3地先まで							
	桐生川	群馬県桐生市菱町4丁目字金葛2442番の2地先から 渡良瀬川合流点まで	広見橋	1.70	2.00	3.00	3.70	4.50	宇都宮 地方気象台
		群馬県桐生市天神町3丁目360番の12地先から 渡良瀬川合流点まで							
渡良瀬川下流部	渡良瀬川	栃木県足利市若草町12番1地先から 利根川合流点まで	足利	3.00	3.30	4.90	5.40	6.50	関東地方 整備局 気象庁 大気海洋部
		栃木県足利市福富町1819番3地先から 利根川合流点まで	古河	2.70	4.70	8.90	9.70	11.30	
	巴波川	栃木県小山市大字中里字堤田1125番1地先から 渡良瀬川合流点まで	中里	2.00	2.70	5.10	5.50	7.90	
		栃木県栃木市大平町伯仲字姥神257番地先から 渡良瀬川合流点まで							
思川	栃木県小山市大字乙女字寒沢1119番1地先から 渡良瀬川合流点 栃木県下都賀郡野木町大字友沼字角新田1858番1地先から 渡良瀬川合流点まで	乙女	3.00	5.50	5.70	8.70	10.60		
鬼怒川	鬼怒川	左岸 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から 利根川合流点まで	佐貫(下)	1.50	2.30	3.10	3.70	5.80	下館川 河川事務所 宇都宮 地方気象台 水戸 地方気象台
			石井(右)	1.00	1.50	2.60	3.30	4.70	
		右岸 栃木県宇都宮市宮山田町字かづ-1302番地先から 利根川合流点まで	川島	0.00	1.10	3.40	4.40	6.20	
	鬼怒川水海道	1.50	3.50	5.30	6.00	8.40			
田川放水路	左岸 田川からの分派点から 鬼怒川への合流点まで	石井(右)	1.00	1.50	2.60	3.30	4.70		
右岸 田川からの分派点から 鬼怒川への合流点まで									
小貝川	小貝川	左岸 栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田2435番地先から 茨城県龍ヶ崎市大字河原代町88番3地先まで	三谷	1.40	1.80	2.90	3.20	3.90	水戸 地方気象台
			黒子	2.50	3.80	5.10	5.80	7.60	
		右岸 栃木県真岡市根本2169番地先から 茨城県取手市宮和田字東正寺裏524番2地先まで	上郷	3.00	3.60	4.90	5.30	6.50	
		小貝川水海道	3.80	4.60	6.10	6.50	7.60		
那珂川	那珂川	左岸 栃木県大田原市亀久字大平419番4地先から 海まで	小口	4.00	5.00	5.00	5.50	6.20	常陸 河川国道事務所 水戸 地方気象台 宇都宮 地方気象台
			野口	2.50	3.50	4.10	4.50	5.80	
		右岸 栃木県大田原市佐良土字野島2835番1地先から 海まで	水府橋	3.00	4.00	5.40	5.80	7.00	

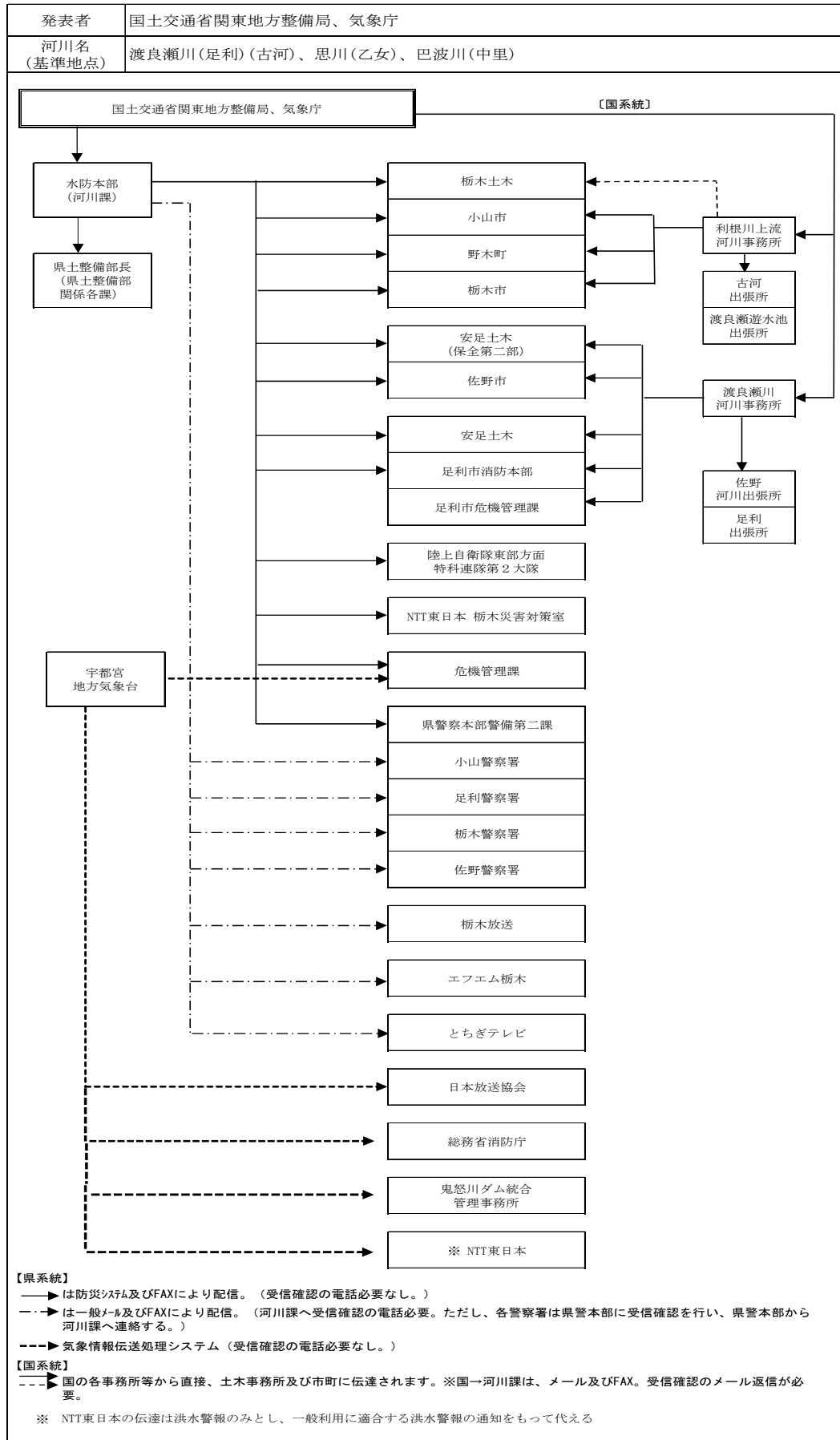
4. 洪水予報 実施区域図



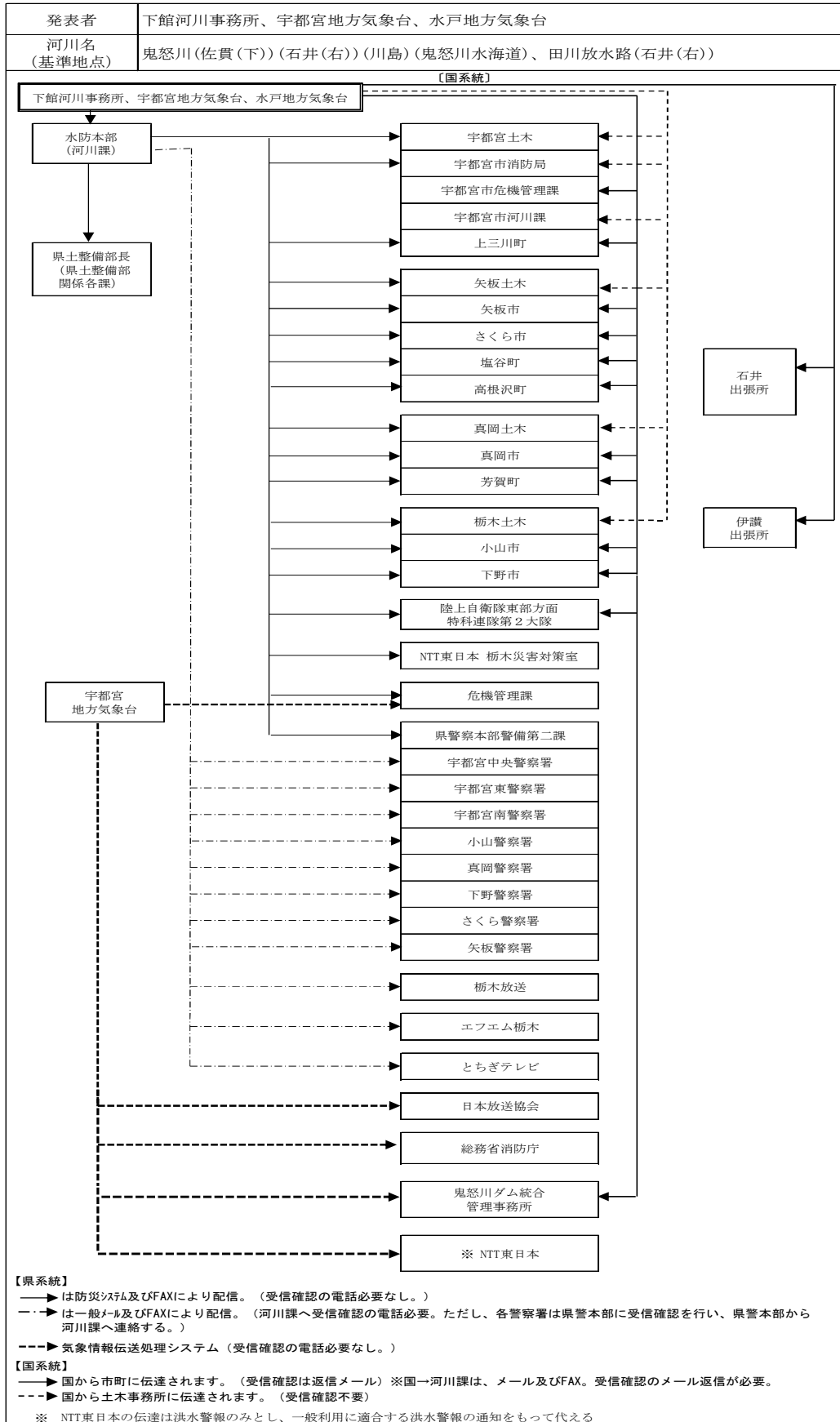
②渡良瀬川上流部：洪水予報伝達系統



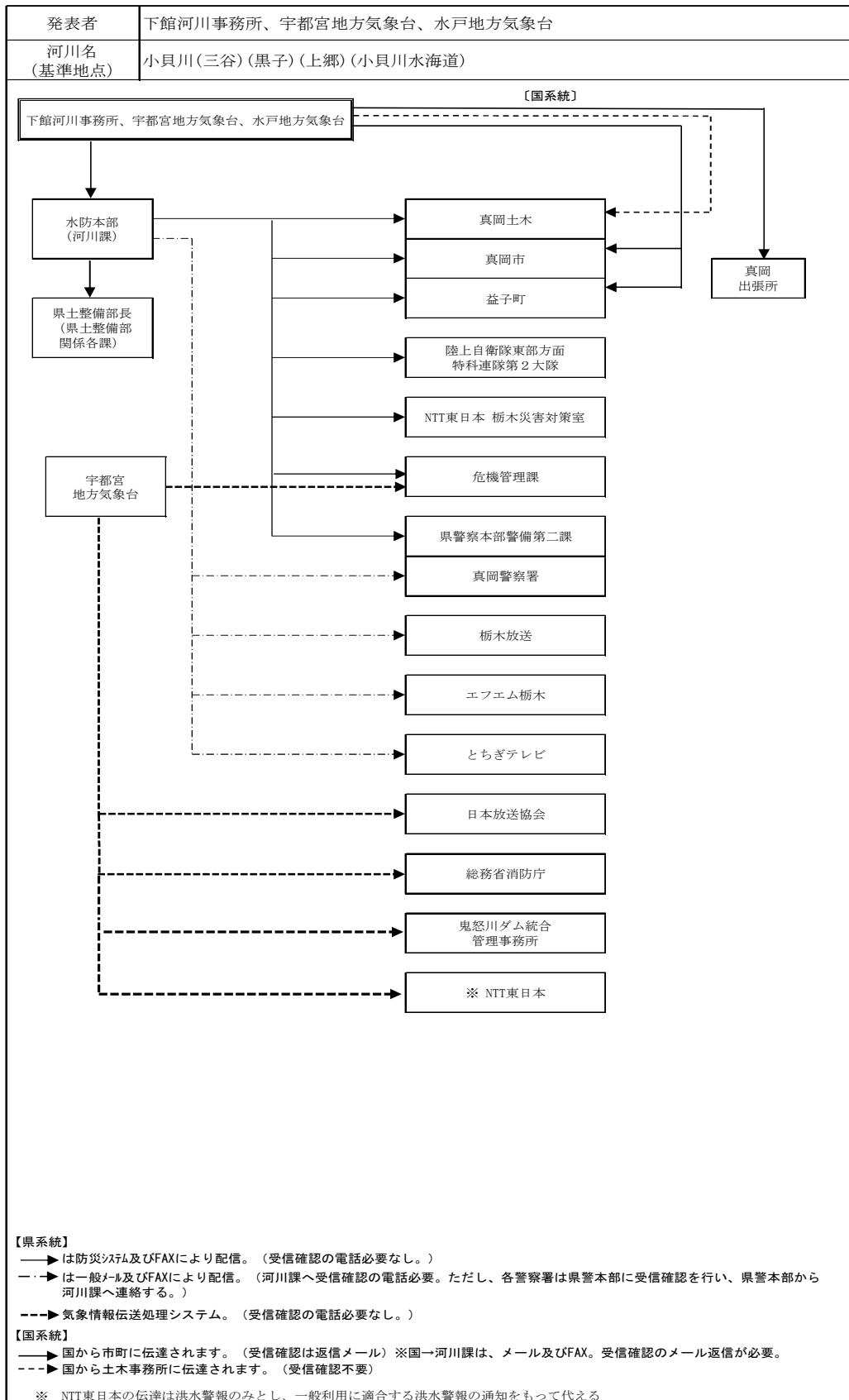
③ 渡良瀬川下流部：洪水予報伝達系統



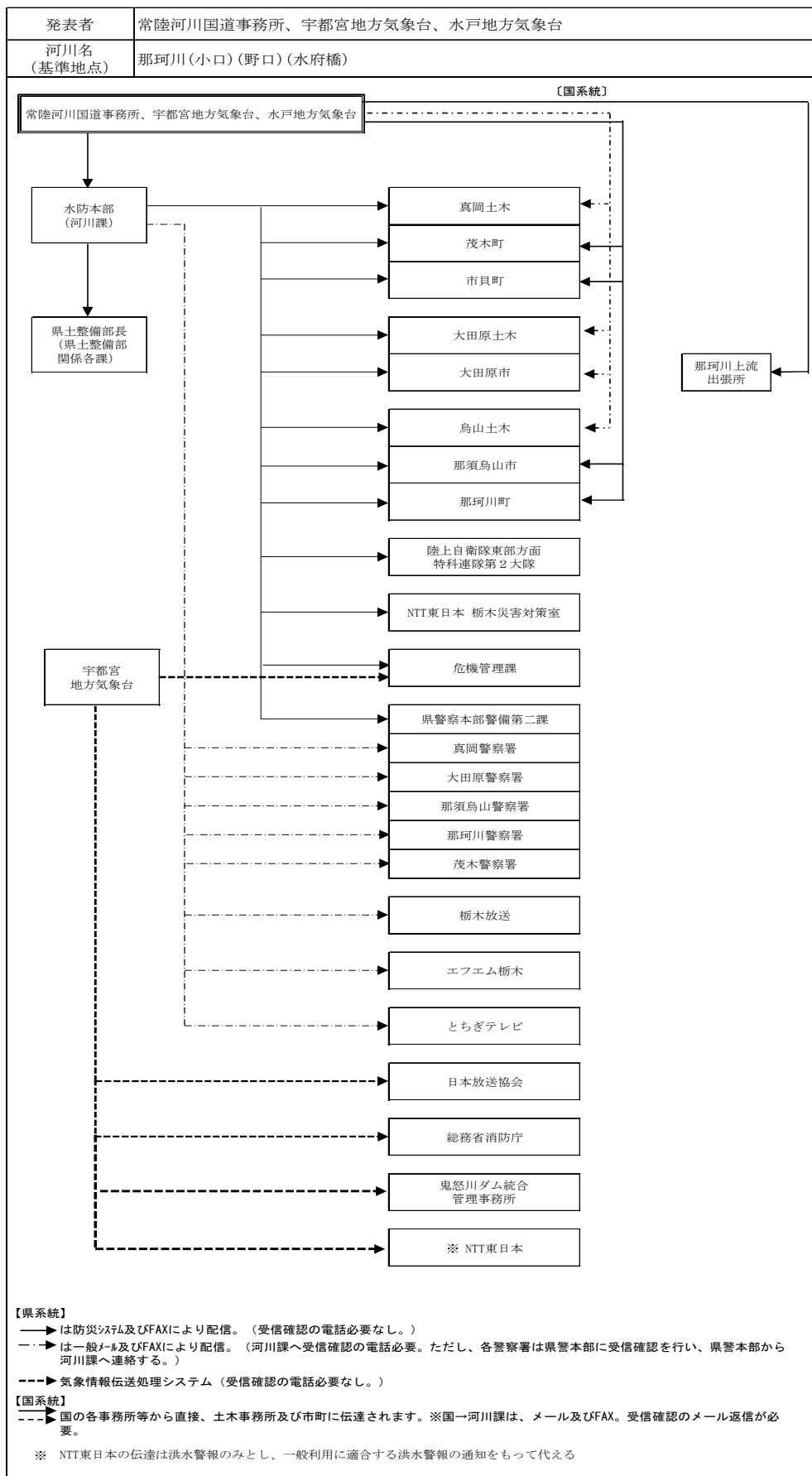
④鬼怒川：洪水予報伝達系統



⑤小貝川：洪水予報伝達系統



⑥那珂川：洪水予報伝達系統



第2 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1. 洪水予報の種類並びに発表基準

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、栃木県知事と気象庁長官が共同して行なう洪水予報の発表基準・種類は、次表のとおりである。洪水予報は、河川毎にその地点の水位を示して発表される。

洪水予報の標題 〔洪水予報の種類〕	解説	
	発表の基準	市町・住民に求める行動等
〇〇川レベル5 氾濫発生情報 〔氾濫特別警報〕	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したときに発表する。 ※レベル5 氾濫特別警報と一体的に発表	・逃げ遅れた住民の救助等。 ・新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。
〇〇川レベル4 氾濫危険警報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。	・市町は避難指示の発令を判断。
〇〇川レベル3 氾濫警報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・市町は高齢者等避難の発令を判断。
〇〇川レベル2 氾濫注意報	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。	・住民は洪水に関する情報に注意。 ・水防団出動。
レベル1 (発表なし)	水防団待機水位。	・水防団待機。

※解除

レベル2 氾濫注意報の解除は、レベル5 氾濫発生情報、レベル4 氾濫危険警報、レベル3 氾濫警報又はレベル2 氾濫注意報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったときに発表する。

2. 通知連絡

知事は自ら指定した河川について洪水予報を行ったときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

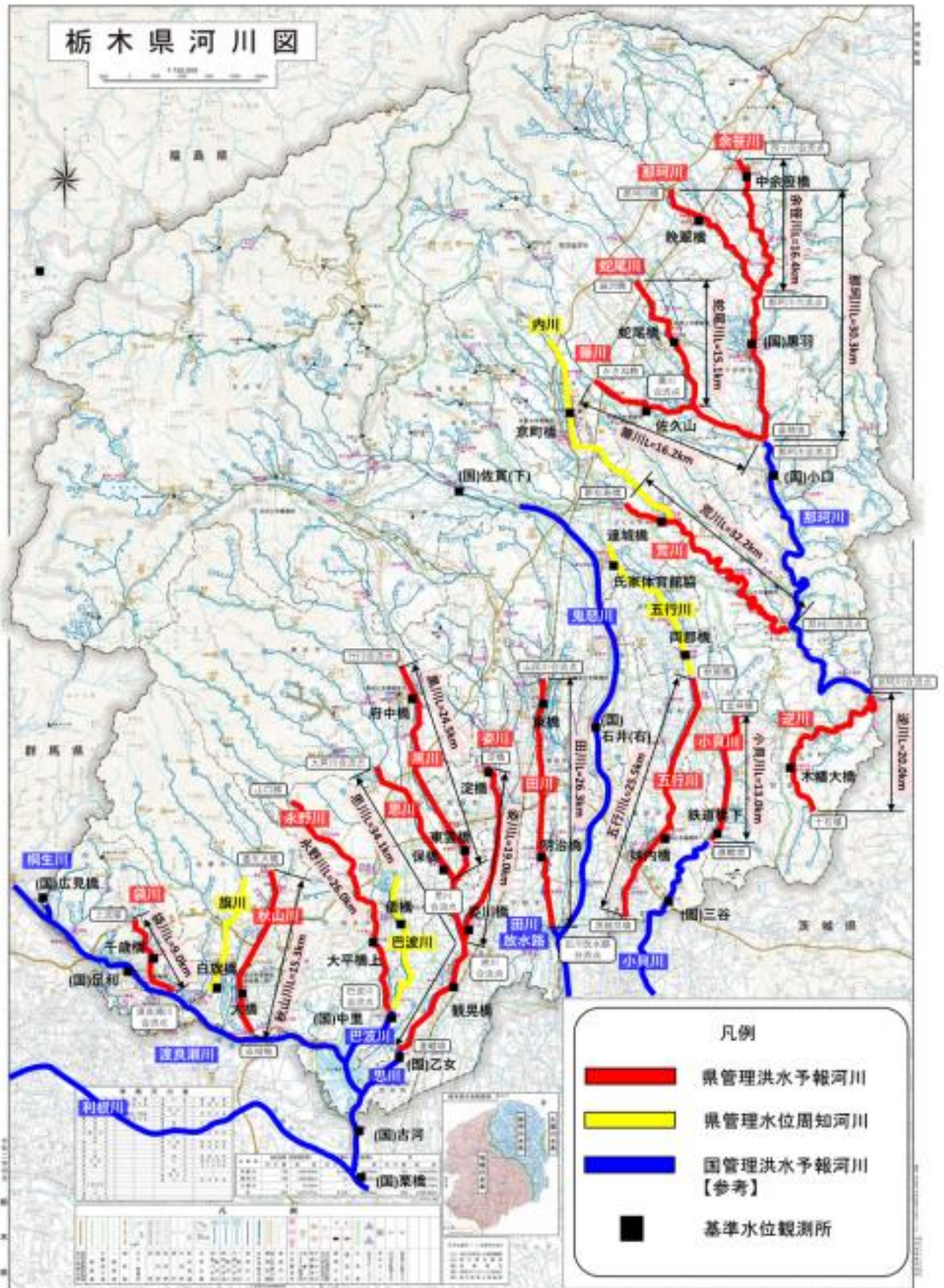
なお、障害対応時の伝達記録用紙は、別表10による。

3. 指定河川及びその区域、基準観測所

(気)気象庁観測施設

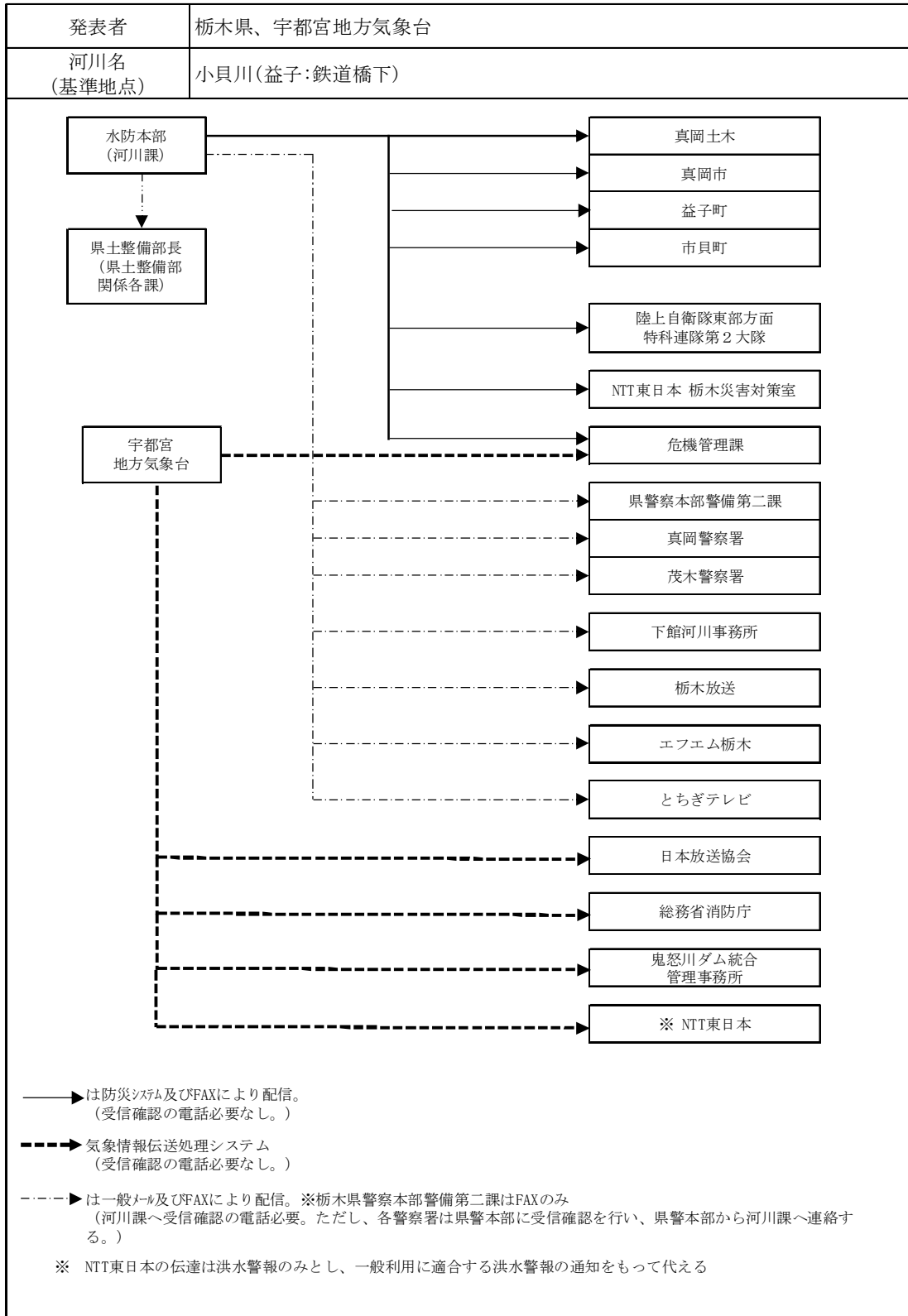
水系	河川名	区 域	基準水位 観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位 (警戒水位)	基準水位			流域内雨量 観測所	所管 事務所名	告示
						避難判断 水位	氾濫 危険水位	氾濫 発生水位			
利根川水系	小貝川	左 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から	鉄道橋下 (益子)	1.00	1.50	2.10	2.60	3.10	千本 浅間山	真岡土木	H21.9.1 第482号
		右 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から 岸 真岡市根本まで									
	五行川	左 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 岸 真岡市大根田まで	妹内橋 (真岡)	1.60	1.90	2.70	3.20	4.00	(気)高根沢 (気)真岡 氏家、芳賀 真岡土木	真岡土木	H19.5.25 第377号
		右 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から 岸 真岡市大根田まで									
	田川	左 宇都宮市岩曾町山田川合流点から 岸 下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋 (宇都宮)	1.40	2.00	3.00	3.70	4.60	(気)宇都宮 大綱、県庁 宇都宮土木	宇都宮土木	H18.3.28 第225号
		右 宇都宮市山本1丁目山田川合流点から 岸 小山市大字田川田川放水路への分派点まで	明治橋 (上三川)								
	思川	左 鹿沼市深程大芦川合流点から 岸 小山市大字乙女まで	保橋 (栃木)	1.50	1.80	3.30	4.10	5.30	(気)鹿沼、(気)宇都宮、栗野、 真名子、遠木、上相尾、古峰原、 東小栗川、大久保、板前、田下、 下久我、鹿沼土木、小山	栃木土木 鹿沼土木	H19.5.25 第377号
		右 鹿沼市深程大芦川合流点から 岸 下都賀郡野木町大字友沼まで	観見橋 (小山)								
	姿川	左 宇都宮市暮田町淀橋から 岸 小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋 (壬生)	1.50	2.00	2.80	3.30	4.30	(気)宇都宮 田下	宇都宮土木	H22.3.19 第143号
		右 下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から 岸 小山市大字黒本思川合流点まで	姿川橋 (小山)								
	黒川	左 鹿沼市富岡行川合流点から 岸 栃木市大光寺思川合流点まで	府中橋 (鹿沼)	3.00	3.70	5.20	5.70	6.70	(気)鹿沼 東小栗川 板荷	鹿沼土木	H20.5.23 第303号
		右 鹿沼市富岡行川合流点から 岸 栃木市大光寺思川合流点まで	東雲橋 (壬生)								
	永野川	左 栃木市星野町山口橋から 岸 栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで	大平橋上 (大平)	2.10	2.80	3.40	4.50	5.70	(気)栃木 (気)葛生 永野、寺尾 皆川	栃木土木	H19.5.25 第377号
右 栃木市星野町山口橋から 岸 栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで											
秋山川	左 佐野市葛生西2丁目葛生大橋から 岸 佐野市榎下町大古屋橋まで	大橋 (佐野)	1.30	1.70	2.10	2.80	3.60	(気)葛生 (気)佐野 秋山台、山越	栃木土木 安足土木	H20.5.23 第303号	
	右 佐野市あく町葛生大橋から 岸 佐野市大古屋町大古屋橋まで										
袋川	左 足利市月谷町から 岸 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで	千歳橋 (足利)	1.70	2.20	3.00	3.50	4.30	(気)足利 北大綱、安足土木 松田	安足土木	H21.9.1 第482号	
	右 足利市月谷町から 岸 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで										
那珂川	左 那須郡那須町大字高久甲那珂川橋から 岸 大田原市矢倉まで	晩翠橋 (黒磯)	2.00	2.80	5.00	5.50	6.70	(気)那須高原、(気)黒磯 南金丸、両郷、香掛、芦野 矢の目、鳥野日、那須湯本、板室 沼ヶ原、黒尾谷、ロープウェイ 那須共同牧場	大田原土木	H22.3.19 第143号	
	右 那須塩原市鳥野日那珂川橋から 岸 大田原市佐良士まで	黒羽 (国観測所)									2.20
逆川	左 芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から 岸 芳賀郡茂木町大字飯野那珂川合流点まで	木幡大橋 (茂木)	1.80	2.50	3.60	4.20	5.00	下小貫 木幡 茂木 千本	真岡土木	H21.9.1 第482号	
	右 芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から 岸 芳賀郡茂木町大字飯野那珂川合流点まで										
荒川	左 さくら市松島新松島橋から 岸 那須烏山市向田那珂川合流点まで	連城橋 (喜連川)	1.20	1.50	2.00	2.50	3.50	(気)塩谷、(気)那須烏山 矢板土木、上太田 鳥羽新田、西荒川ダム 弓張、上の原、寺山ダム 那珂川水系ダム 東荒川ダム	真岡土木 矢板土木 烏山土木	H20.5.23 第303号	
	右 さくら市早乙女新松島橋から 岸 那須烏山市向田那珂川合流点まで										
箒川	左 大田原市薄葉かさね橋から 岸 大田原市佐良士那珂川合流点まで	佐久山 (大田原)	1.90	2.50	3.50	4.00	5.00	佐久山、上ノ原 新湯、塩原ダム 上塩原	矢板土木 大田原土木 烏山土木	H21.9.1 第482号	
	右 矢板市沢かさね橋から 岸 那須郡那珂川町那珂川合流点まで										
蛇尾川	左 那須塩原市東遷沢沢橋から 岸 大田原市片府田箒川合流点まで	蛇尾橋 (大田原)	1.70	2.30	3.40	3.90	4.90	(気)大田原 大田原土木 百村 湯宮	大田原土木	H21.9.1 第482号	
	右 那須塩原市東遷沢沢橋から 岸 大田原市片府田箒川合流点まで										
余笹川	左 那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から 岸 大田原市川田那珂川合流点まで	中余笹橋 (那須)	1.30	1.80	2.30	2.80	3.80	(気)那須高原 ロープウェイ 那須共同牧場 那須湯本、香掛	大田原土木	H19.5.25 第377号	
	右 那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から 岸 那須郡那須町大字稲沢那珂川合流点まで										

4. 洪水予報、水位周知情報 実施区域

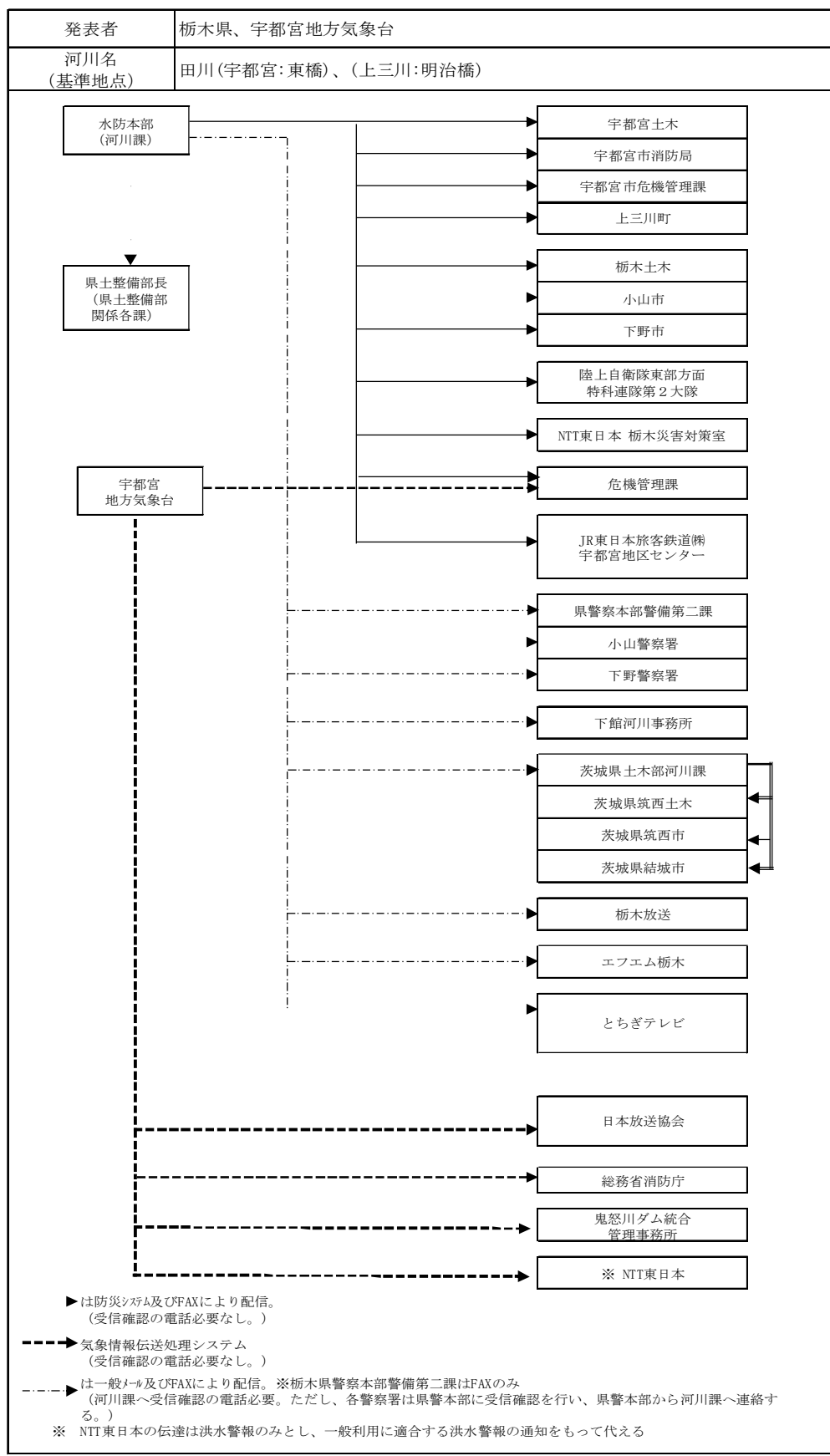


5. 栃木県知事が行う洪水予報の伝達系統

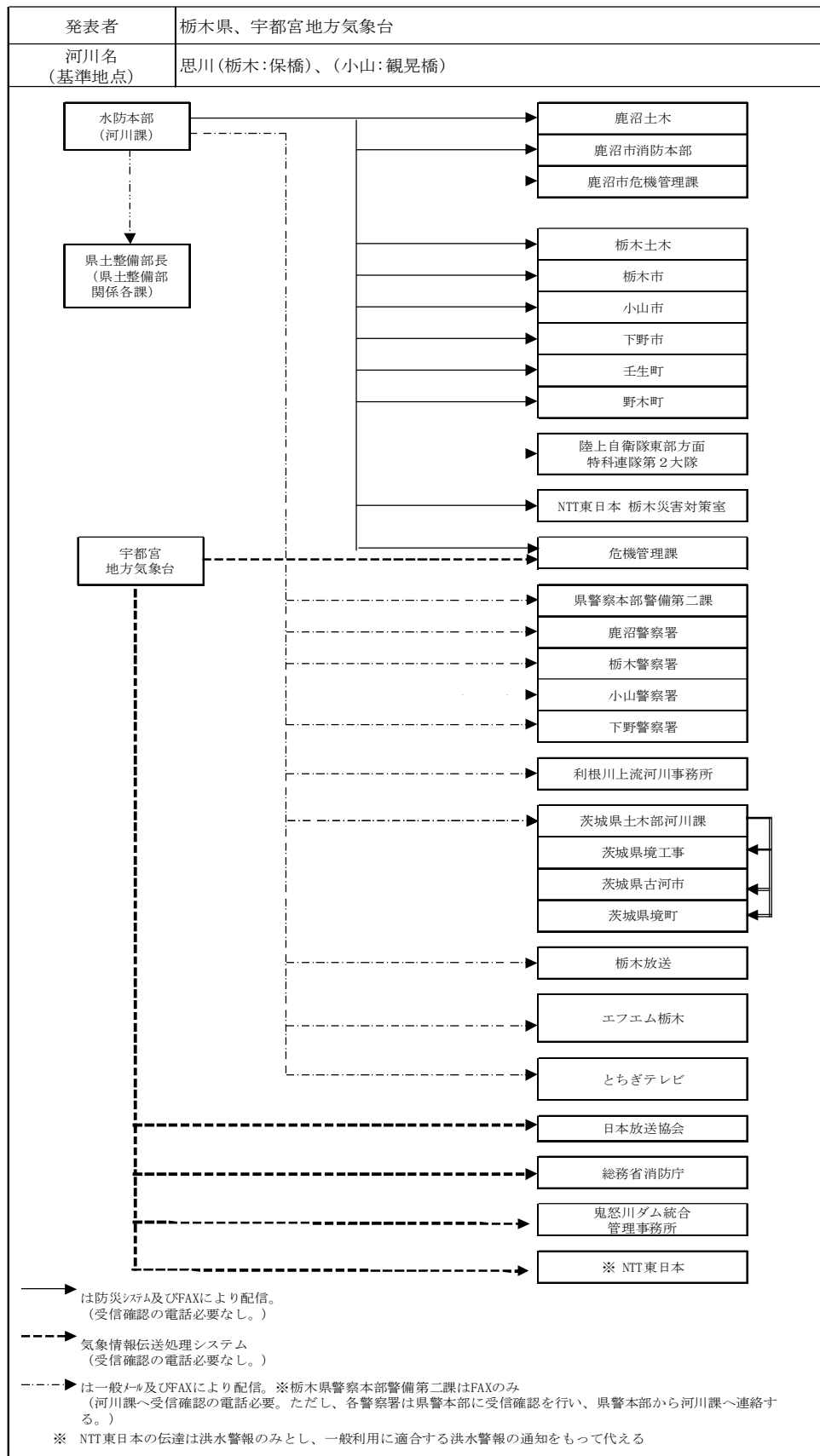
①小貝川上流部：洪水予報伝達系統



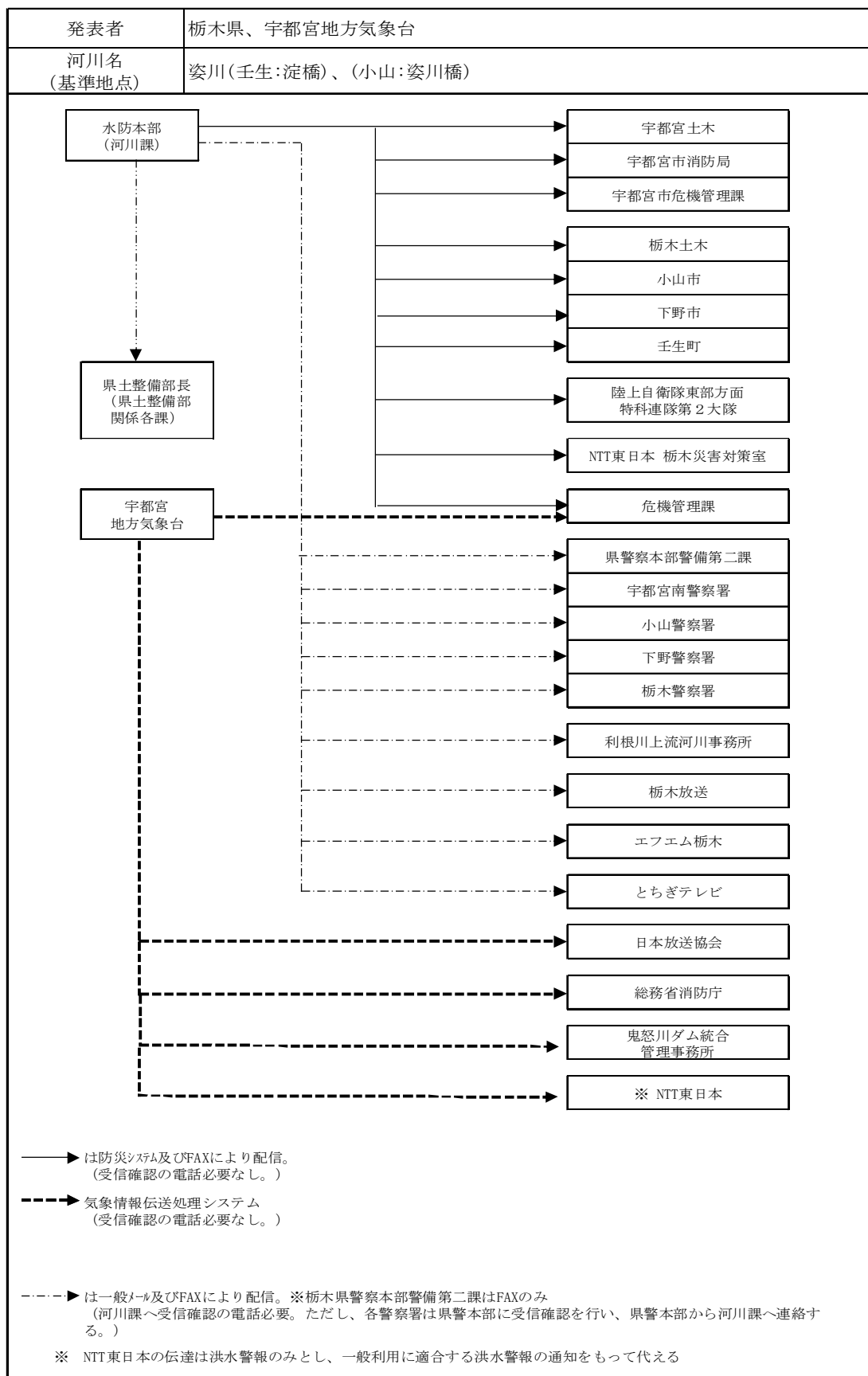
③田川：洪水予報伝達系統



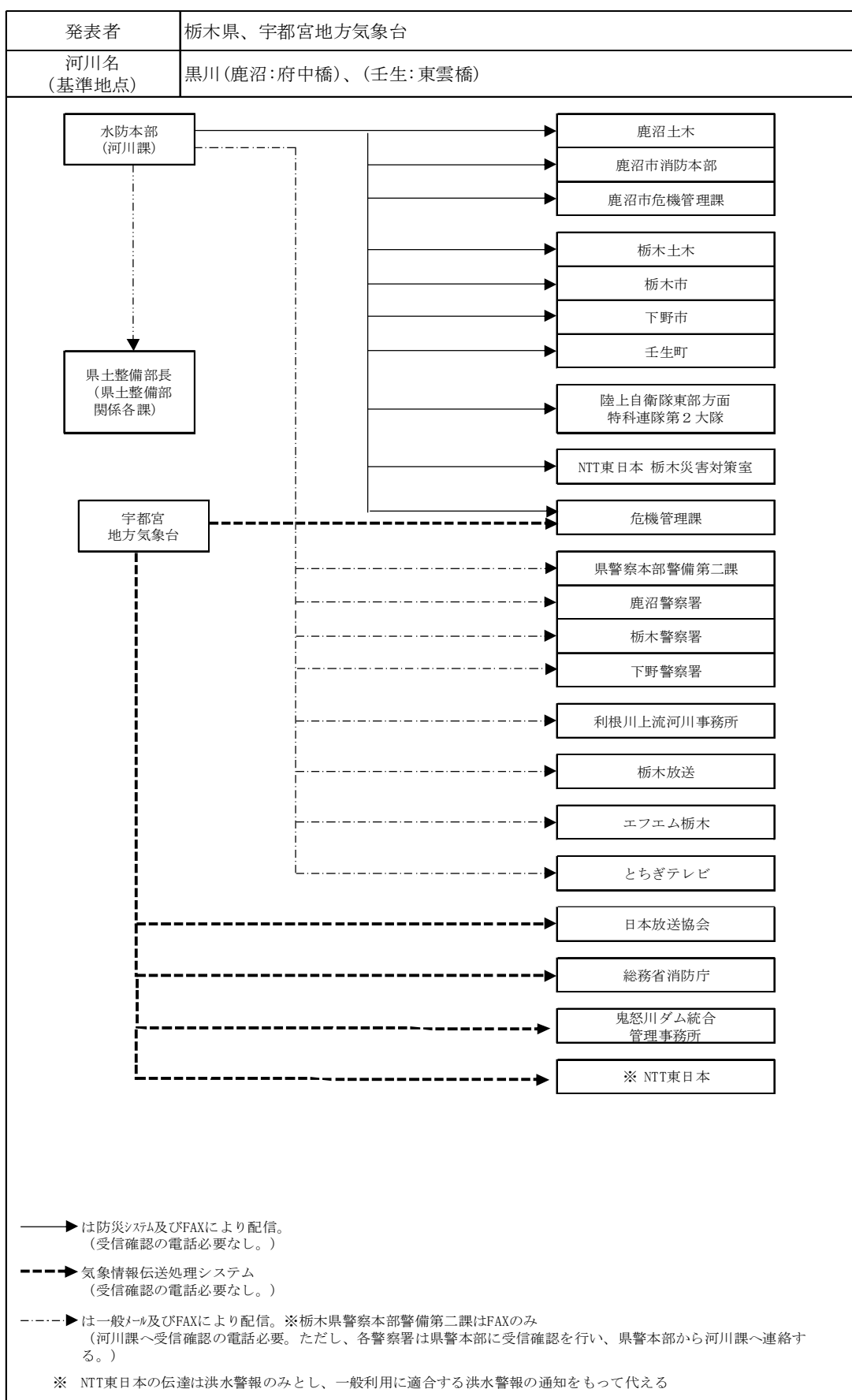
④思川：洪水予報伝達系統



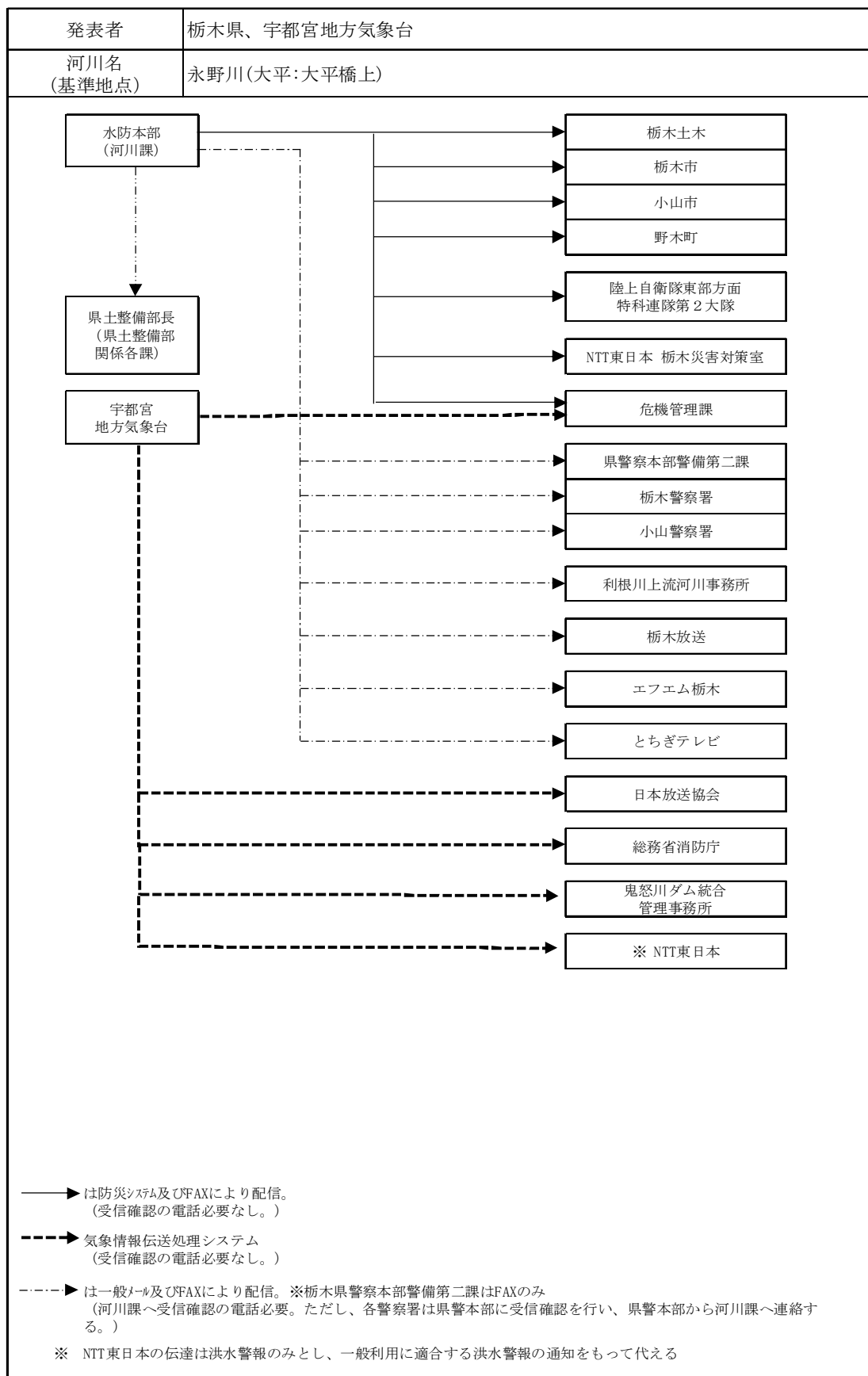
⑤姿川：洪水予報伝達系統



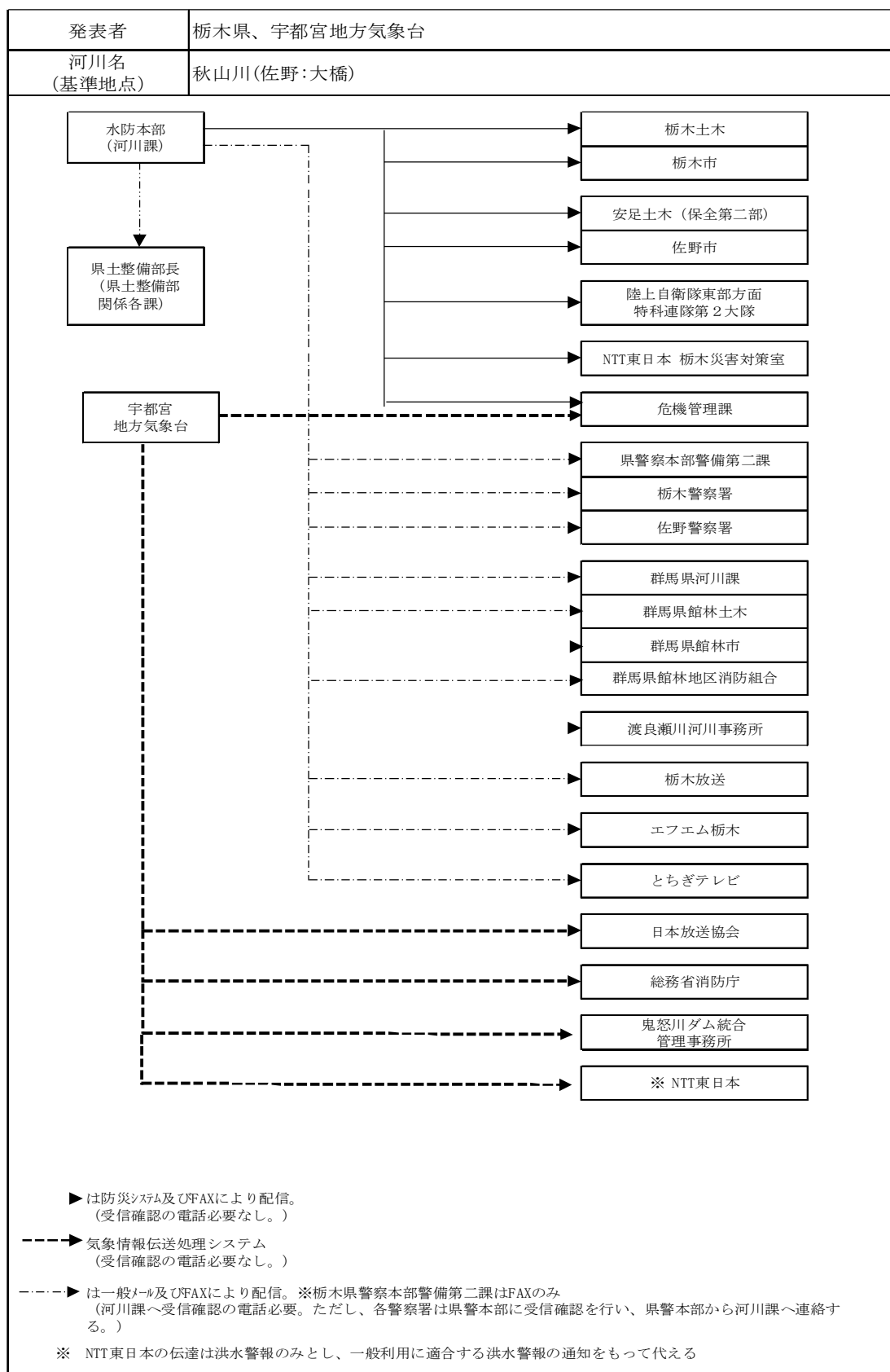
⑥黒川：洪水予報伝達系統



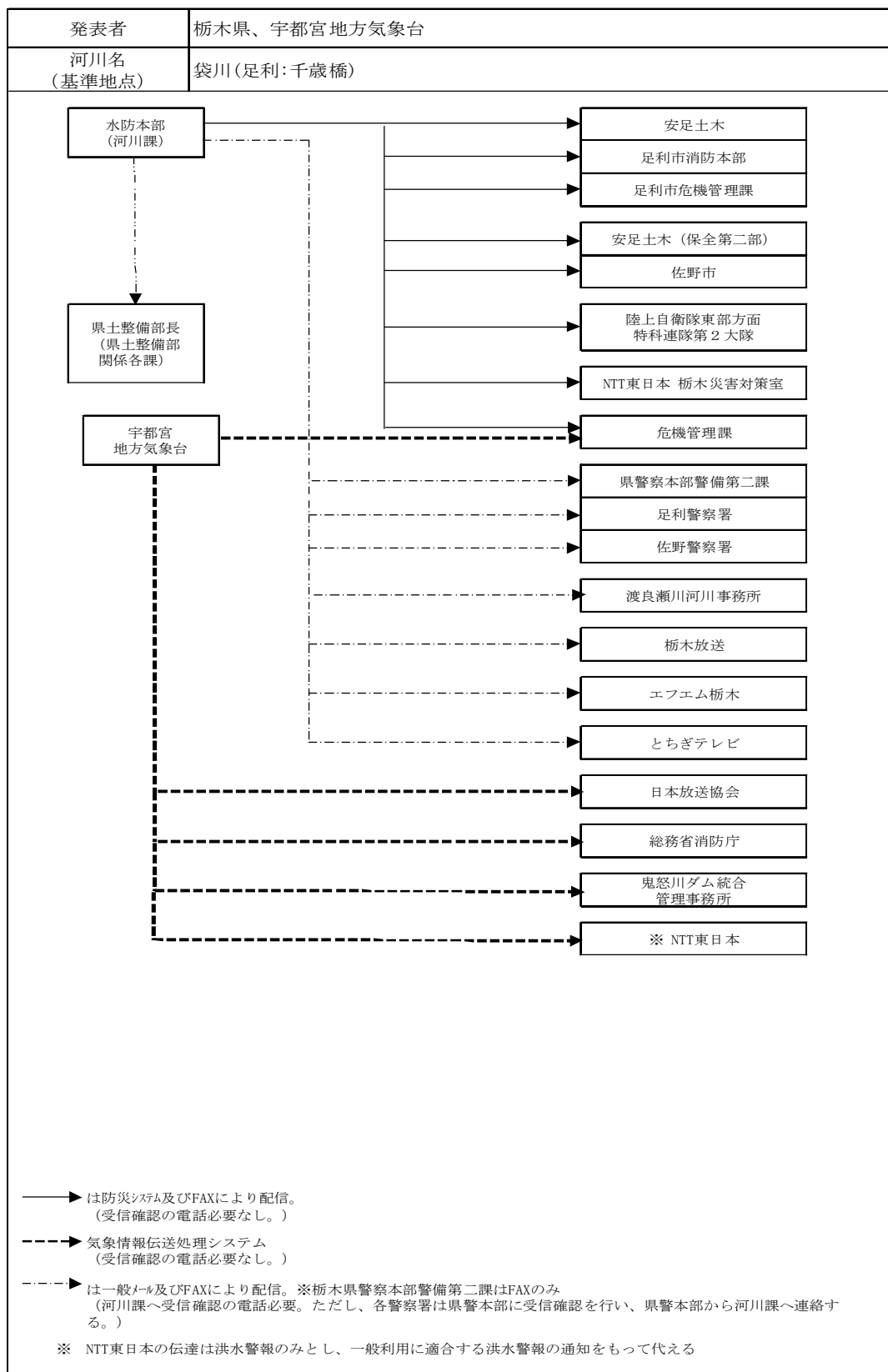
⑦永野川：洪水予報伝達系統



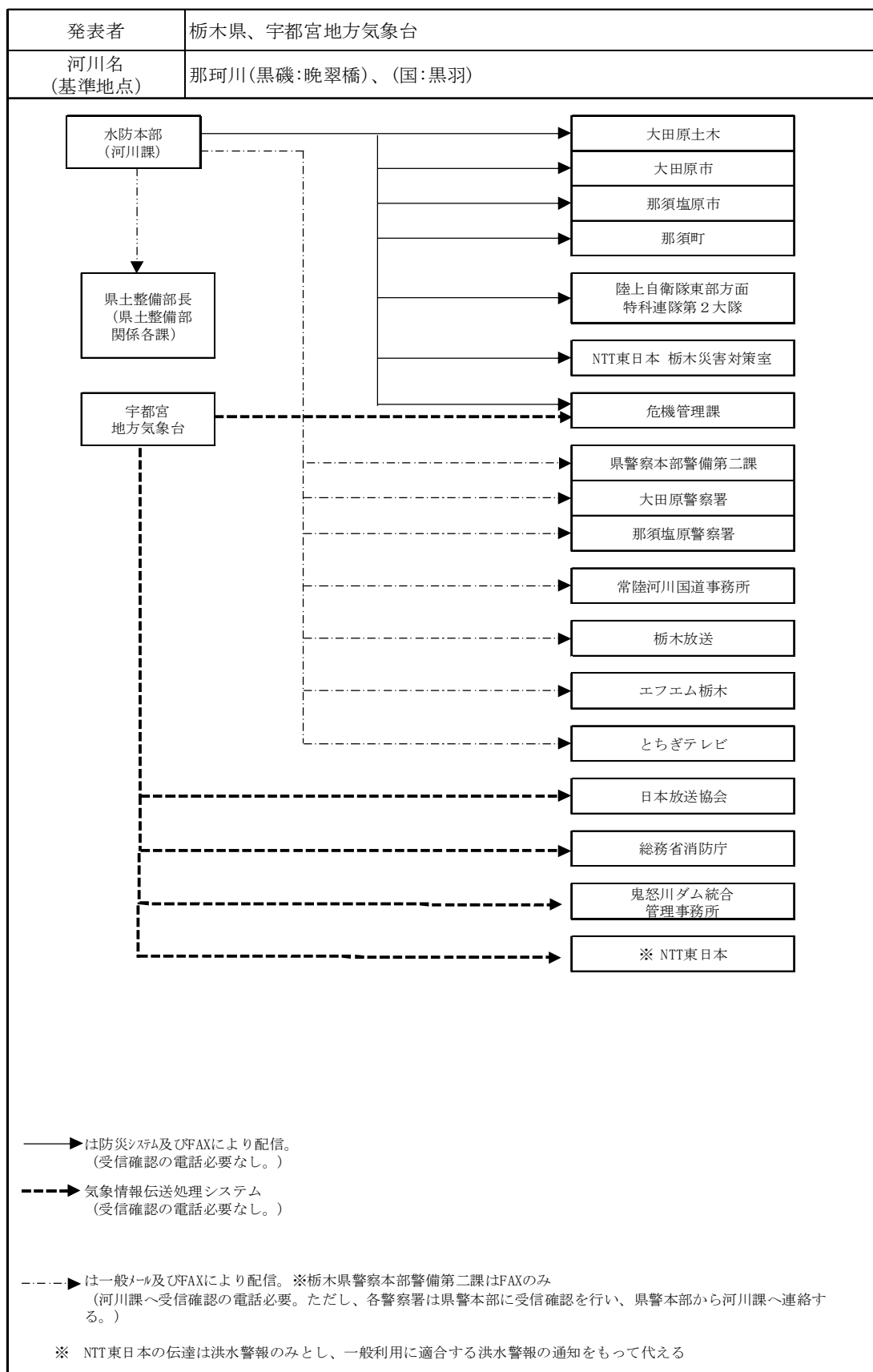
⑧秋山川：洪水予報伝達系統



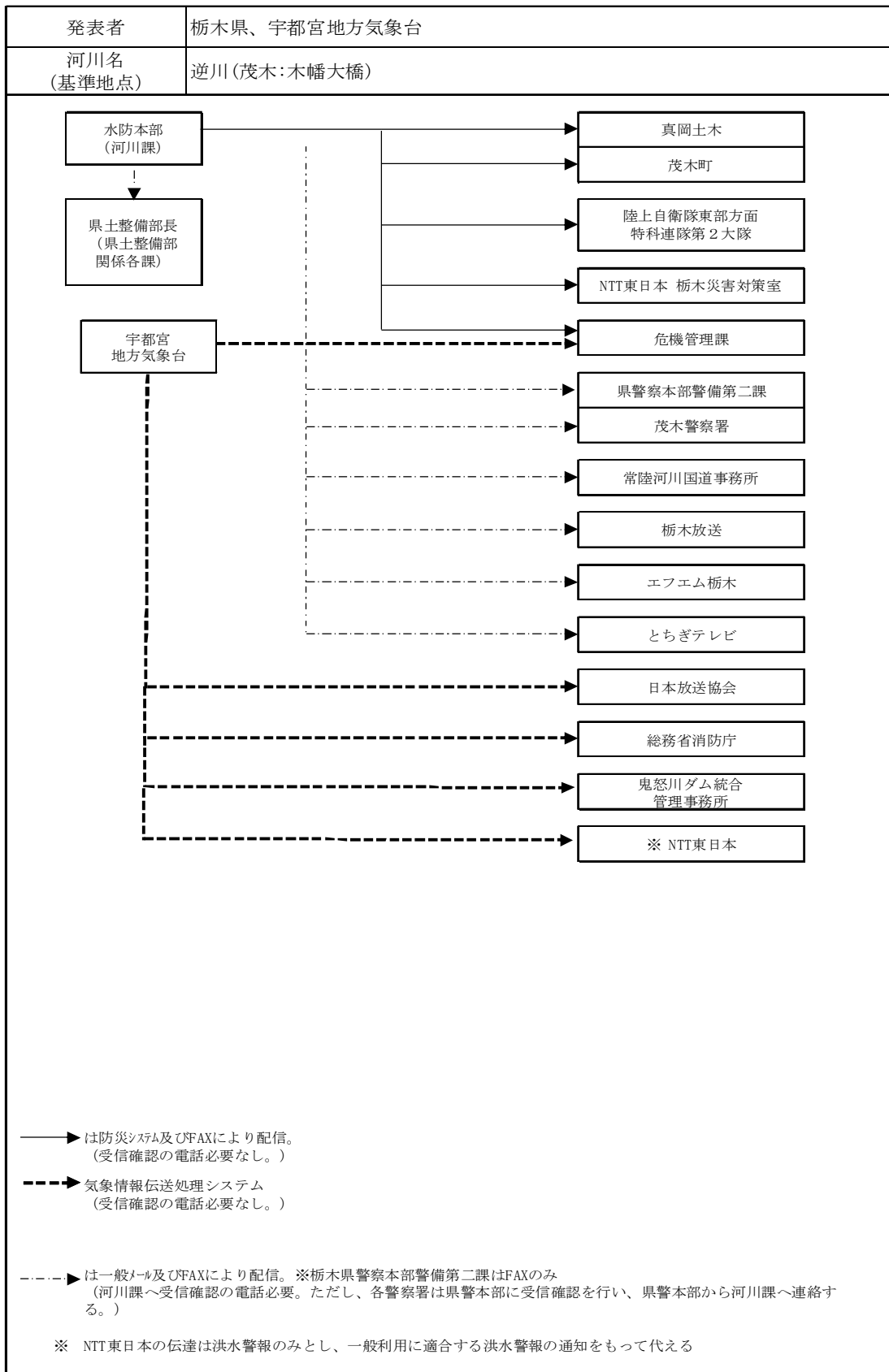
⑨袋川：洪水予報伝達系統



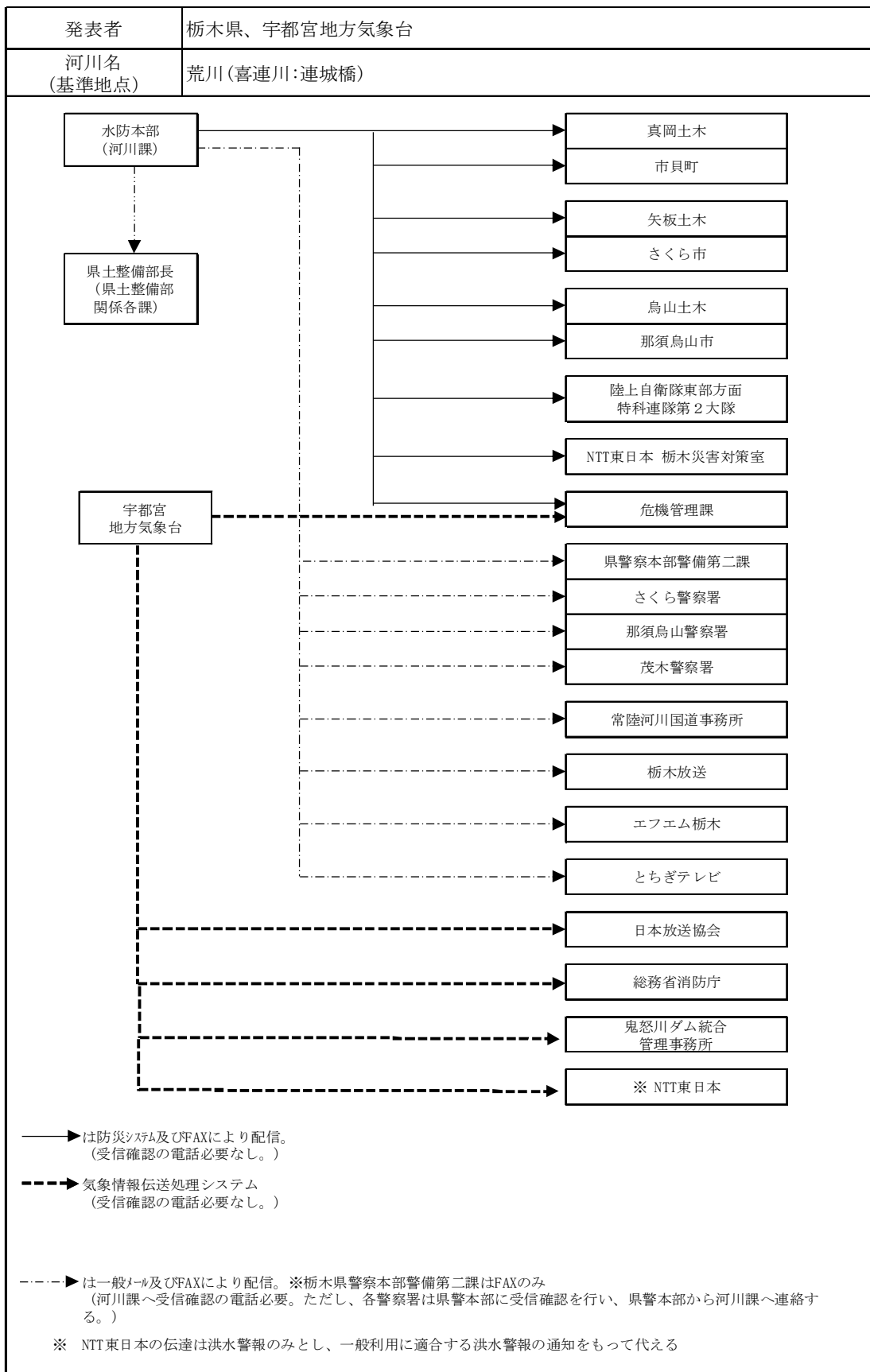
⑩那珂川上流部：洪水予報伝達系統



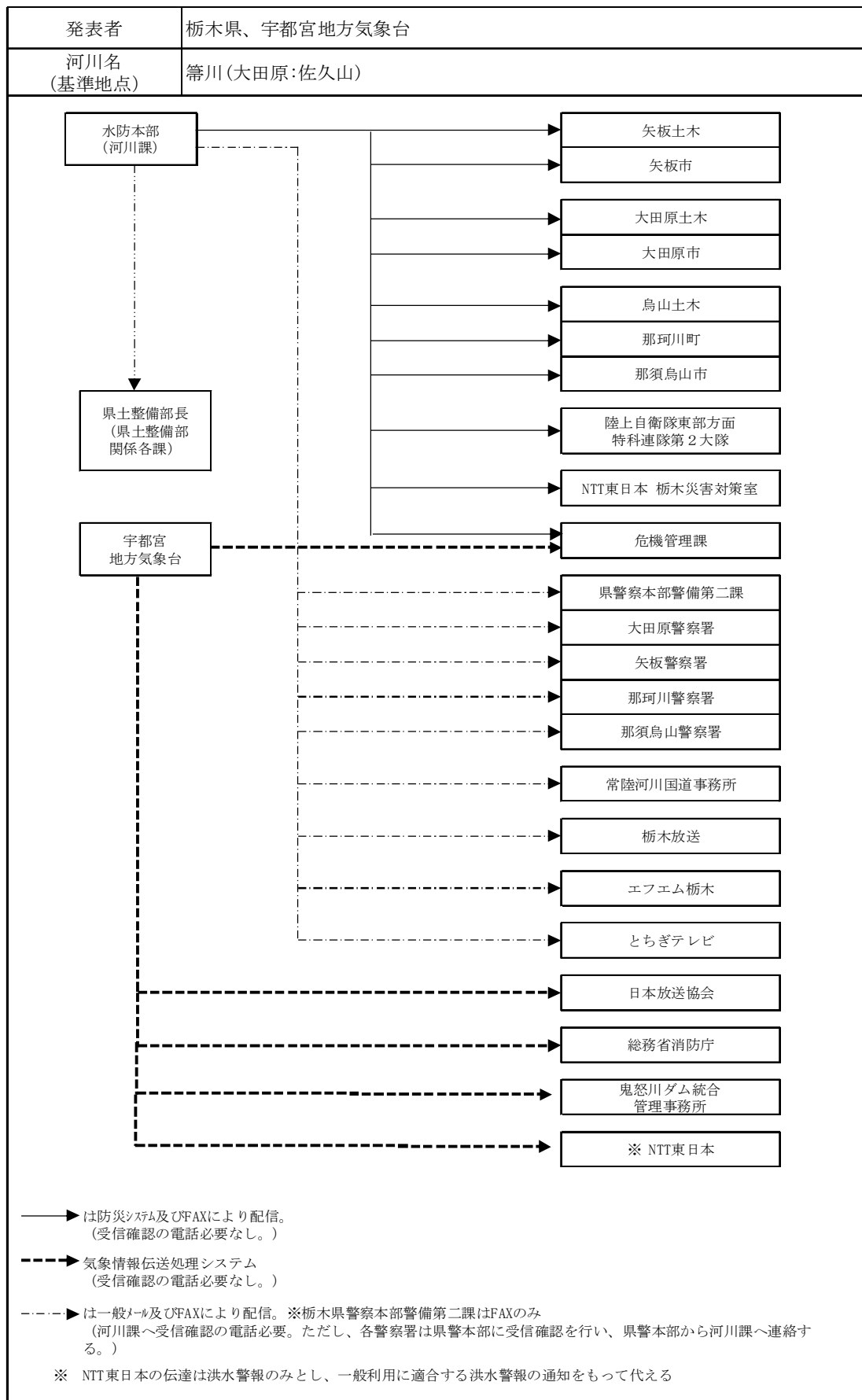
⑪逆川：洪水予報伝達系統



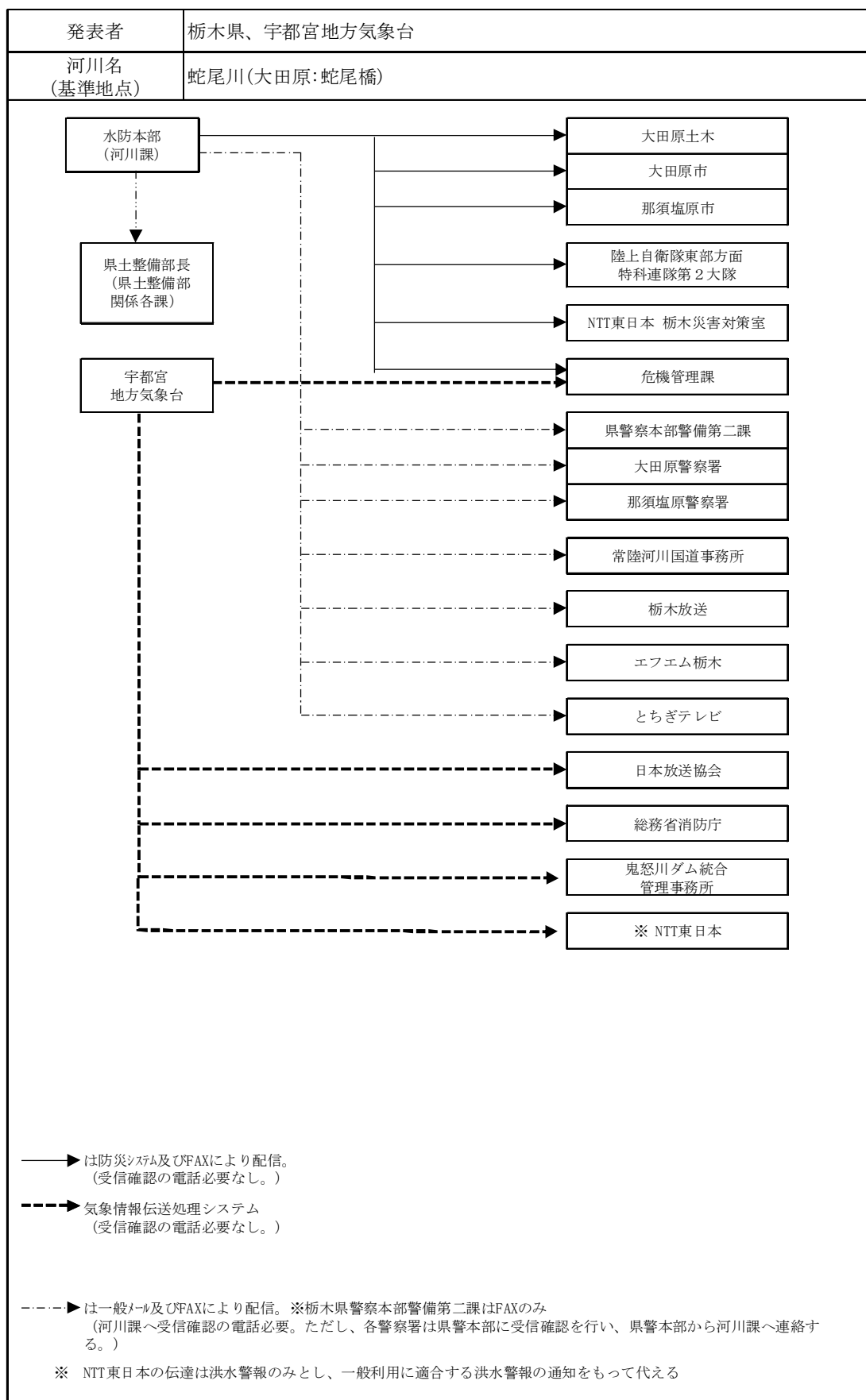
⑫荒川：洪水予報伝達系統



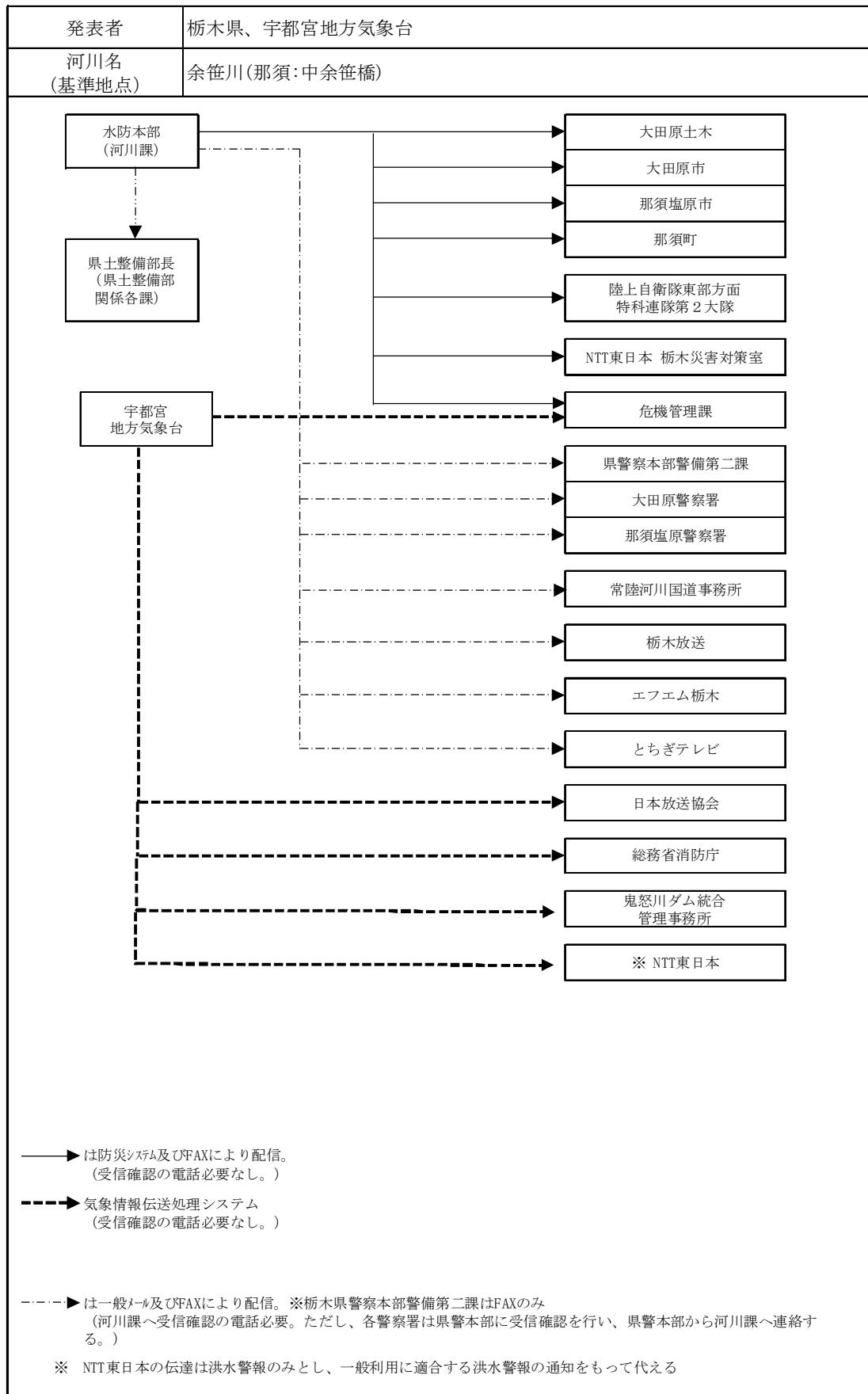
⑬ 箒川：洪水予報伝達系統



⑭蛇尾川：洪水予報伝達系統



⑮余笹川：洪水予報伝達系統



第10章 水位情報の通知及び周知

第1 国土交通大臣が水位情報の通知及び周知を行う河川

1. 法第13条の規定により国土交通大臣が水位情報の通知及び周知を行う河川は、次のとおりである。

水系	河川名	区域	基準水位観測所	基準水位観測所					所管事務所名
				水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	氾濫発生水位	
利根川水系	矢場川	左岸 足利市県浄土川戸1143番地先旭橋から渡良瀬川合流点まで	矢場川 足森橋	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.40	3.70	4.60	渡良瀬川 河川事務所
		右岸 邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙265番地先旭橋から渡良瀬川合流点まで							
	旗川	左岸 足利市寺岡町894番の1地先から渡良瀬川合流点まで	旗川 高田橋	3.00 (足利)	3.30 (足利)	3.90	4.10	6.00	
	秋山川	右岸 足利市寺岡町870番の1地先から渡良瀬川合流点まで	秋山川 伊保内新橋	3.00 (足利)	3.30 (足利)	6.90	8.20	10.80	
		左岸 佐野市植下町字間之田町3336番地先から渡良瀬川合流点まで							
		右岸 佐野市大古屋町字大古屋4541番の1地先から渡良瀬川合流点まで							

※水位周知河川の水防警報については、現状では、渡良瀬川本川下流部の水防警報（足利水防警報区）と一体的に発表しており、これを継続する。

2. 水位情報の通知及び周知の実施時期

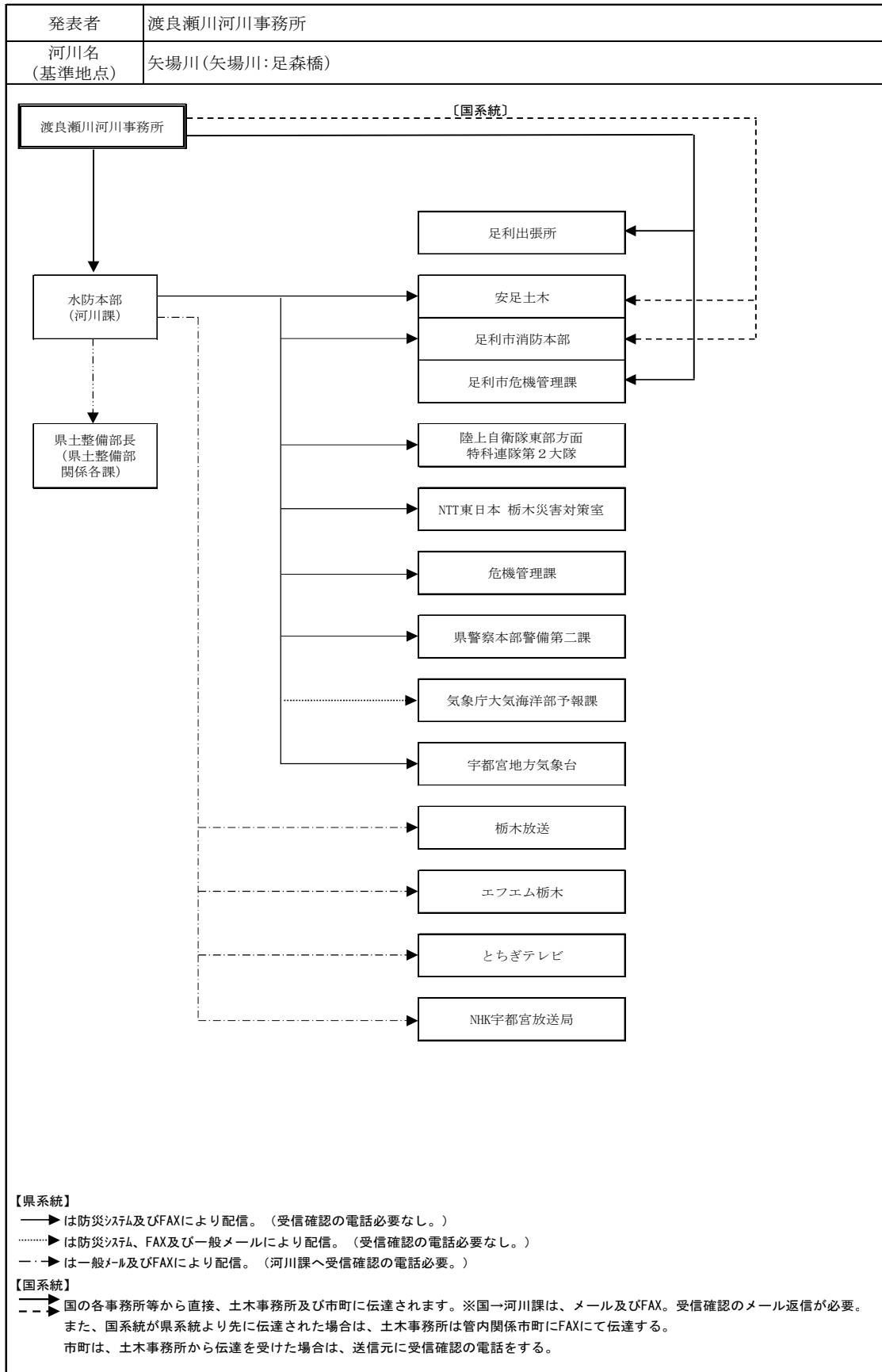
基準観測所の水位が氾濫危険水位を越えたとき、周知を行う。

3. 通知連絡

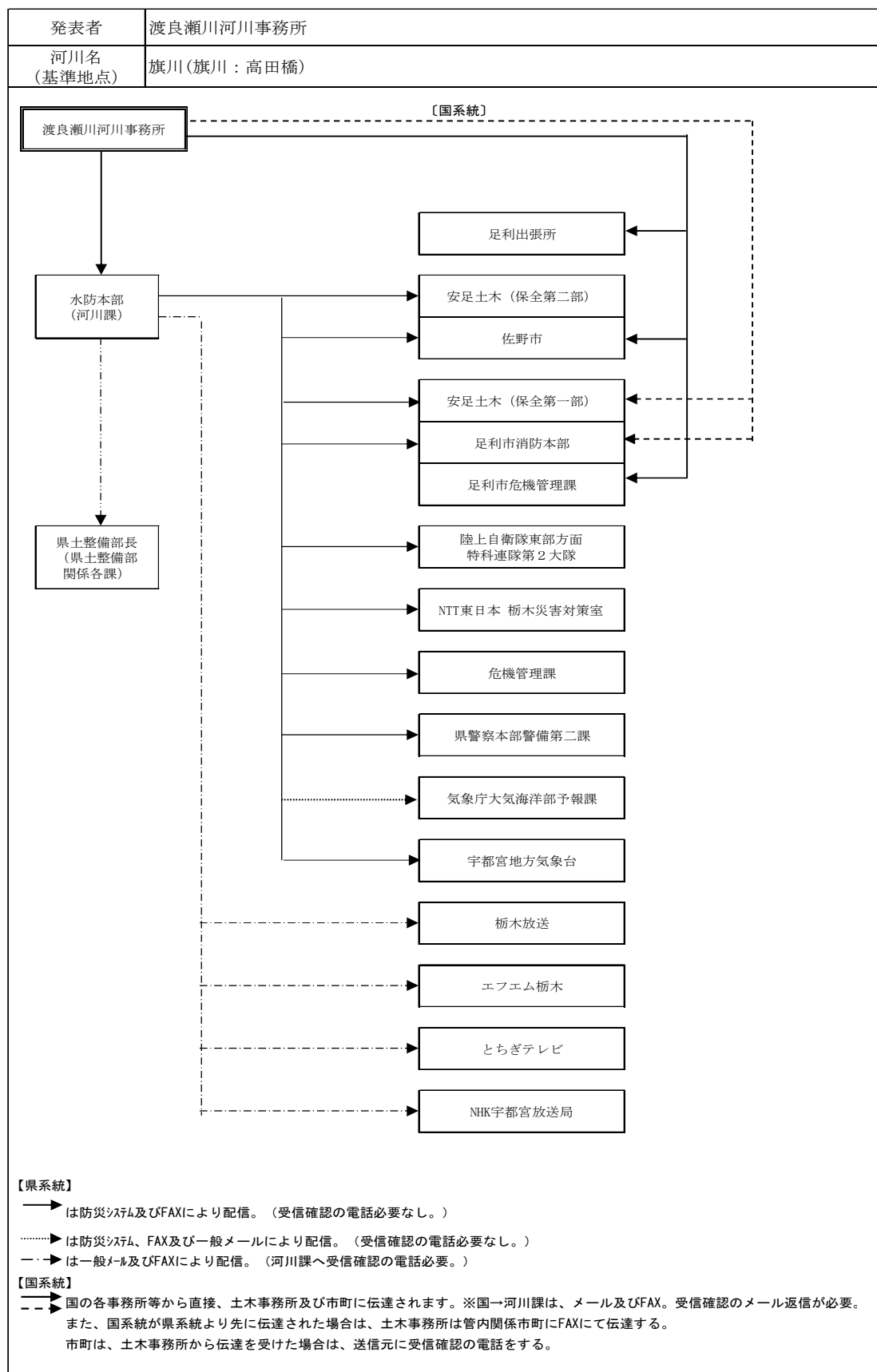
知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。

4. 国土交通大臣が行う水位周知河川の伝達系統

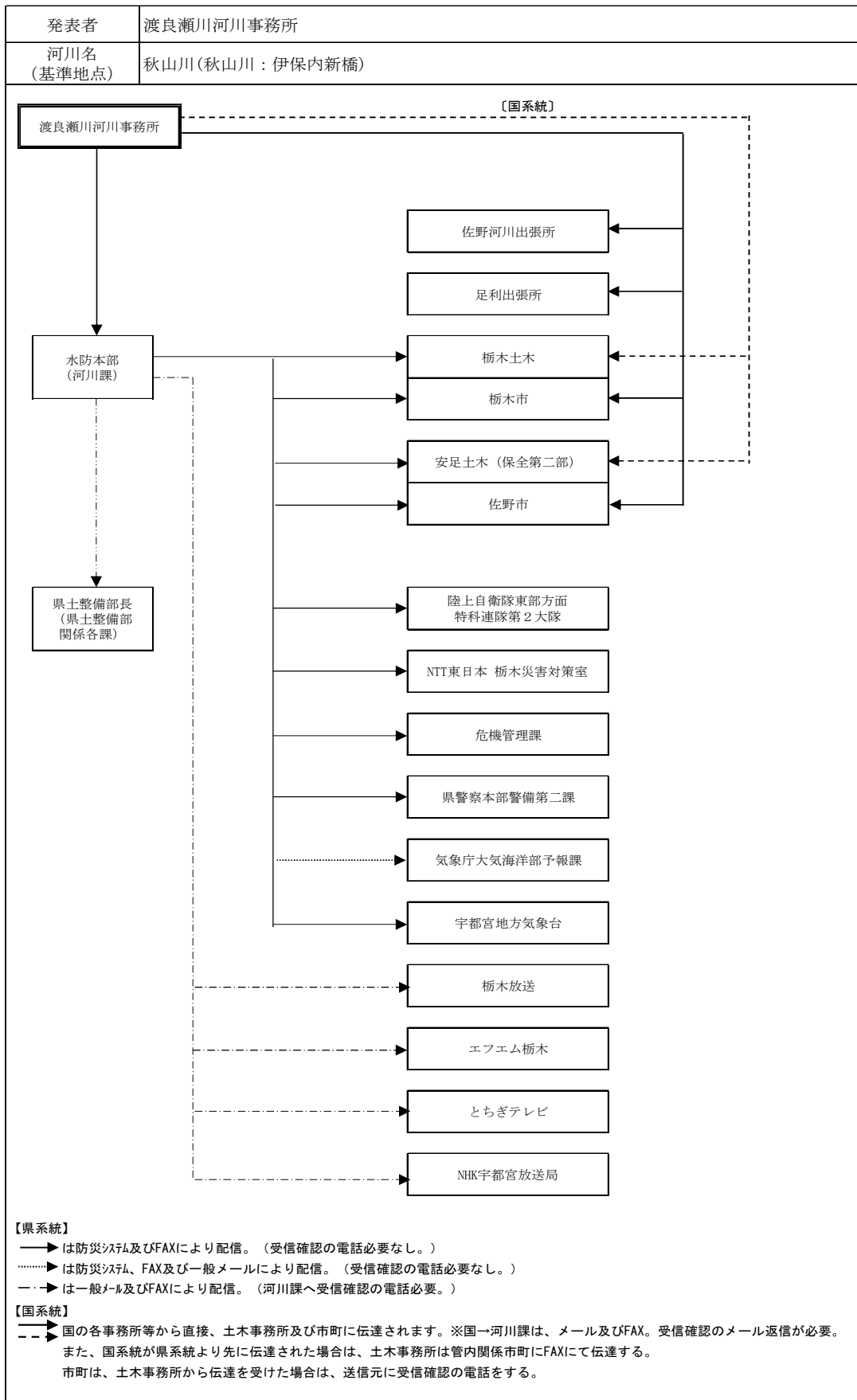
① 矢場川：水位周知伝達系統



②旗川：水位周知伝達系統



③秋山川：水位周知伝達系統



第2 栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

1. 法第13条の規定により栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川は、次のとおりである。

水系	河川名	区域	基準水位観測所	基準水位観測所					流域内雨量観測所	所管事務所名
				水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	氾濫発生水位		
利根川水系	巴波川	左 栃木市川原田町ふたまた橋から 小山市大字中里まで	倭橋 (栃木)	0.70	1.00	1.30	1.80	2.30	(気)栃木 栃木土木	栃木土木
		右 栃木市川原田町ふたまた橋から 栃木市大平町伯仲まで								
利根川水系	旗川	左 佐野市船越町船越橋から 足利市寺岡(直轄旗川上流端)まで	白旗橋 (佐野)	1.80	2.20	2.30	3.00	4.00	(国)作原 長谷場 北大綱 打越	安足土木
		右 佐野市船越町船越橋から 足利市寺岡(直轄旗川上流端)まで								
利根川水系	五行川	左 さくら市馬場国道4号から 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋まで	氏家体育館脇 (さくら)	0.90	1.20	1.30	1.80	2.20	(気)高根沢 氏家	真岡土木 矢板土木
		右 さくら市馬場国道4号から 芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋まで	両郡橋 (芳賀)	0.80	1.10	1.30	1.80	2.40		真岡土木
那珂川水系	内川	左 矢板市荒井 荒井橋から さくら市喜連川荒川合流点まで	京町橋 (矢板)	1.20	1.60	2.10	2.60	3.20	農場 弓張 矢板土木	矢板土木
右 矢板市荒井 荒井橋から さくら市喜連川荒川合流点まで										

2. 水位情報の通知及び周知の実施時期

栃木県知事が行う水位情報の通知及び周知の発表は、水防法第13条第2項の規定に基づき行う避難判断水位への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」(平成18年10月1日河川局長通達)に基づき、氾濫注意水位、氾濫危険水位への到達情報の発表を行うものとする。なお、その種類は次のとおりとする。

洪水の危険のレベル	水位周知情報の表題	発表基準
レベル5	レベル5 ○川氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達した後、速やかに発表する。
レベル4	レベル4 ○川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位(危険水位)に到達した場合に速やかに発表する。
レベル3	レベル3 ○川氾濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位(特別警戒水位)に到達した場合に速やかに発表する。
レベル2	レベル2 ○川氾濫注意情報	区域のいずれかの水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達した場合に速やかに発表する。

3. 通知連絡

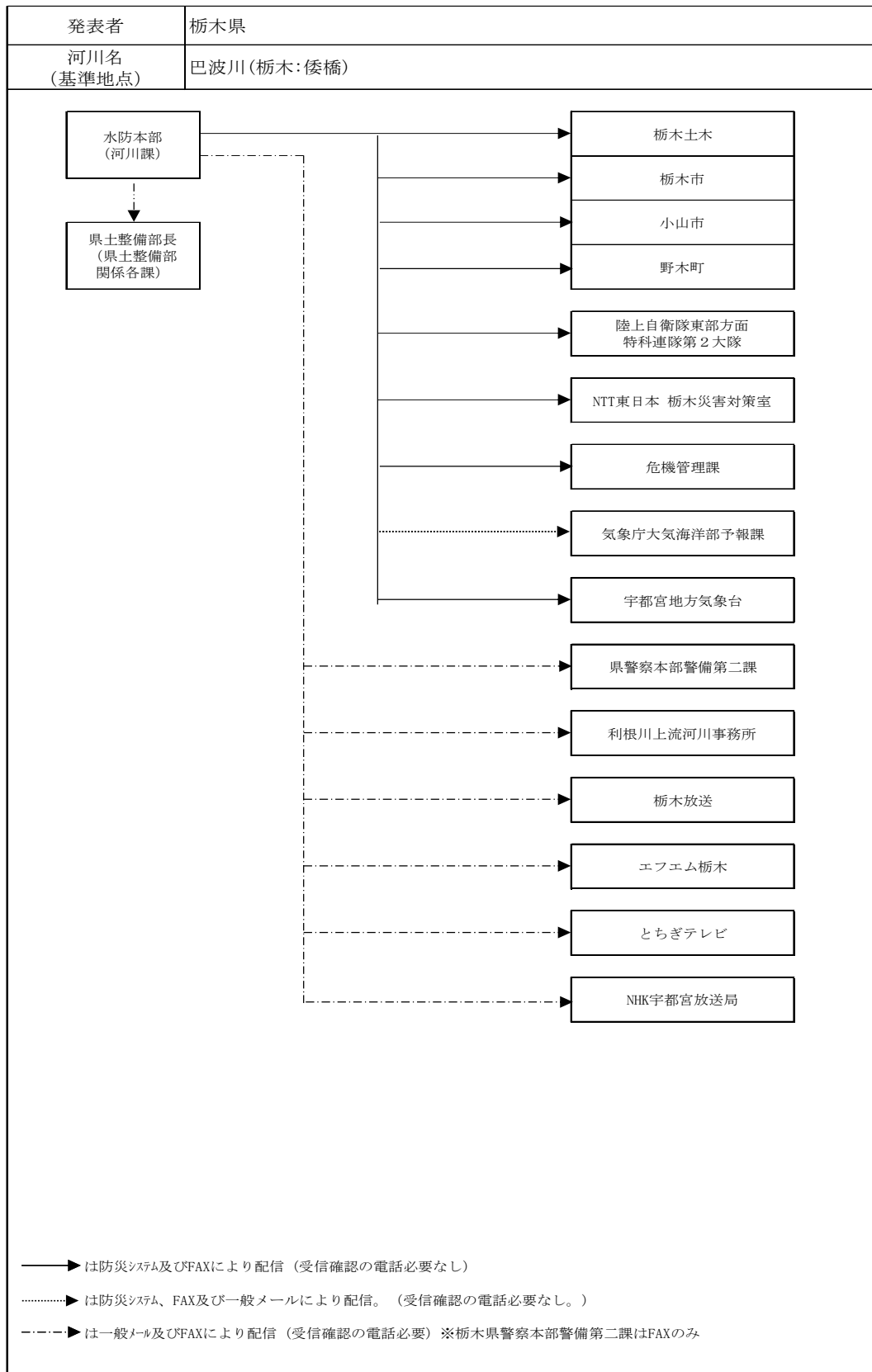
栃木県知事は、当該河川の水位が上記基準水位に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、水位周知伝達システムの連絡方法により、水防管理者等へ通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

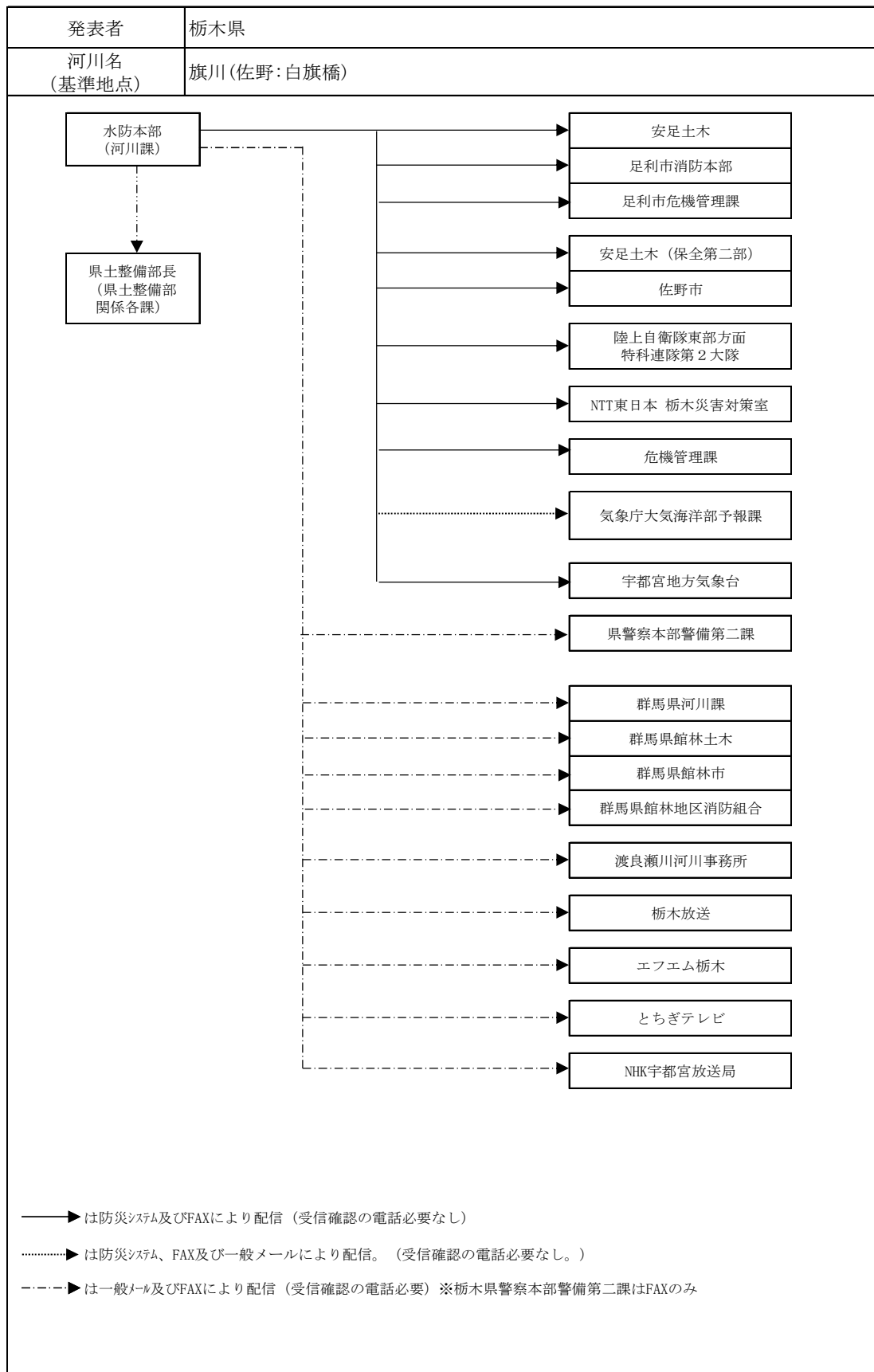
なお、障害対応時用の伝達記録様式は、別表10によるものとする。

4. 栃木県知事が行う水位周知河川の伝達系統

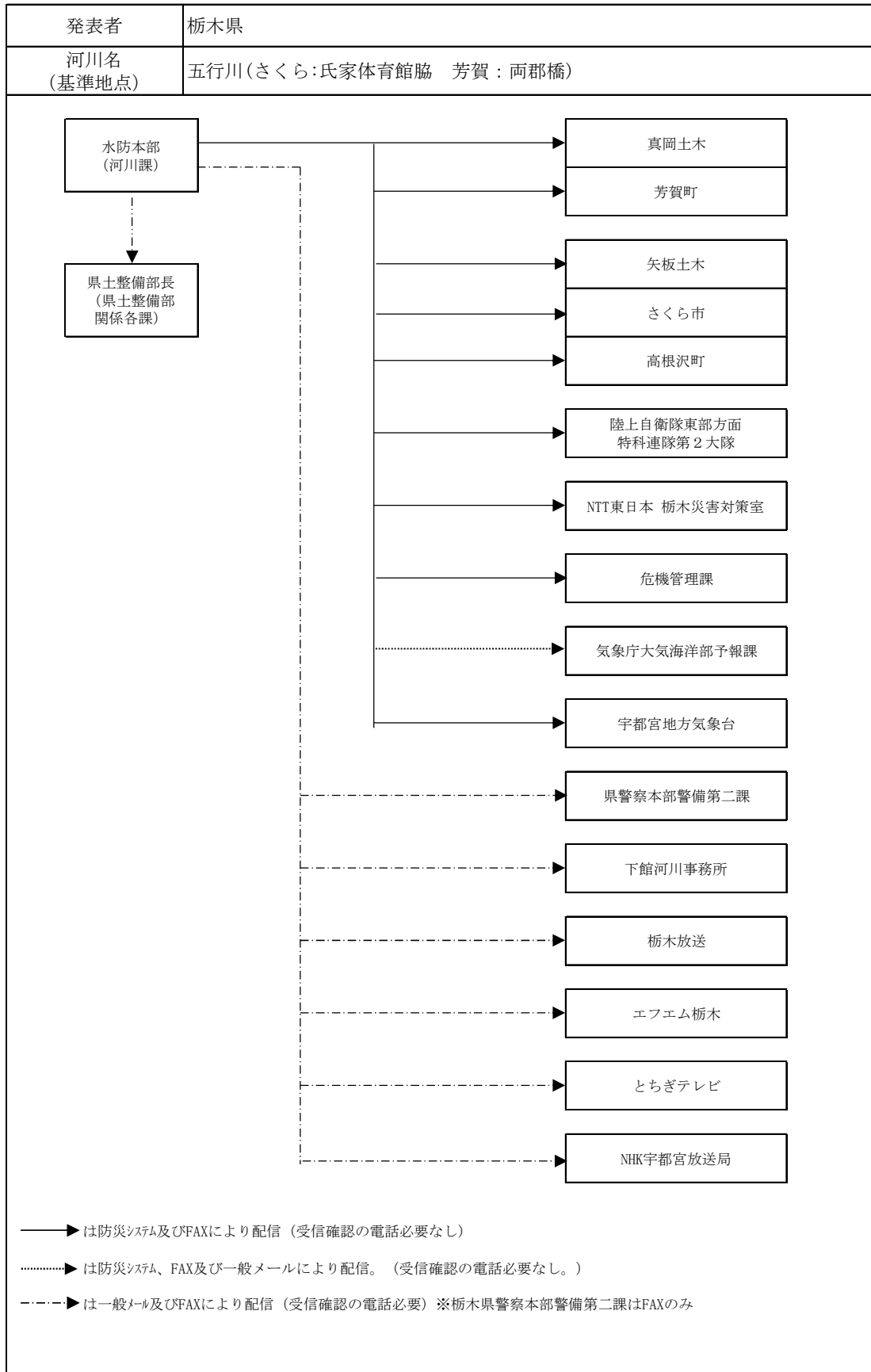
①巴波川：水位周知伝達系統



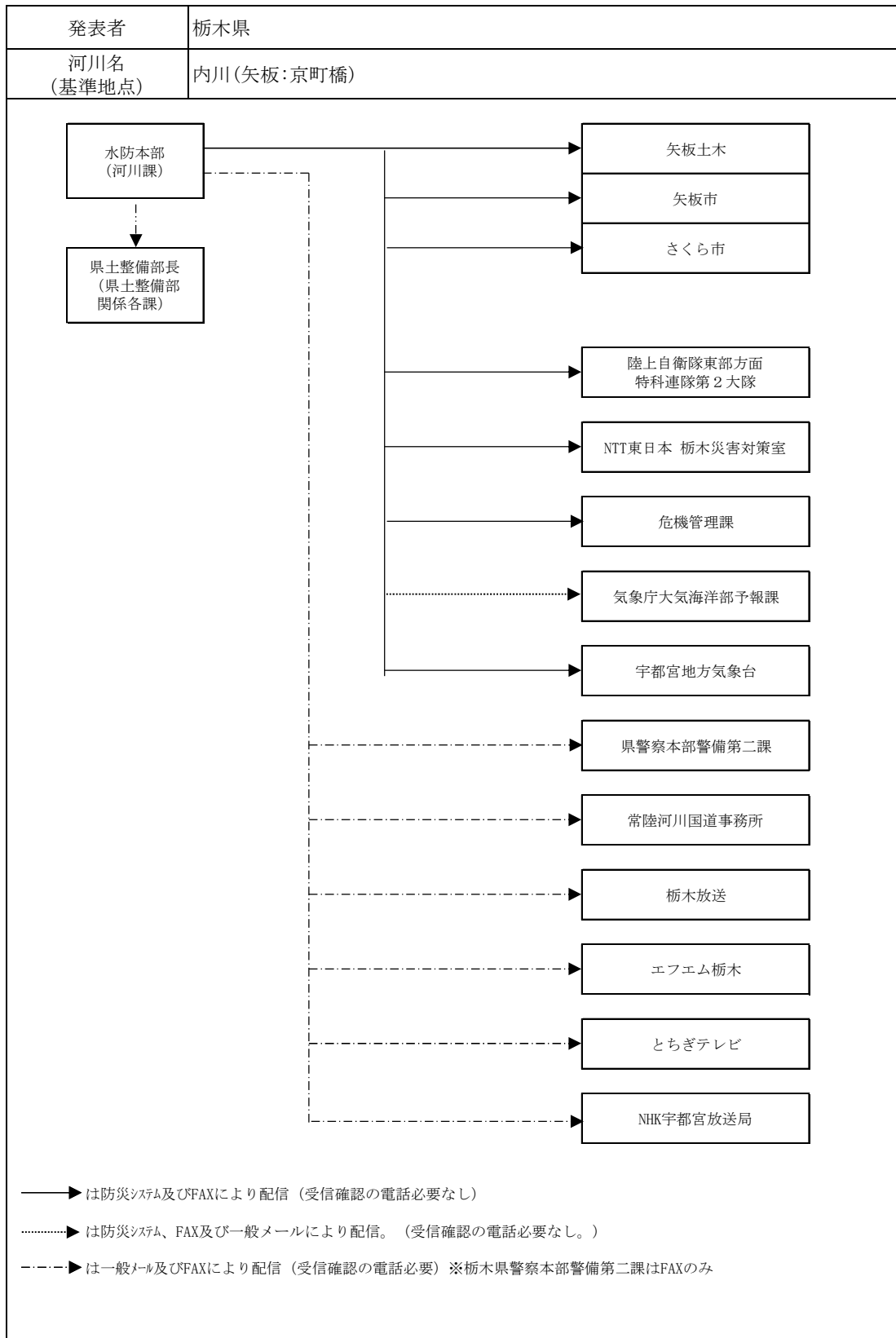
②旗川：水位周知伝達系統



③五行川：水位周知伝達系統



④内川：水位周知伝達系統



第3 群馬県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

1. 法第13条の規定により群馬県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川は、次のとおりである。

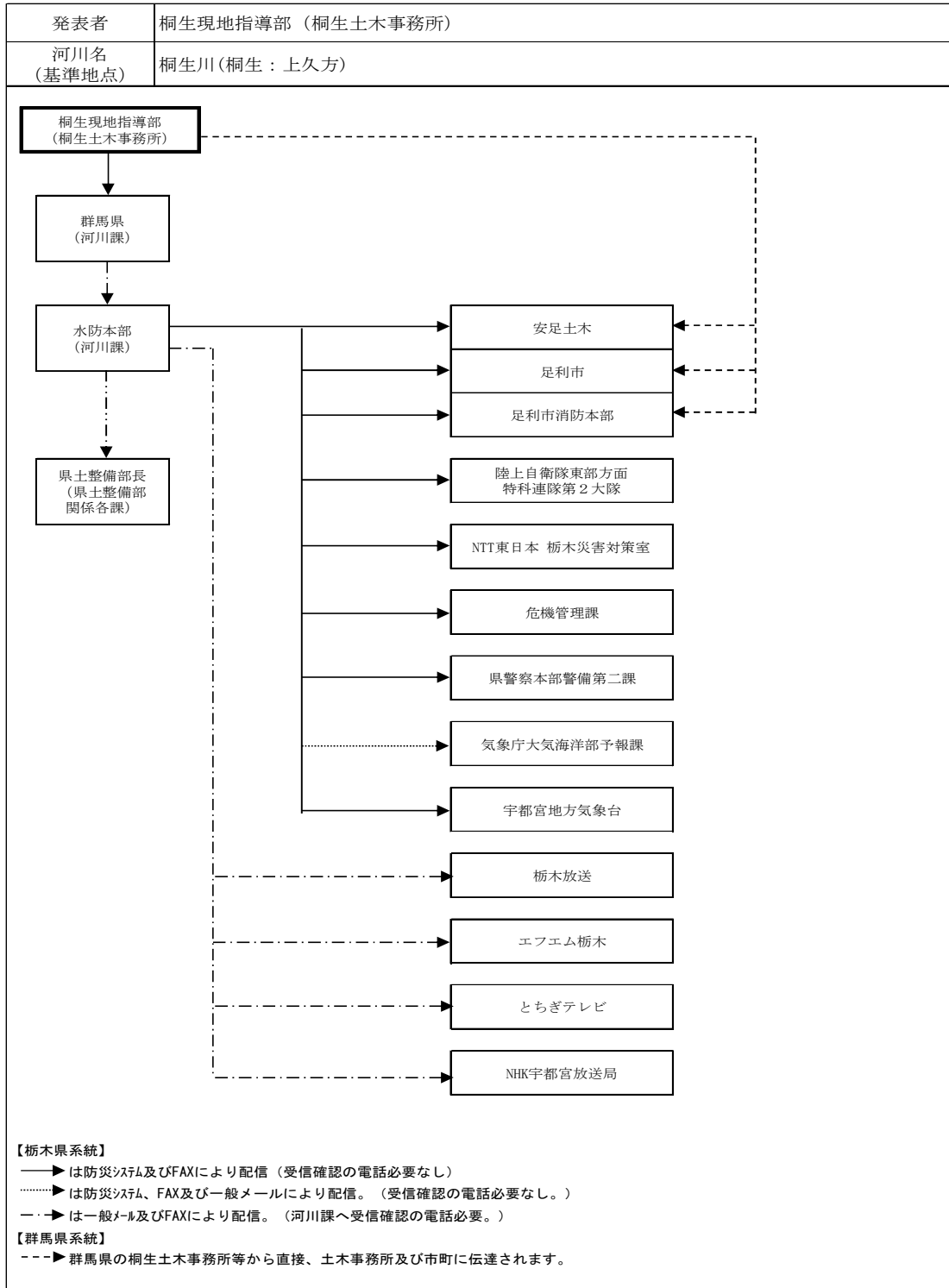
水系	河川名	区域	基準水位観測所	基準水位観測所				所管事務所名
				水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	
利根川水系	桐生川	左 桐生市菱町四丁目から 岸 桐生市菱町五丁目まで 右 桐生市天神町三丁目から 岸 桐生市梅田まで	上久方 (桐生市)	2.20	3.10	4.20	4.58	群馬県桐生土木事務所

2. 水位情報の通知及び周知の発表基準

基準水位観測所で、氾濫注意水位に達したとき、発表を行うこととするが可能な範囲で情報を追加して発表を行うものとする。

3. 群馬県知事が行う水位周知河川の伝達系統

① 桐生川：水位周知伝達系統



第11章 水防警報

第1 水防警報の種類並びに発表基準

法第16条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は、概ね次表の通りである。

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。 または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第2 国土交通大臣の行う水防警報

1. 指定河川及びその区域、基準水位観測所

河川名	区 域		基準水位観測所	発表者	
渡良瀬川	左岸	足利市小俣町57番の2地先から栃木市藤岡町藤岡字山合5879番の7地先まで	足利 (足利水防警報区)	渡良瀬川 河川事務所長	
	右岸	足利市中川町3750番の1地先から栃木市藤岡町藤岡字鷲原5721番の12地先まで			
矢場川	左岸	足利市県町浄土川戸1143番地先旭橋から渡良瀬川合流点まで			
	右岸	群馬県邑楽郡邑楽町大字秋妻字中耕地乙265番地先旭橋から渡良瀬川合流点まで			
旗川	左岸	足利市寺岡町894番の1地先から渡良瀬川合流点まで			
	右岸	足利市寺岡町870番地先から渡良瀬川合流点まで			
秋山川	左岸	佐野市植下町字間之田3336番地先から渡良瀬川合流点まで			
	右岸	佐野市大古屋町字大古屋4541番の1地先から渡良瀬川合流点まで			
桐生川	左岸	群馬県桐生市菱町4丁目字金葛2442番の2地先から渡良瀬川合流点まで			広見橋
	右岸	群馬県桐生市天神町3丁目360番の12地先から渡良瀬川合流点まで			
渡良瀬川	左岸	栃木市藤岡町藤岡字山合5879番3地先東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで	古河	利根川上流 河川事務所長	
	右岸	栃木市藤岡町藤岡字鷲原5721番11地先東武鉄道橋上流端から利根川合流点まで			
巴波川	左岸	小山市大字中里字堤田1125番1地先から渡良瀬川合流点まで	中里		
	右岸	栃木市大平町伯仲字姥神257番地先から渡良瀬川合流点まで			
思川	左岸	小山市大字乙女字寒沢1119番1地先から渡良瀬川合流点まで	乙女		
	右岸	野木町大字友沼字角新田1858番1地先から渡良瀬川合流点まで			
鬼怒川	左岸	塩谷町大字風見1201番16地先から高根沢町大字宝積寺まで	佐貫(下)	下館 河川事務所長	
	右岸	宇都宮市宮山町字カハタニ1302番地先から宇都宮市下岡本町まで	石井(右)		
	左岸	宇都宮市板戸町から真岡市上江連まで			
	右岸	宇都宮市柳田町から小山市大字中河原まで			
田川放水路	左岸	田川分派点から鬼怒川合流点	石井(右)		
	右岸	田川分派点から鬼怒川合流点			
小貝川	左岸	益子町大字長堤字下田2435番地先から茨城県筑西市蔵まで	三谷		
	右岸	真岡市大字根本2169番地先から茨城県筑西市蔵まで			
那珂川	左岸	大田原市亀久字大平419番の4地先から茨城県常陸大宮市野田字船場1846番1地先まで	小口	常陸河川 国道事務所長	
	右岸	大田原市佐良土字野島2835番1地先から芳賀郡茂木町大字飯野字中川原1571番1地先まで			

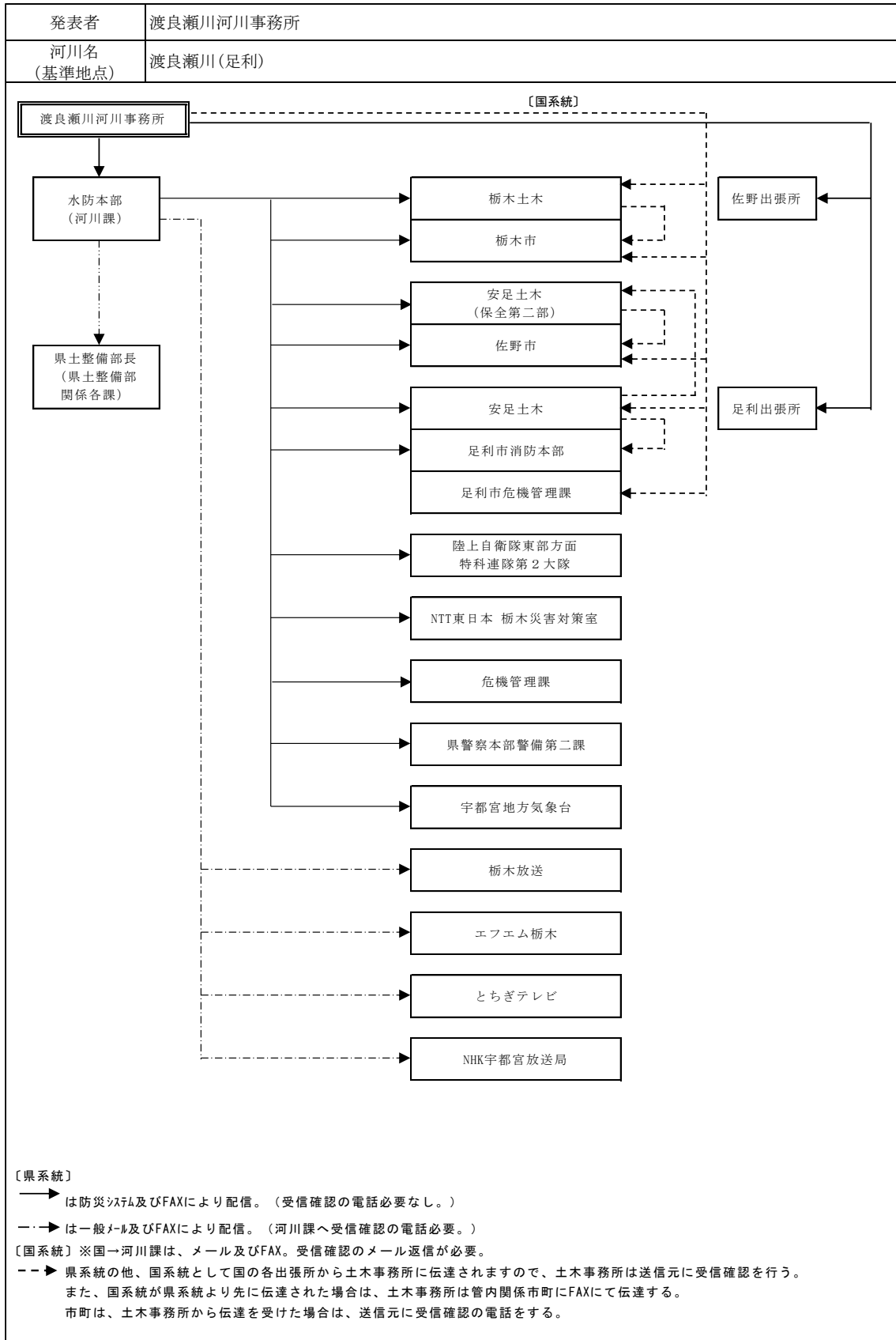
※水位周知河川(矢場川・旗川・秋山川)の水防警報については、現状では、足利水防警報区で実施している。

2. 水防警報の基準となる水位観測所

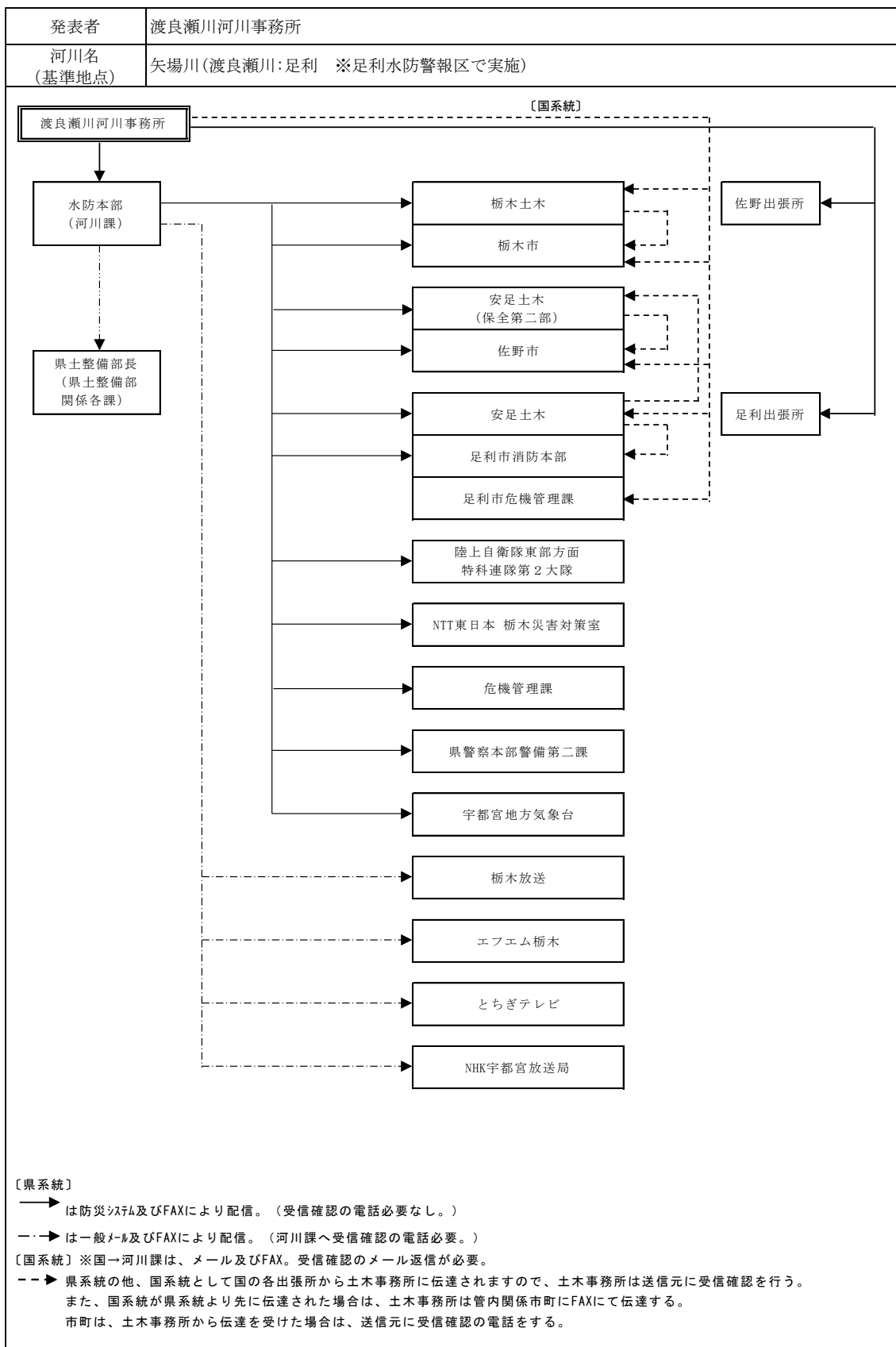
河川名	観測所名	地 先 名	水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (危険水位)
渡良瀬川	足 利	栃木県足利市通4丁目	3.00 m	3.30 m	4.90 m	5.40 m
	古 河	茨城県古河市桜町	2.70 m	4.70 m	8.90 m	9.70 m
鬼怒川	佐貫(下)	栃木県塩谷郡塩谷町佐貫	1.50 m	2.30 m	3.10 m	3.70 m
	石井(右)	栃木県宇都宮市石井町	1.00 m	1.50 m	2.60 m	3.30 m
	川 島	茨城県筑西市下川島	0.00 m	1.10 m	3.40 m	4.40 m
小貝川	三 谷	栃木県真岡市大字高田	1.40 m	1.80 m	2.90 m	3.20 m
思 川	乙 女	栃木県小山市乙女	3.00 m	5.50 m	5.70 m	8.70 m
巴波川	中 里	栃木県小山市中里	2.00 m	2.70 m	5.10 m	5.50 m
桐生川	広見橋	群馬県桐生市東五丁目	1.70 m	2.00 m	3.00 m	3.70 m
那珂川	小 口	栃木県那須郡那珂川町小口	4.00 m	5.00 m	5.00 m	5.50 m

3. 国土交通大臣が行う水防警報伝達系統

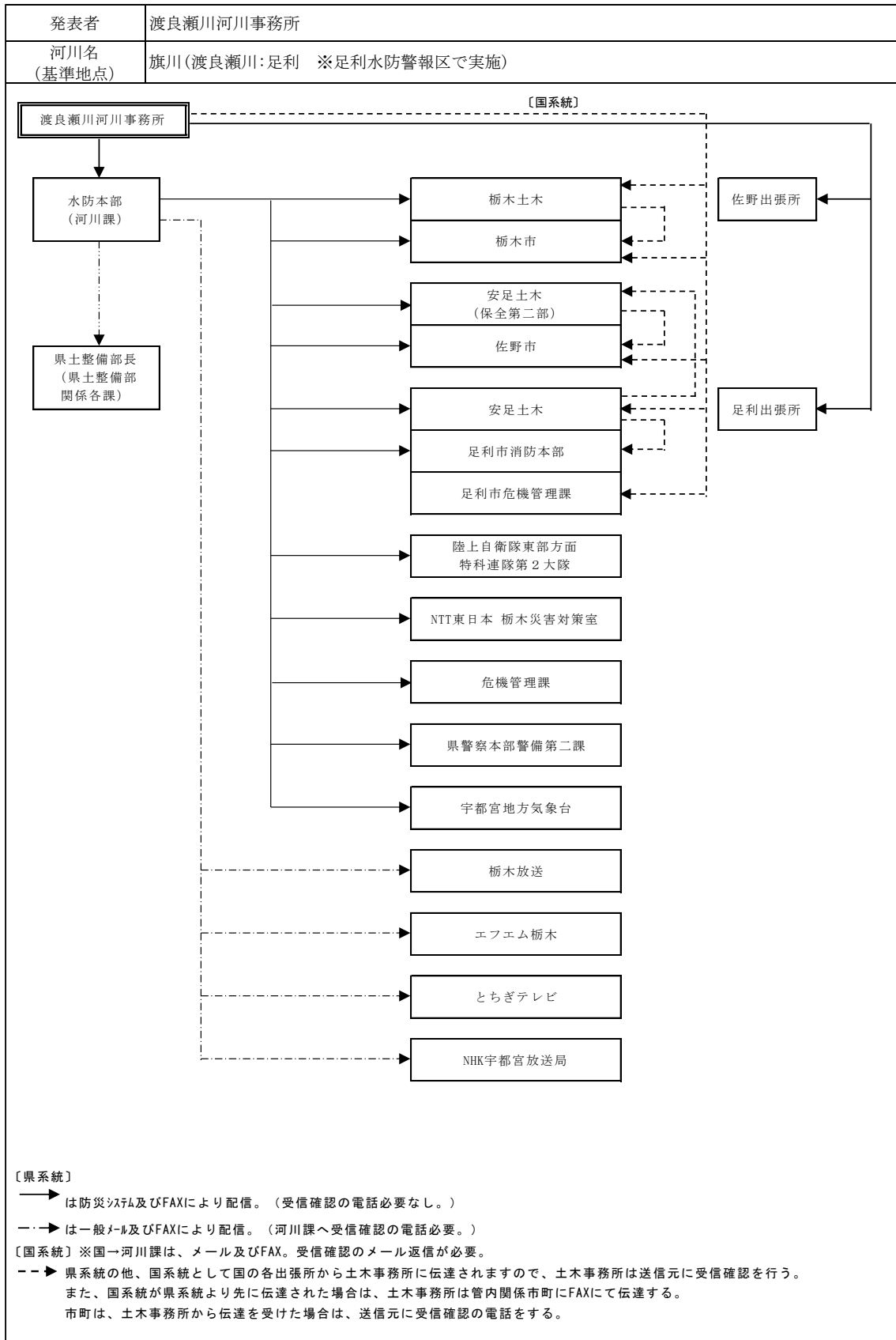
① 渡良瀬川：水防警報伝達系統



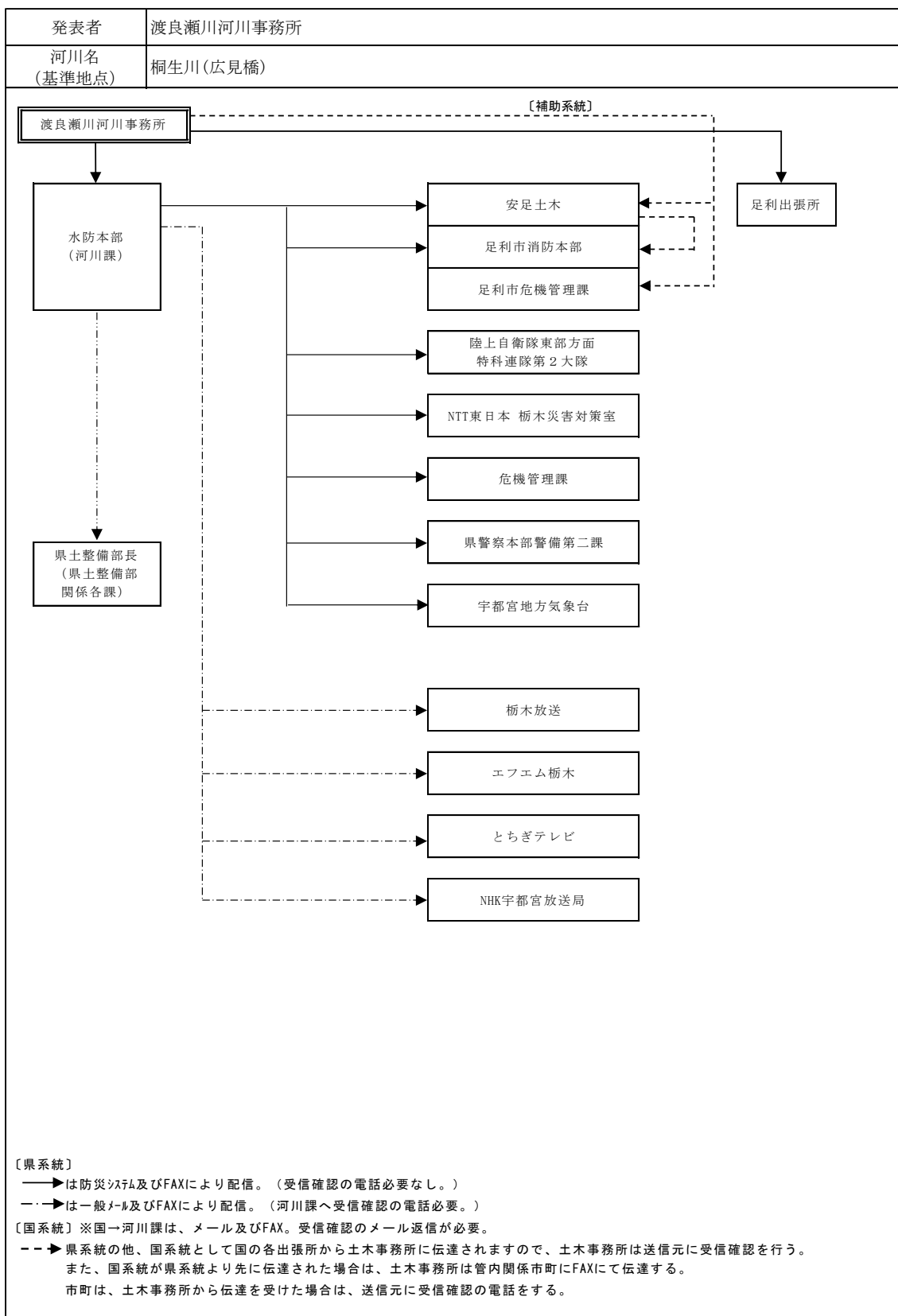
②矢場川：水防警報伝達系統



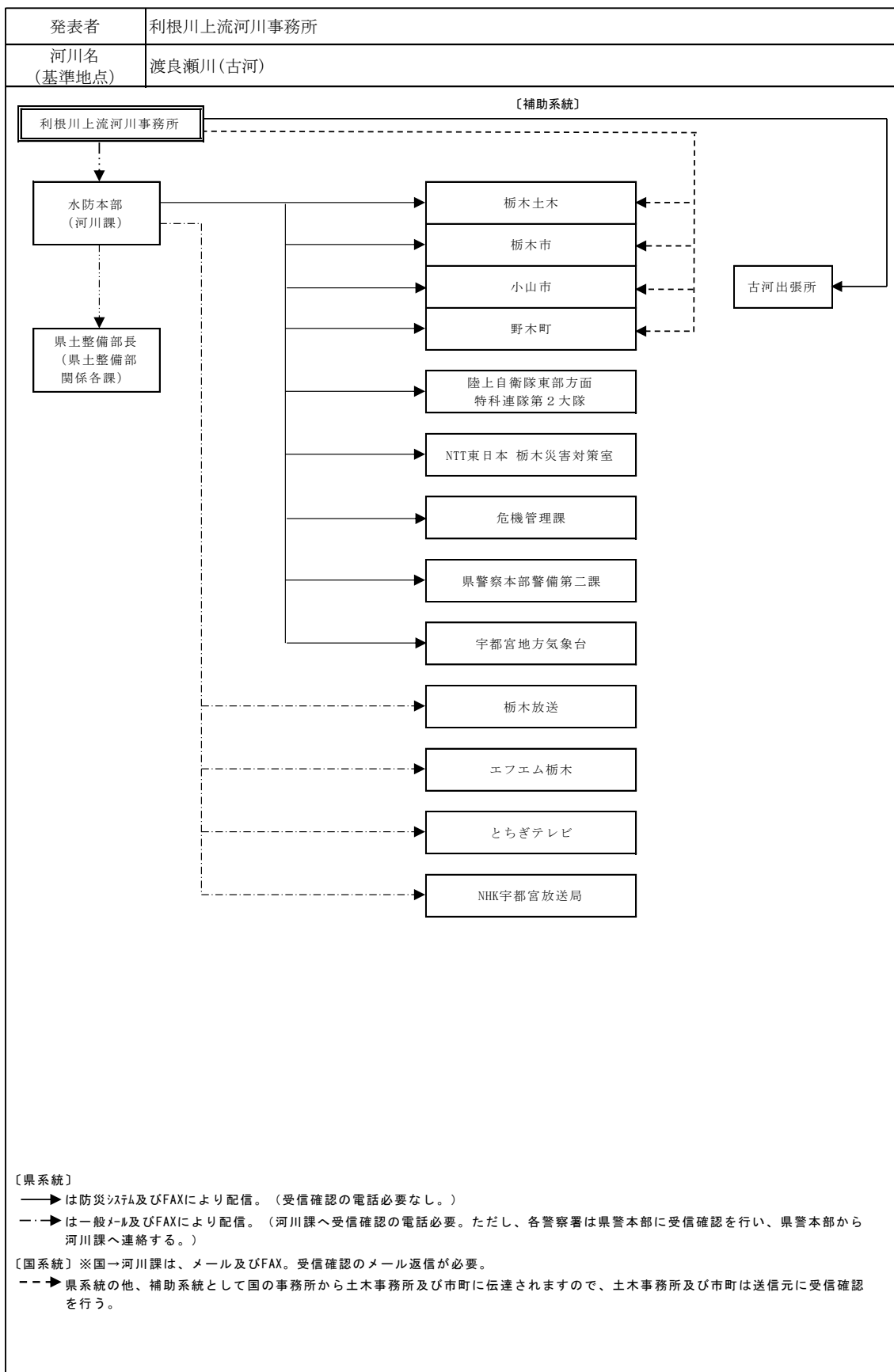
③旗川：水防警報伝達系統



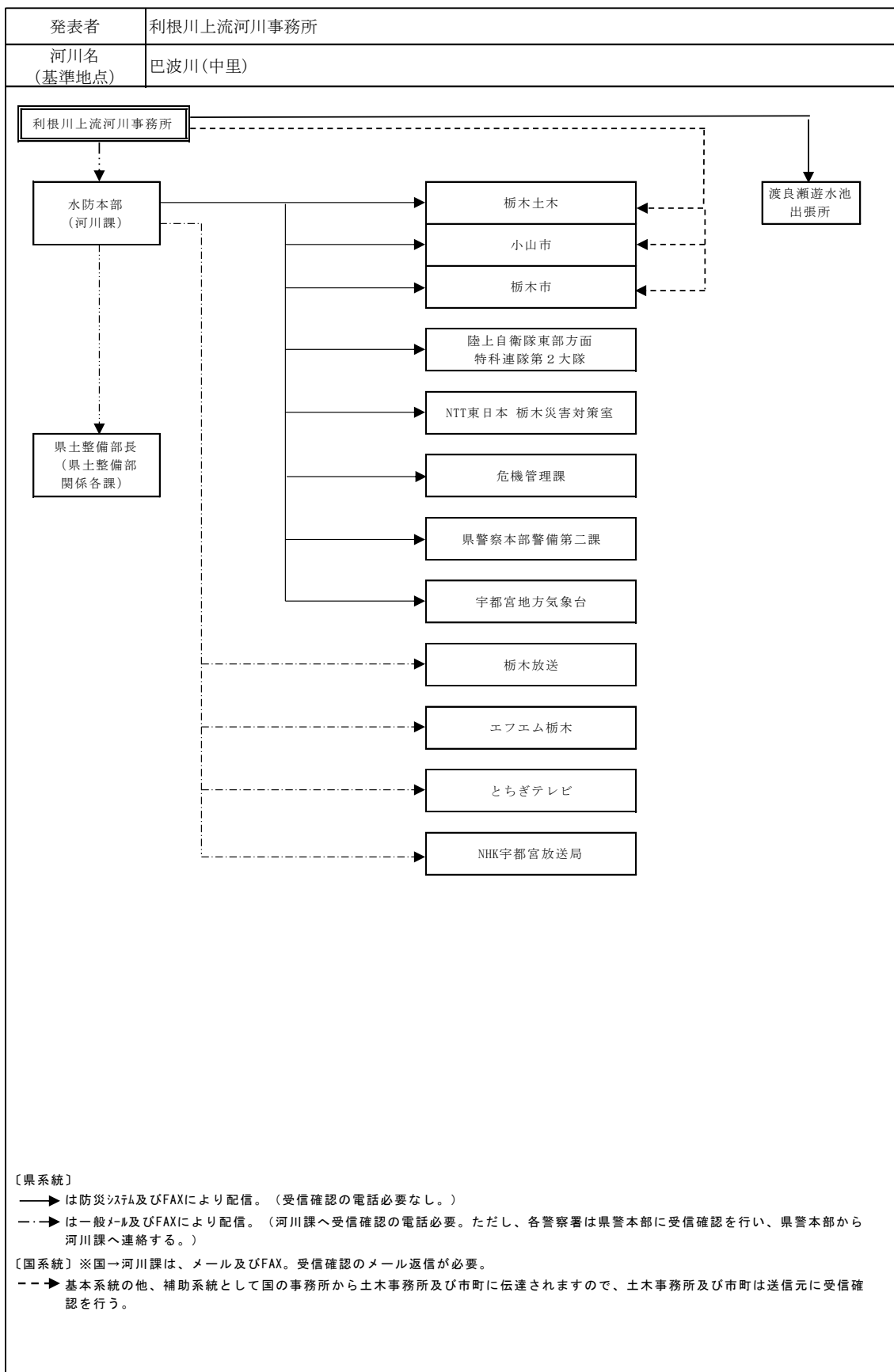
⑤桐生川：水防警報伝達系統



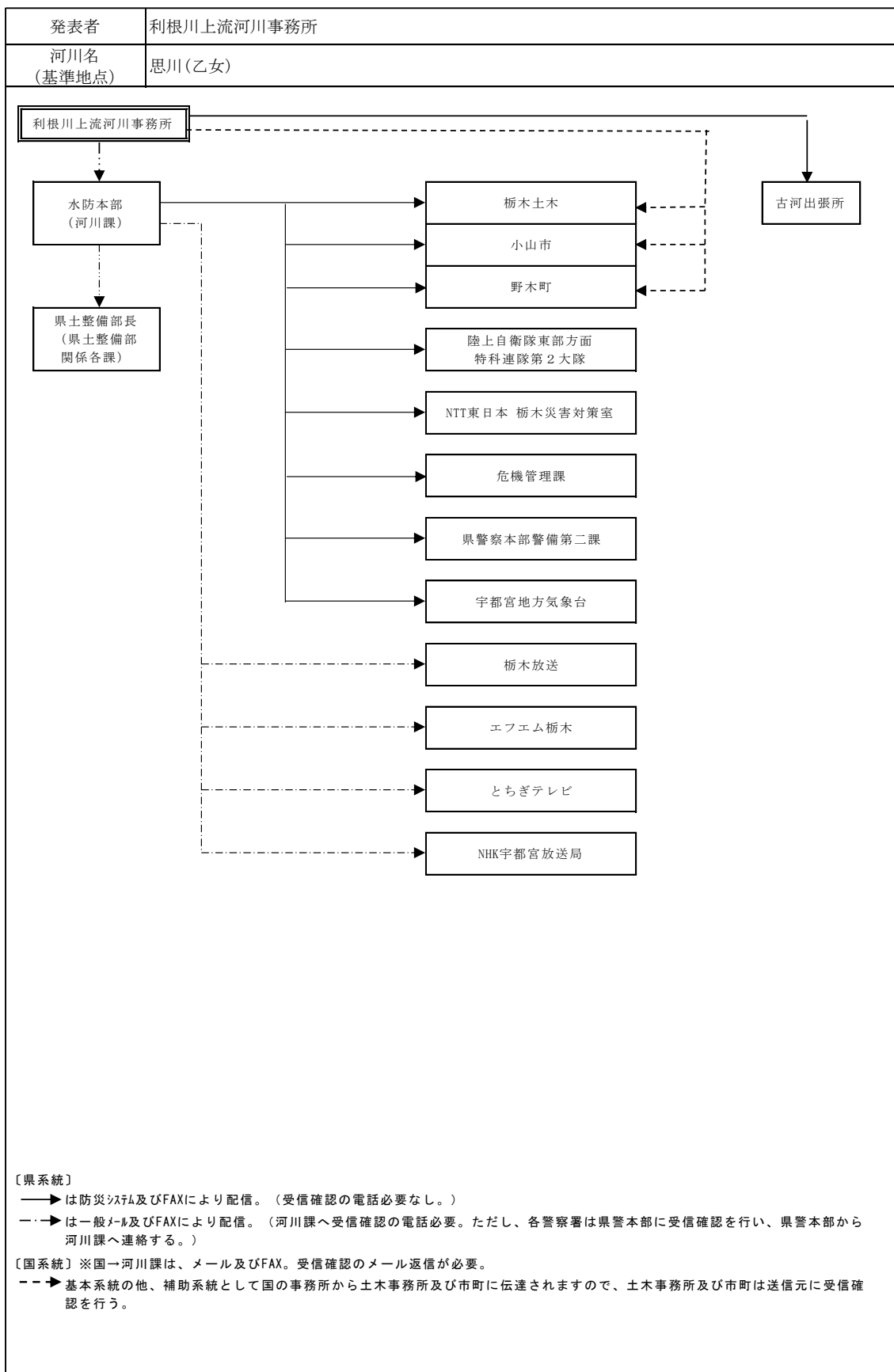
⑥渡良瀬川：水防警報伝達系統



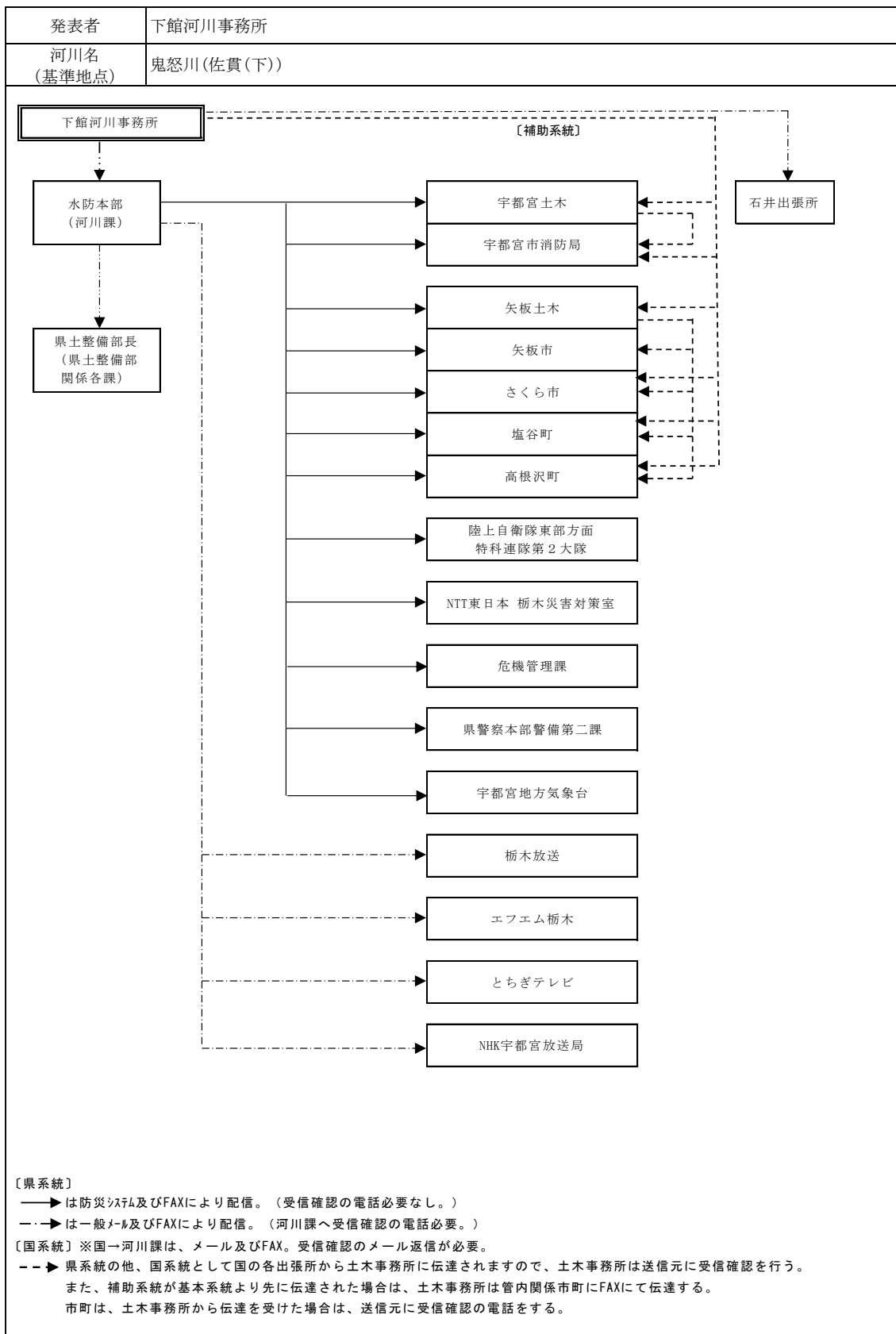
⑦巴波川：水防警報伝達系統



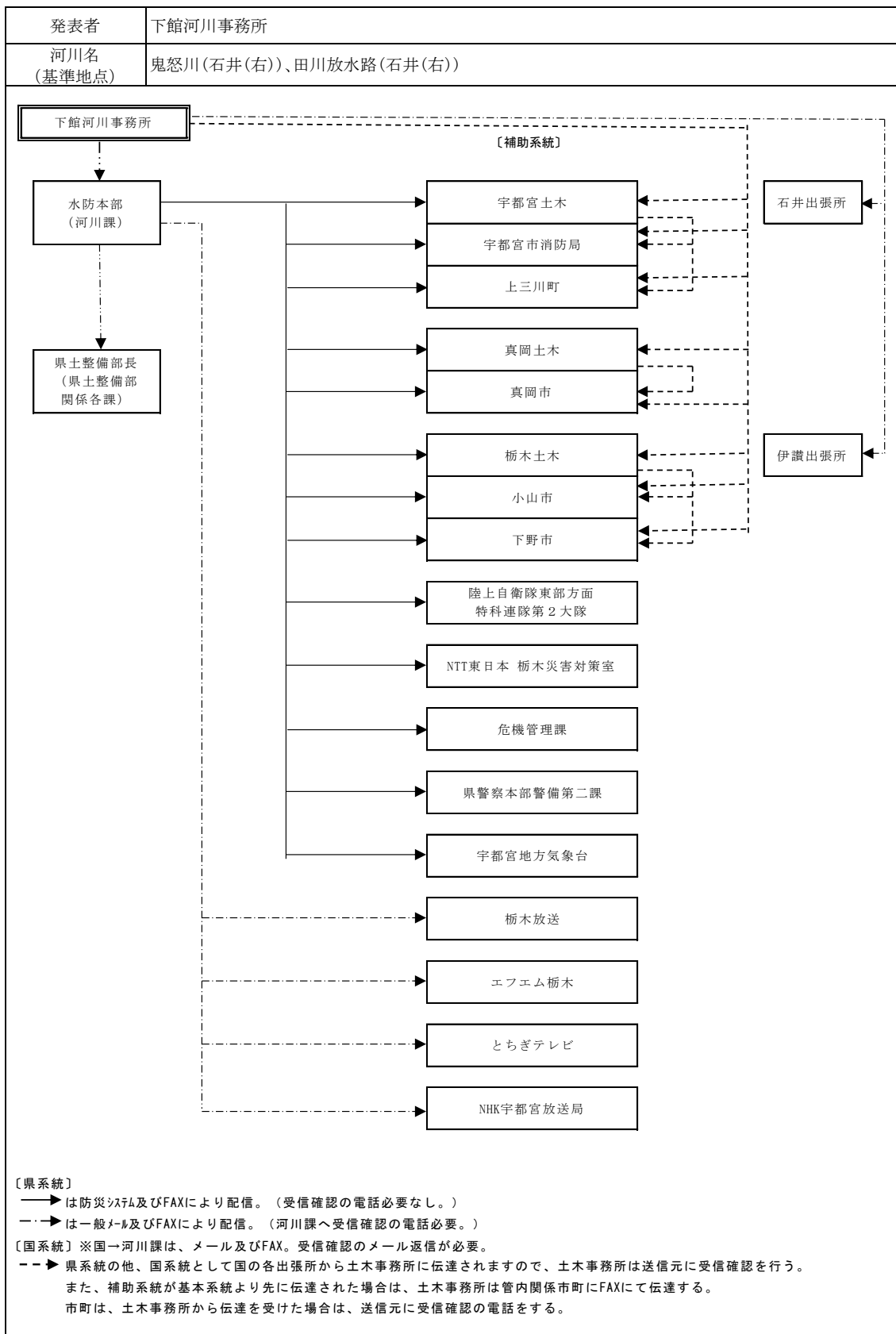
⑧思川：水防警報伝達系統



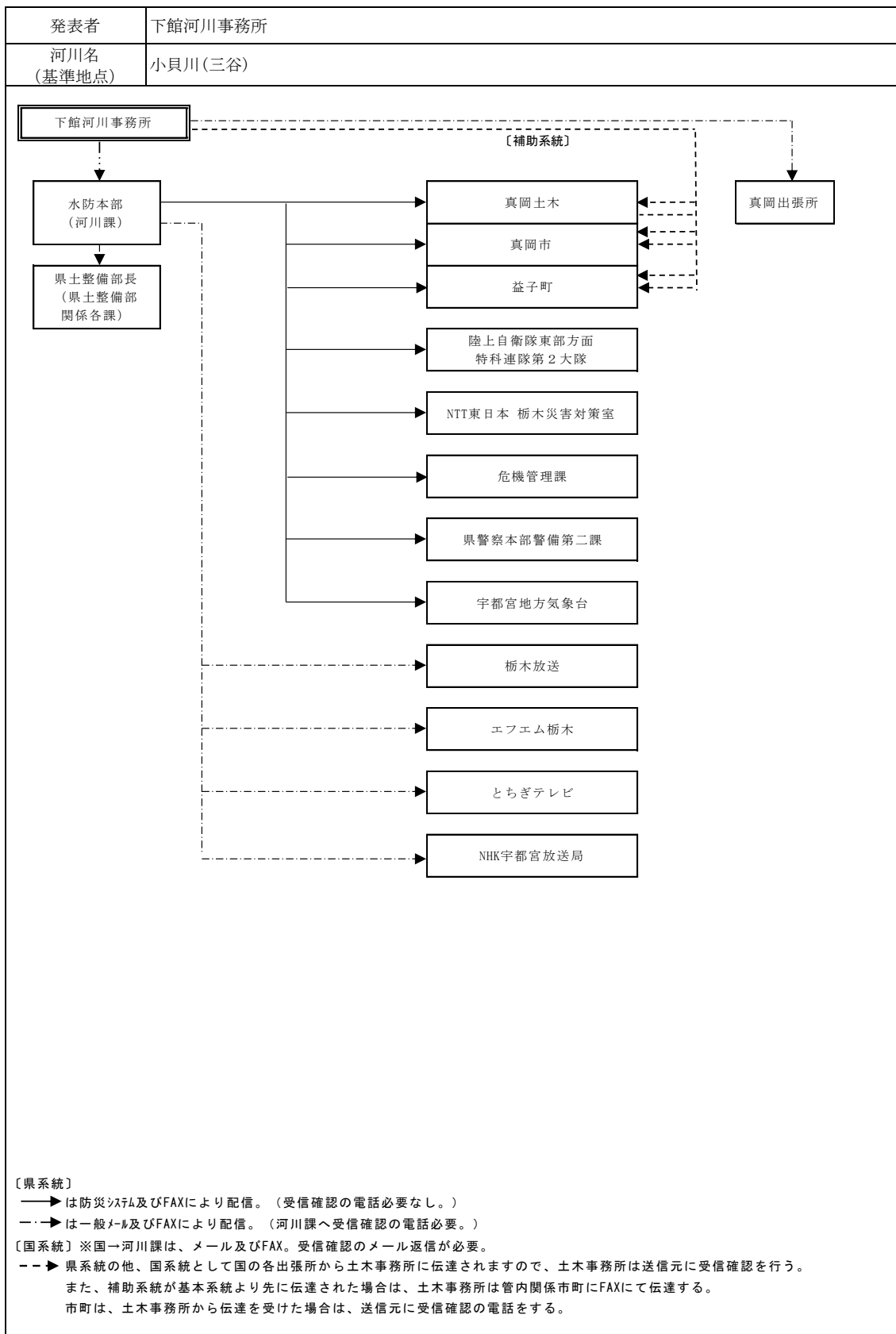
⑨鬼怒川：水防警報伝達系統



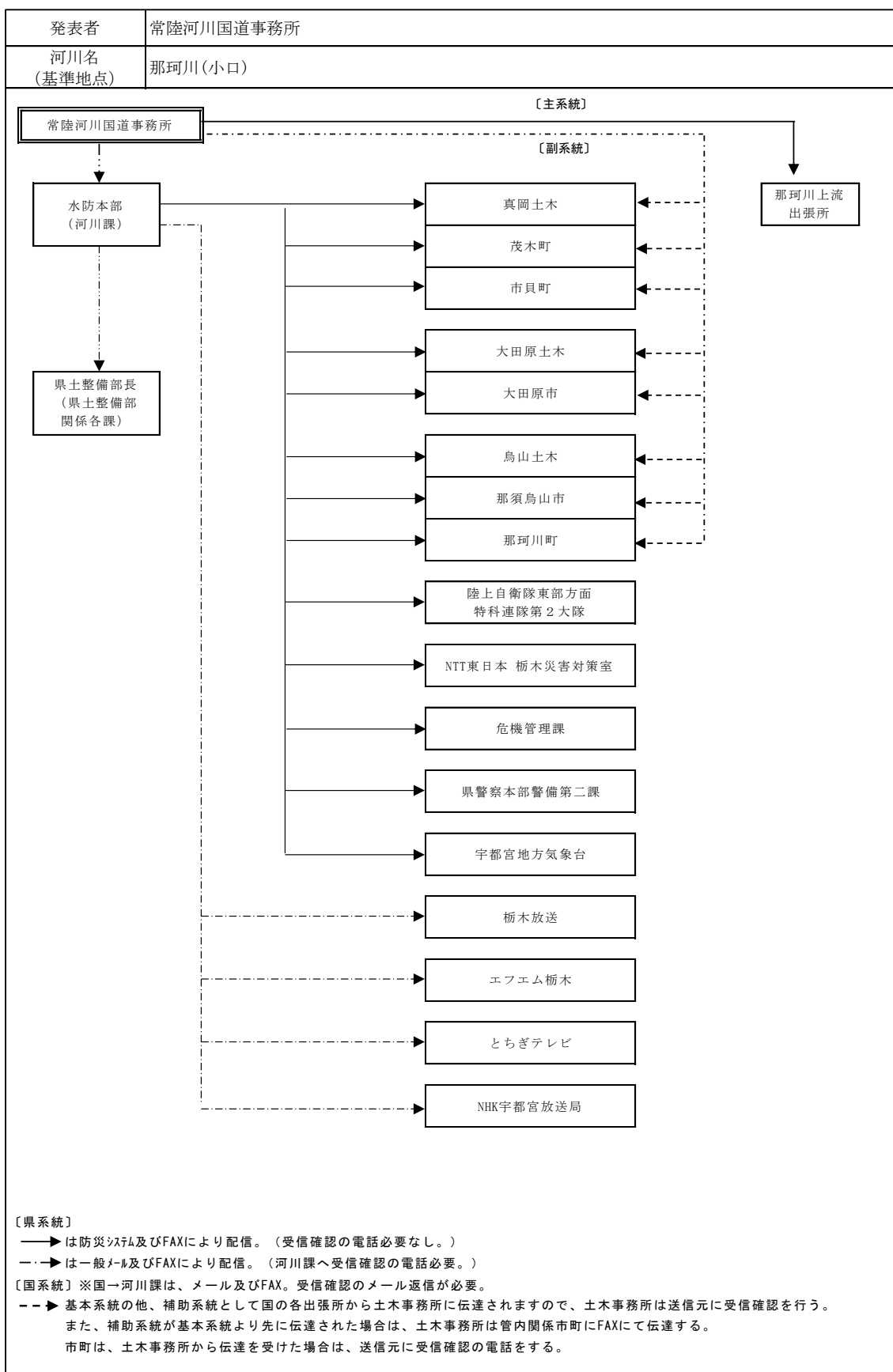
⑩鬼怒川・田川放水路：水防警報伝達系統



⑪小貝川：水防警報伝達系統



⑫那珂川：水防警報伝達系統



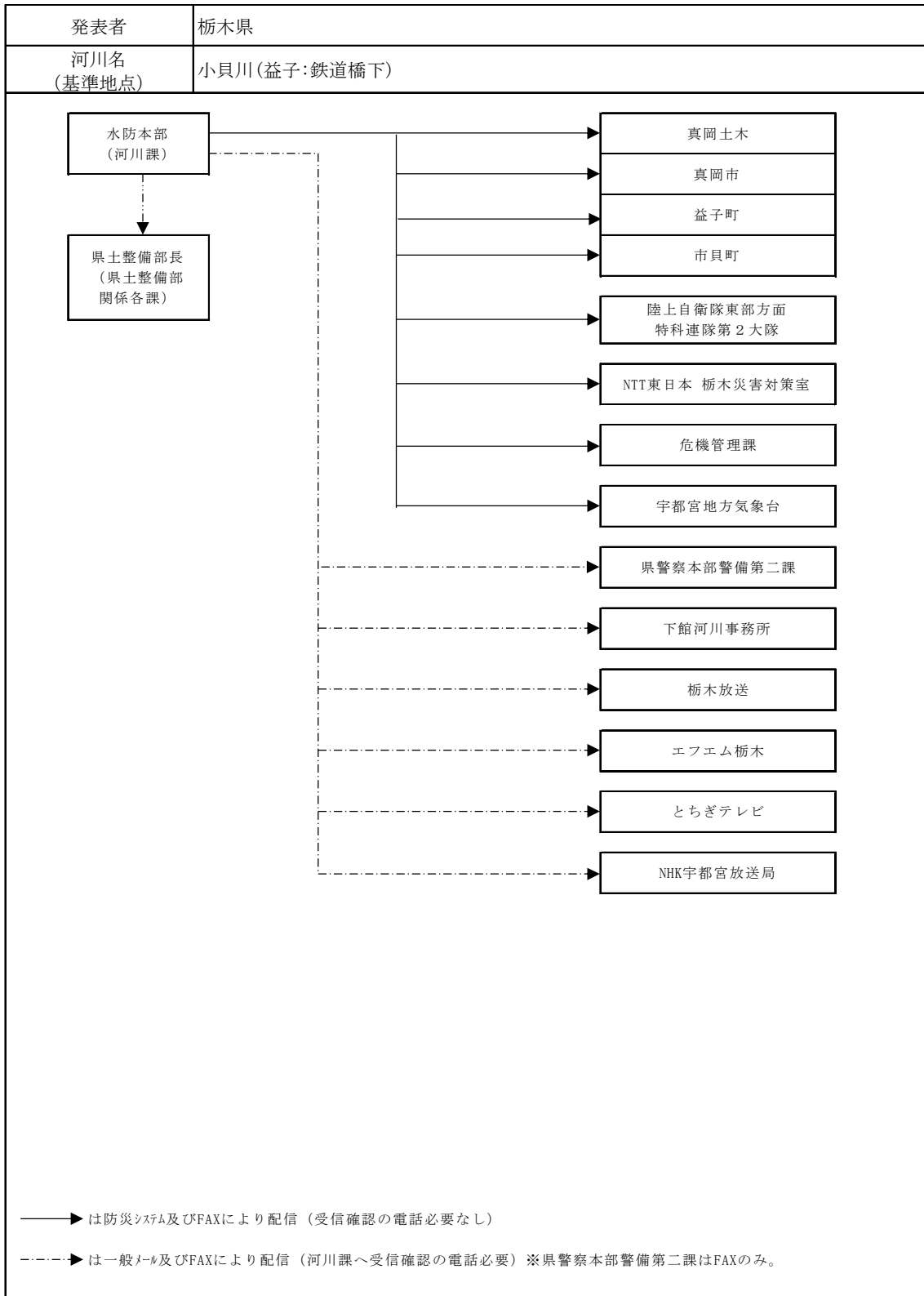
第3 栃木県知事が行う水防警報

1. 指定河川及びその区域、基準水位観測所

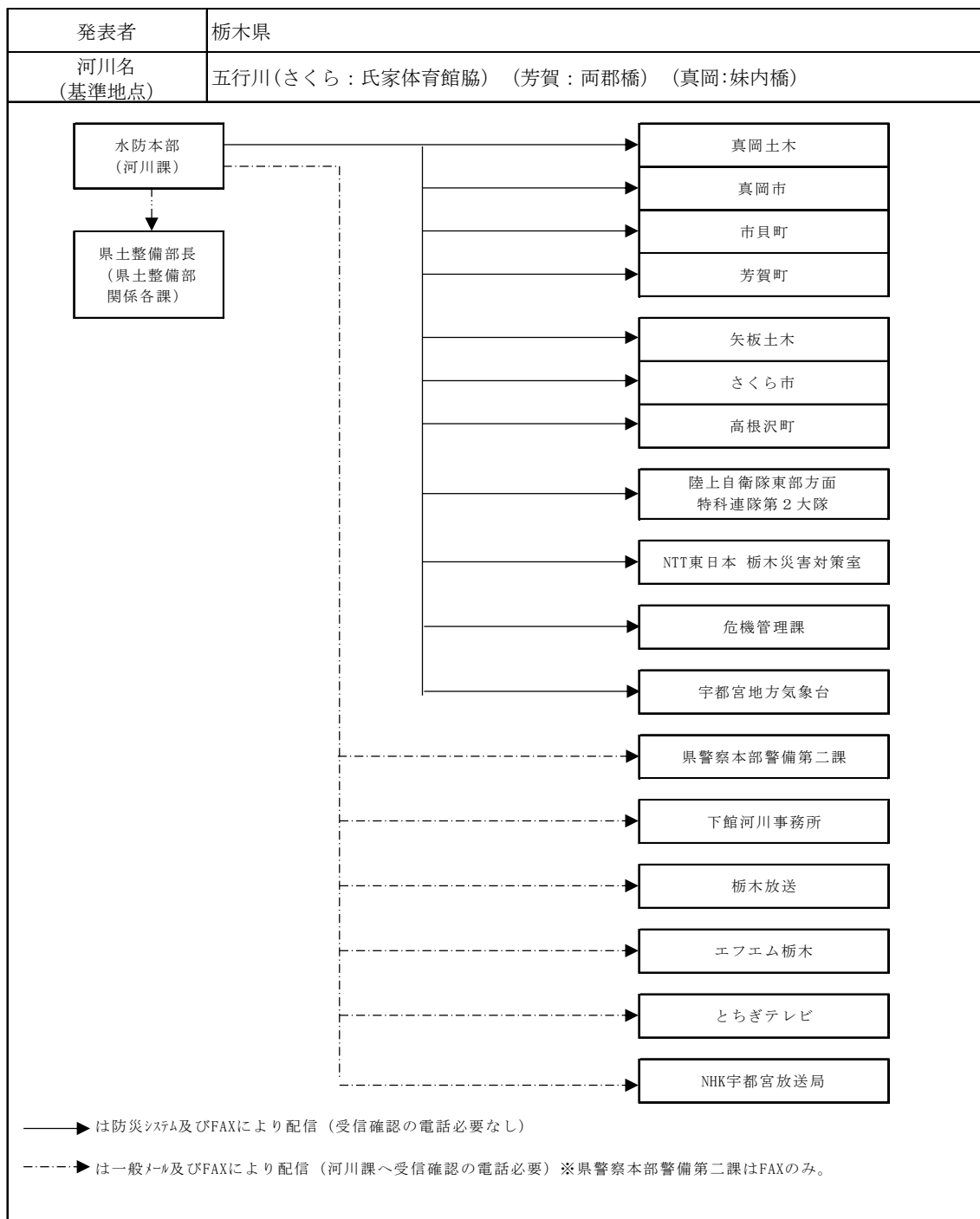
水系	河川名	区 域	基準水位観測所	基準水位				流域内雨量観測所	所管事務所名	告示
				水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)			
利根川水系	小貝川	左岸 芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から	鉄道橋下(益子)	1.00	1.50	2.10	2.60	千木 浅間山	真岡土木	H21.9.1 第482号
		右岸 芳賀郡益子町大字上山まで								
	五行川	左岸 さくら市馬場国道4号から	妹内橋(真岡)	1.60	1.90	2.70	3.20	(気)高根沢 (気)真岡 氏家、芳賀 真岡土木	真岡土木	H19.5.25 第377号
		右岸 さくら市馬場国道4号から	両郡橋(芳賀)	0.80	1.10	1.30	1.80			
		真岡市大根田まで	氏家体育館脇(さくら)	0.90	1.20	1.30	1.80			R2.5.22 第311号
	田川	左岸 宇都宮市岩曾町山田川合流点から	東橋(宇都宮)	1.40	2.00	3.00	3.70	(気)宇都宮 大綱、県庁 宇都宮土木	宇都宮土木	H18.3.28 第225号
		右岸 宇都宮市山本1丁目山田川合流点から	明治橋(上三川)	1.60	2.20	2.90	3.50			
	思川	左岸 鹿沼市深程大芦川合流点から	保橋(栃木)	1.50	1.80	3.30	4.10	(気)鹿沼、(気)宇都宮、栗野、 真名子、遠木、上粕尾、古峰原、 東小来川、久久保、板荷、田下、 下久我、鹿沼土木、小山	栃木土木 鹿沼土木	H19.5.25 第377号
		右岸 鹿沼市深程大芦川合流点から	観見橋(小山)	2.80	3.40	5.80	6.50			
	姿川	左岸 宇都宮市藤田町淀橋から	淀橋	1.50	2.00	2.80	3.30	(気)宇都宮 田下	宇都宮土木	H22.3.19 第143号
		右岸 下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から	姿川橋(小山)	1.50	2.00	3.40	3.90			
	黒川	左岸 鹿沼市富岡行川合流点から	府中橋(鹿沼)	3.00	3.70	5.20	5.70	(気)鹿沼 東小来川 板荷	鹿沼土木	H20.5.23 第303号
		右岸 鹿沼市富岡行川合流点から	東雲橋(壬生)	1.50	2.50	4.50	5.00			
	巴波川	左岸 栃木市川原町ふたまた橋から	倭橋(栃木)	0.70	1.00	1.30	1.80	(気)栃木 栃木土木	栃木土木	H18.3.28 第226号
右岸 栃木市川原町ふたまた橋から										
永野川	左岸 栃木市星野町山口橋から	大平橋上(大平)	2.10	2.80	3.40	4.50	(気)栃木 (気)葛生 永野、寺尾 楮川	栃木土木	H19.5.25 第377号	
	右岸 栃木市星野町山口橋から									
秋山川	左岸 佐野市葛生西2丁目葛生大橋から	大橋(佐野)	1.30	1.70	2.10	2.80	(気)葛生 (気)佐野 秋山台、山越	栃木土木	H20.5.23 第303号	
	右岸 佐野市あくと町葛生大橋から									
袋川	左岸 足利市月谷町から	千歳橋(足利)	1.70	2.20	3.00	3.50	(気)足利 北大綱、安足土木 松田	安足土木	H21.9.1 第482号	
	右岸 足利市川崎町渡良瀬川合流点まで									
旗川	左岸 佐野市船越町船越橋から	白旗橋(佐野)	1.80	2.20	2.30	3.00	(気)作原 長谷場、北大綱 打越	安足土木	R2.5.22 第311号	
	右岸 足利市寺岡直轄旗川上流端まで									
那珂川水系	那珂川	左岸 那須郡那須町大字高久甲那珂川橋から	晩翠橋(黒磯)	2.00	2.80	5.00	5.50	(気)那須高原、(気)黒磯 南金丸、両郷、香掛、尹野 矢の目、島野目、那須湯本、板室 沼ノ原、黒尾谷、ロープウェイ 那須共同牧場	大田原土木	H22.3.19 第143号
		右岸 那須塩原市島野目那珂川橋から	黒羽(国観測所)	2.20	3.10	4.40	5.20			
	逆川	左岸 芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から	木桶大橋(茂木)	1.80	2.50	3.60	4.20	下小貫 木桶 茂木 千木	真岡土木	H21.9.1 第482号
		右岸 芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から								
	荒川	左岸 さくら市松島新松島橋から	連城橋(喜連川)	1.20	1.50	2.00	2.50	(気)塩谷、(気)那須烏山 矢板土木、上太田 鳥羽新田、西荒川ダム 号置、上の原、寺山ダム 那珂川水系ダム 東荒川ダム	真岡土木 矢板土木 烏山土木	H20.5.23 第303号
		右岸 さくら市早乙女新松島橋から								
	帯川	左岸 大田原市薄葉かさね橋から	佐久山(大田原)	1.90	2.50	3.50	4.00	佐久山、上ノ原 新湯、塩原ダム 上塩原	矢板土木 大田原土木 烏山土木	H21.9.1 第482号
		右岸 矢板市沢かさね橋から								
	蛇尾川	左岸 那須塩原市東遅沢遅沢橋から	蛇尾橋(大田原)	1.70	2.30	3.40	3.90	(気)大田原 大田原土木 百村 湯宮	大田原土木	H21.9.1 第482号
		右岸 大田原市片府田帯川合流点まで								
	余笹川	左岸 那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から	中余笹橋(那須)	1.30	1.80	2.30	2.80	(気)那須高原 ロープウェイ 那須共同牧場 那須湯本、香掛	大田原土木	H19.5.25 第377号
		右岸 那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から								
	内川	左岸 矢板市荒井荒井橋から	京町橋(矢板)	1.20	1.60	2.10	2.60	農場 弓張 矢板土木	矢板土木	R2.5.22 第311号
		右岸 さくら市喜連川荒川合流点まで								

2. 栃木県知事が行う水防警報の伝達系統

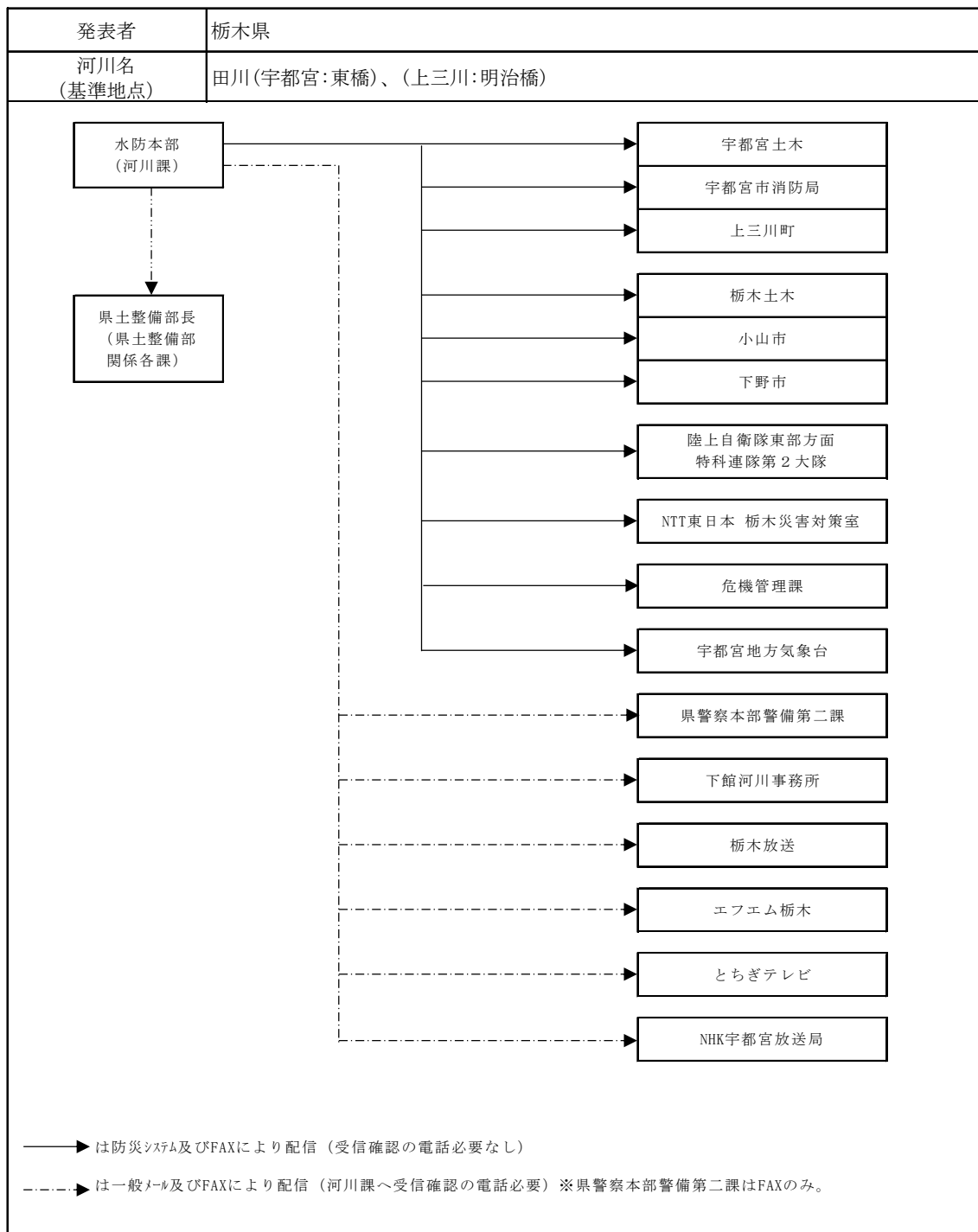
①小貝川：水防警報伝達系統



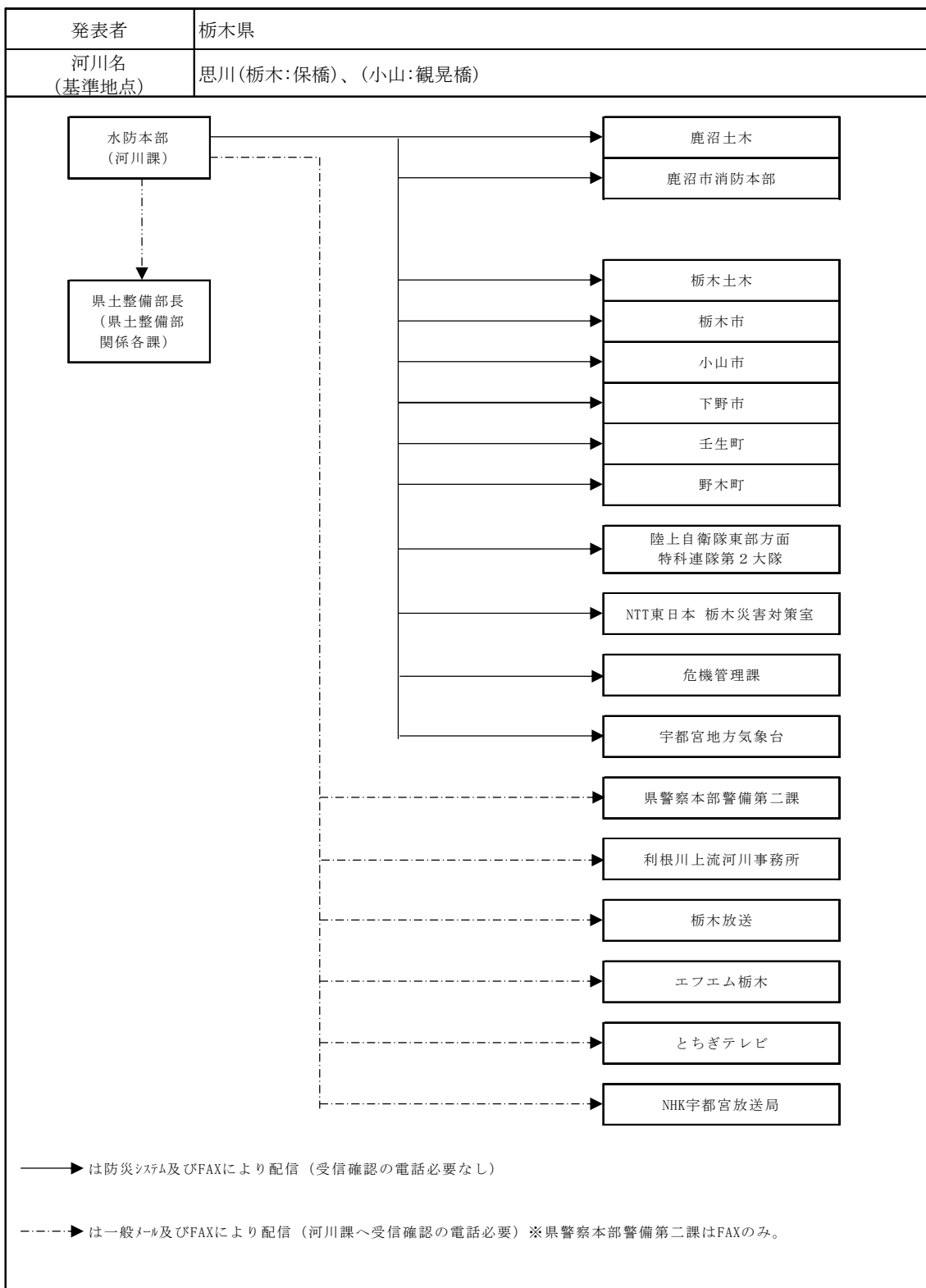
②五行川：水防警報伝達系統



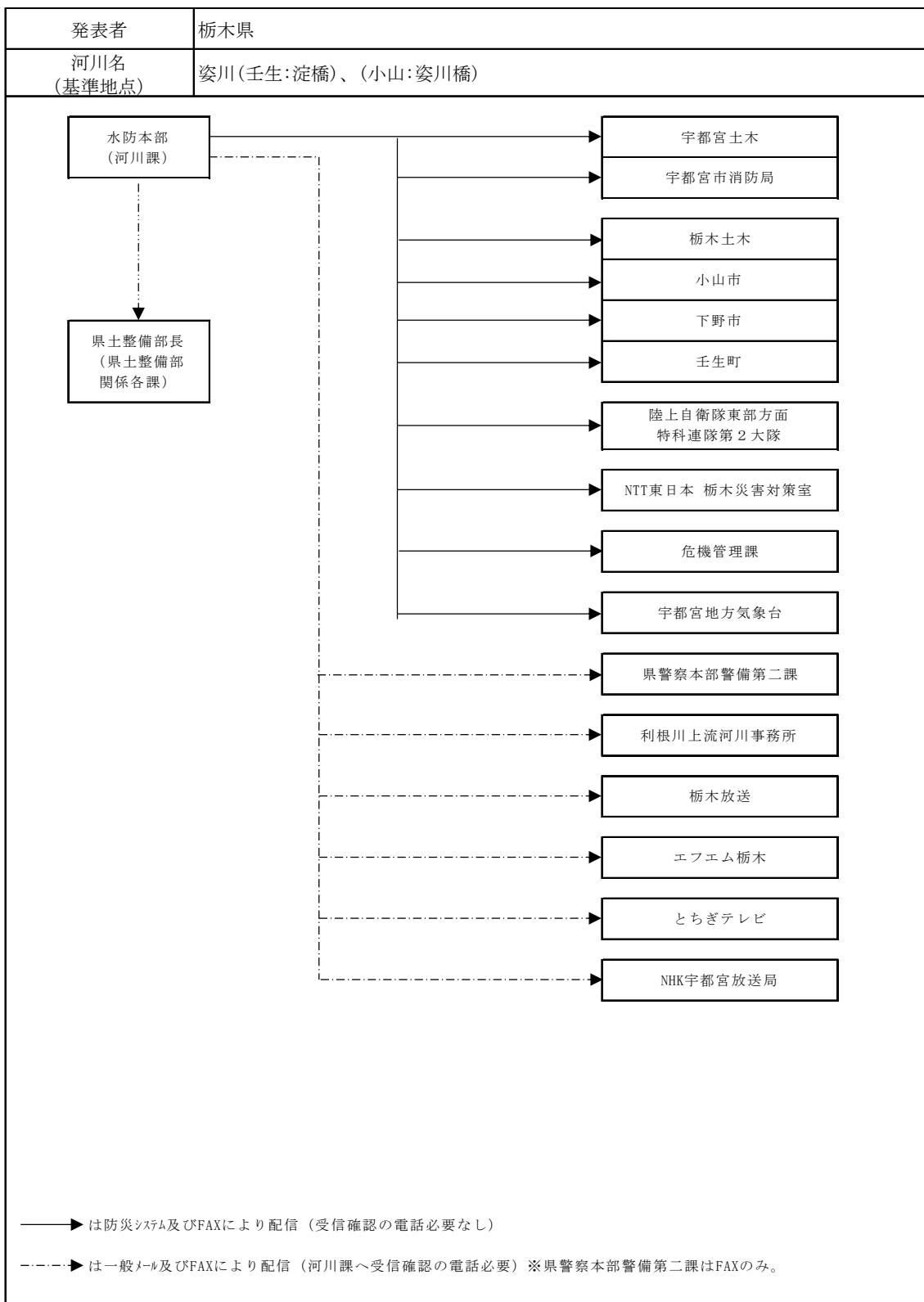
③田川：水防警報伝達系統



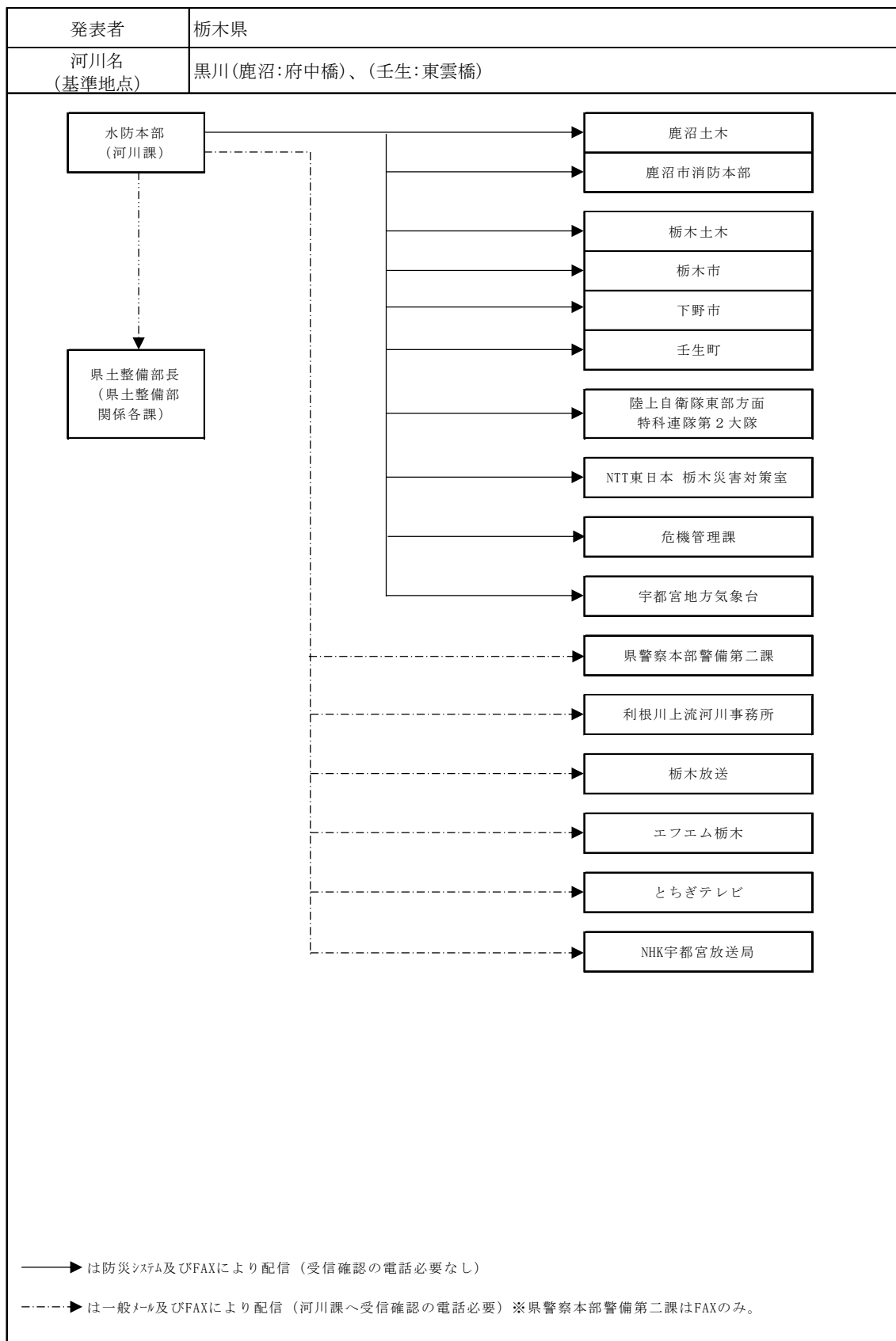
④思川：水防警報伝達系統



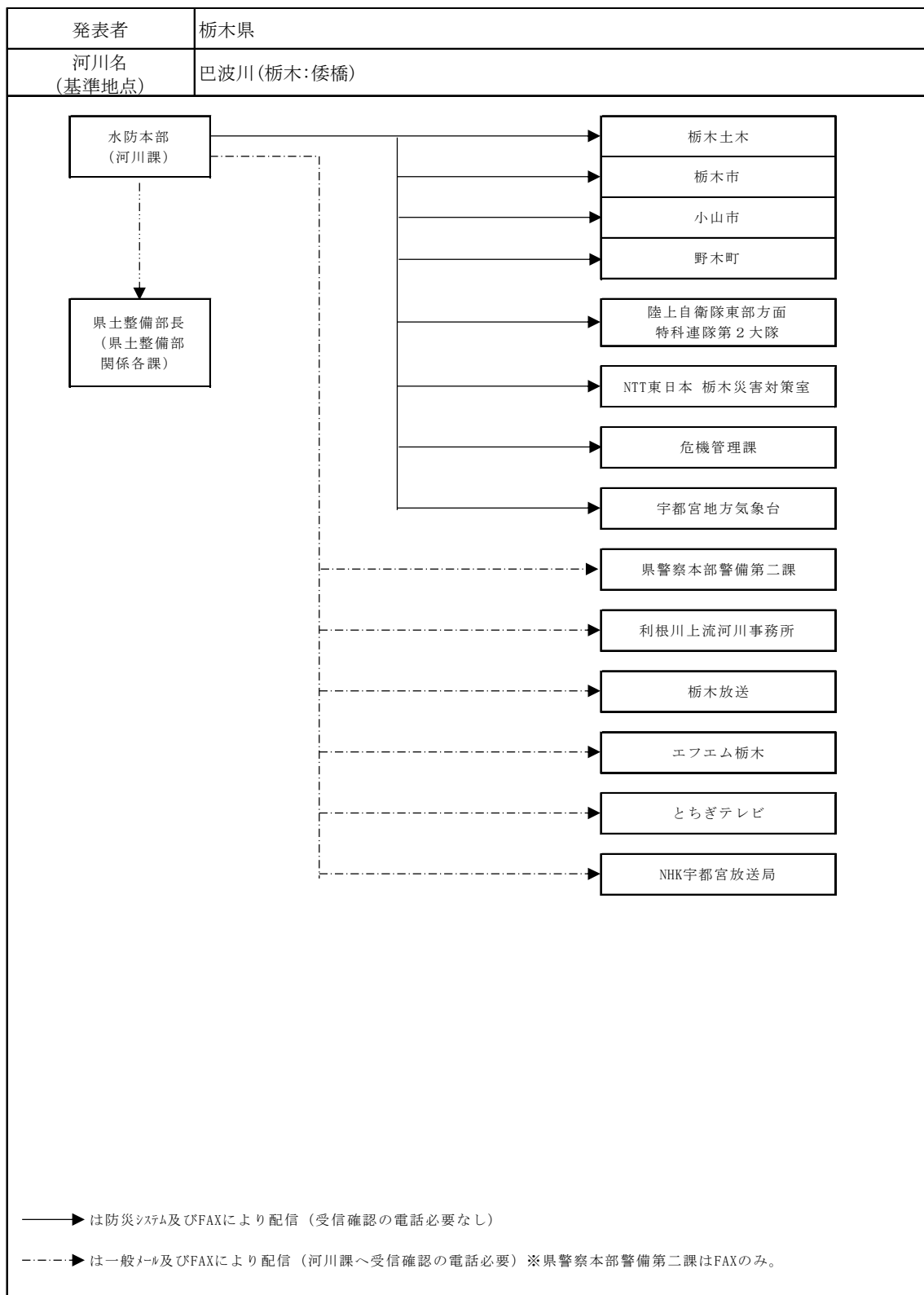
⑤姿川：水防警報伝達系統



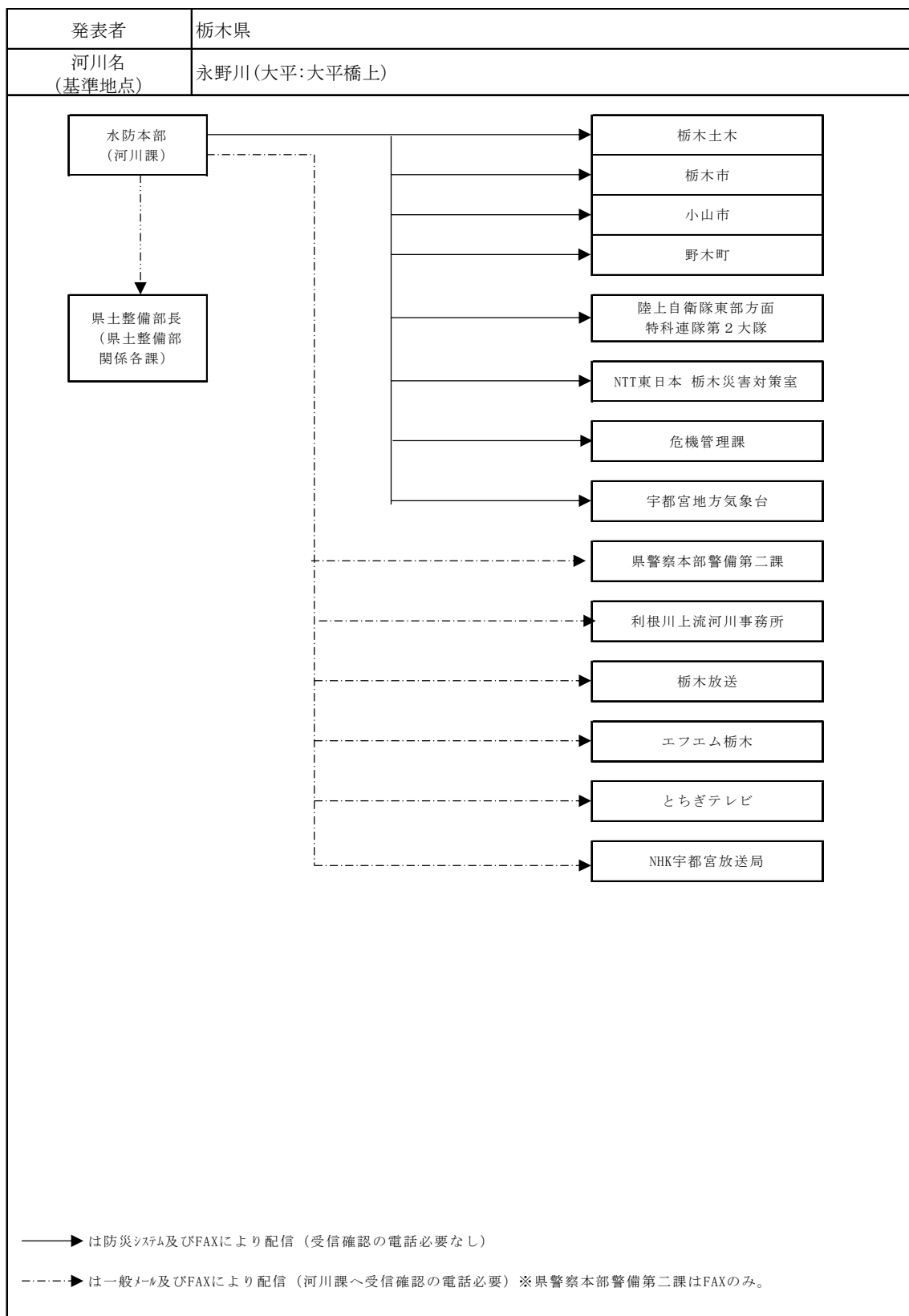
⑥黒川：水防警報伝達系統



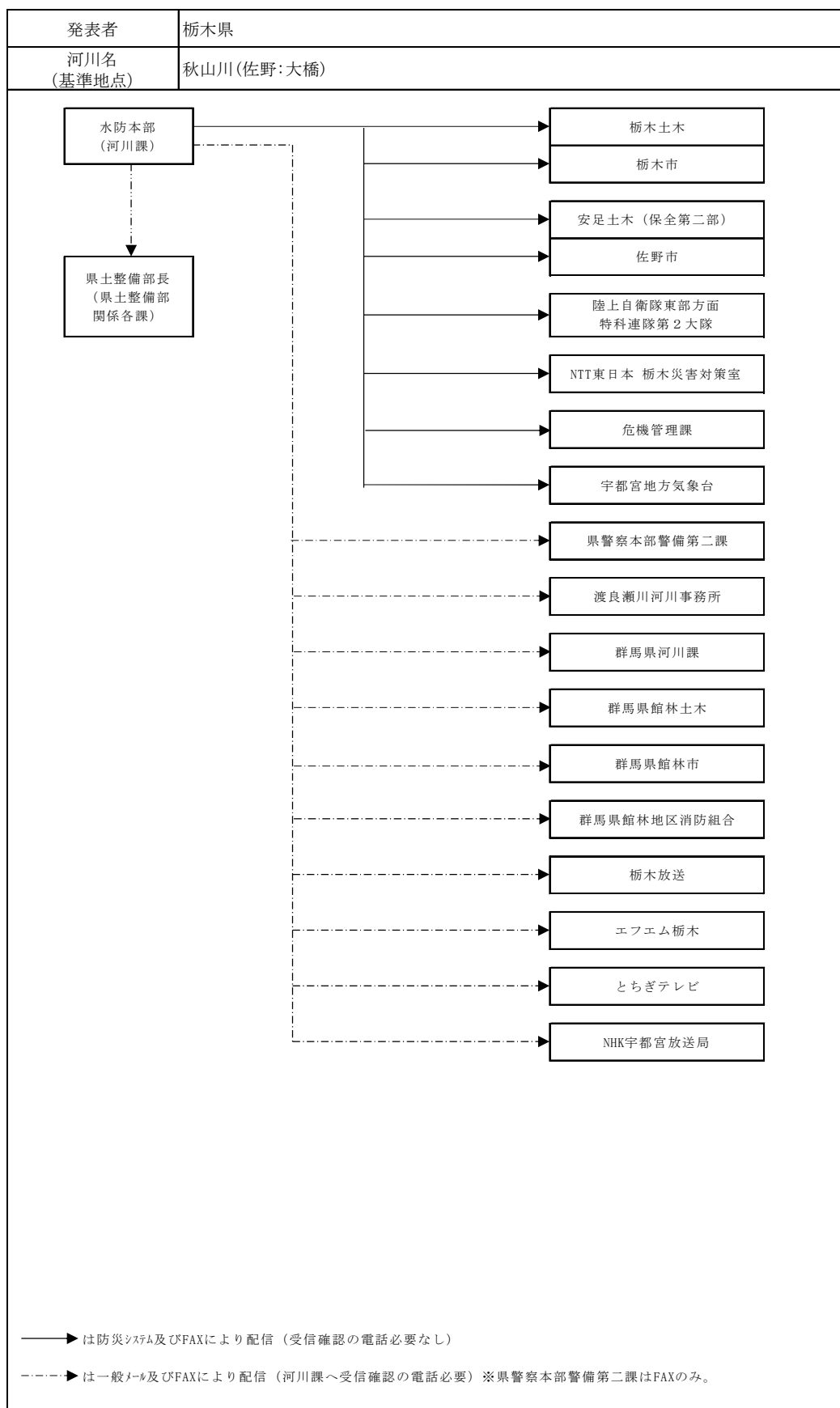
⑦巴波川：水防警報伝達系統



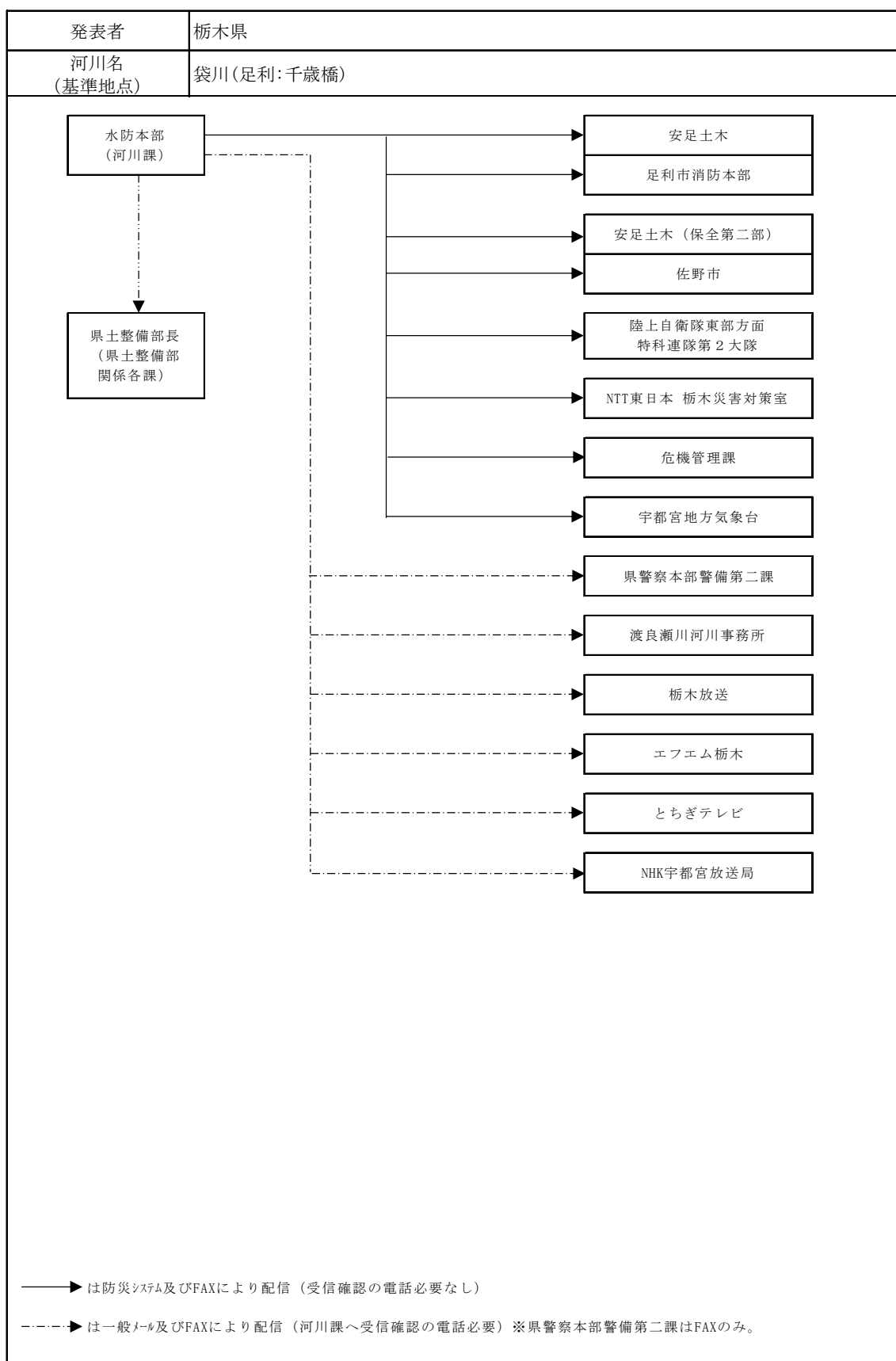
⑧永野川：水防警報伝達系統



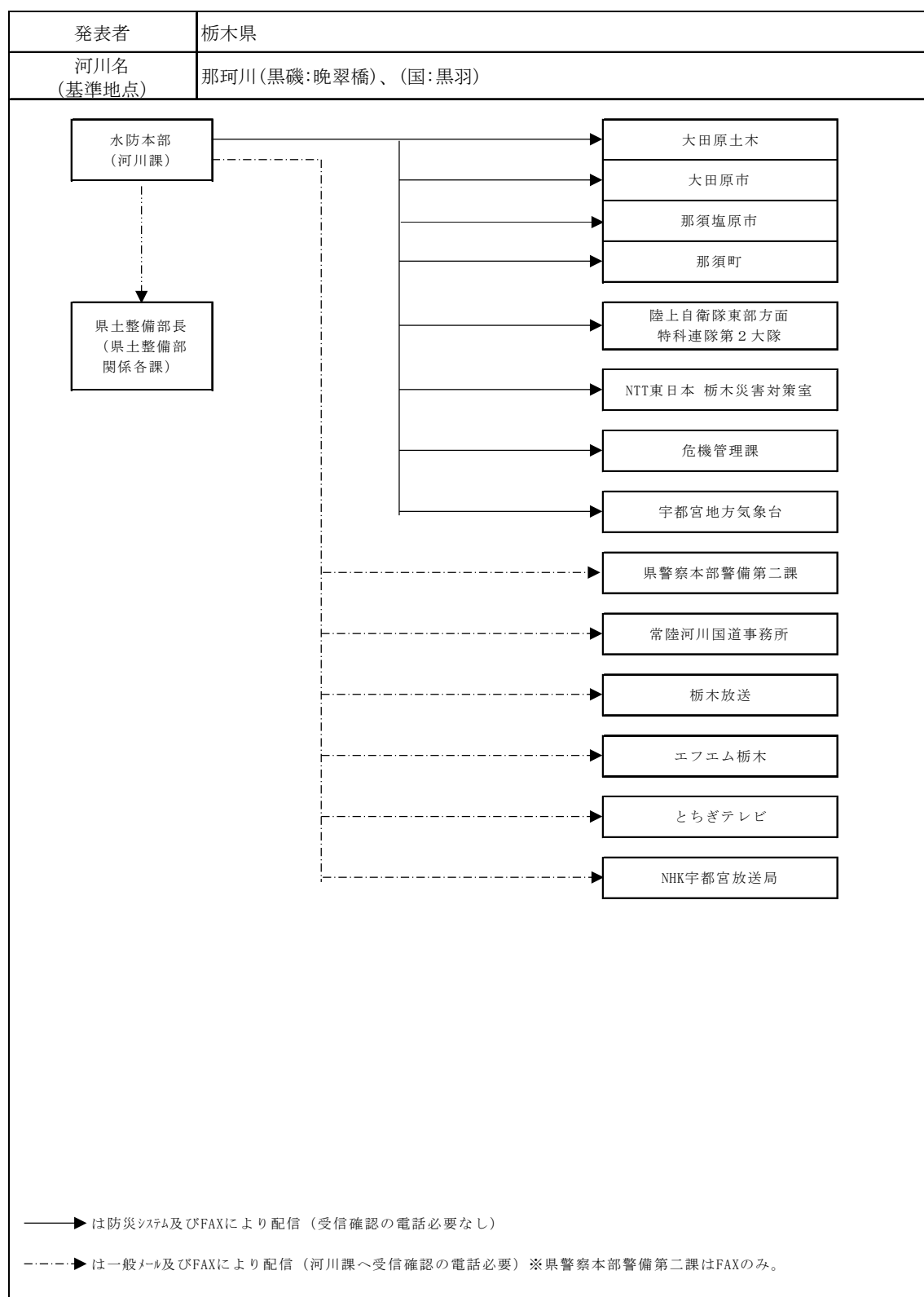
⑨秋山川：水防警報伝達系統



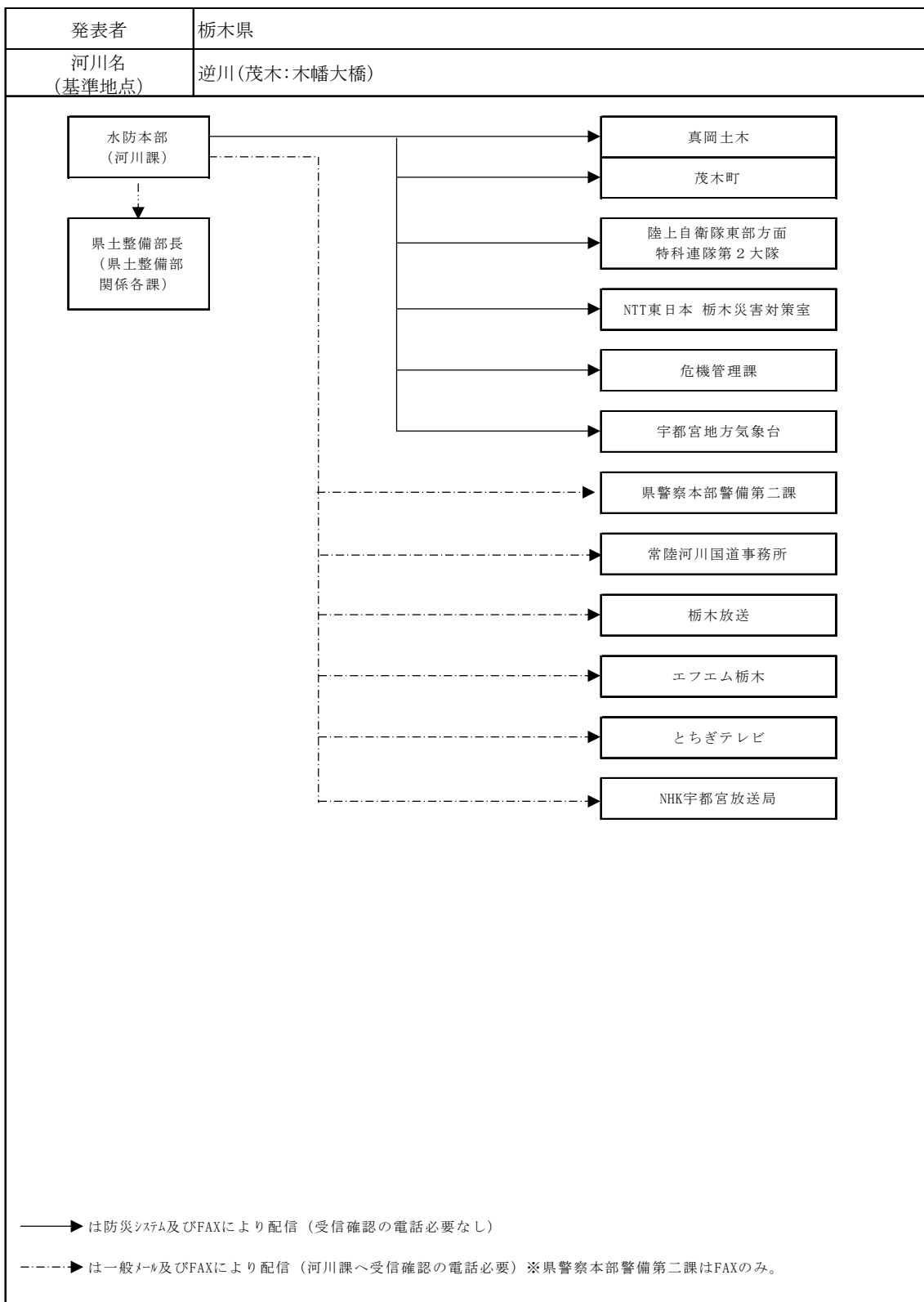
⑩袋川：水防警報伝達系統



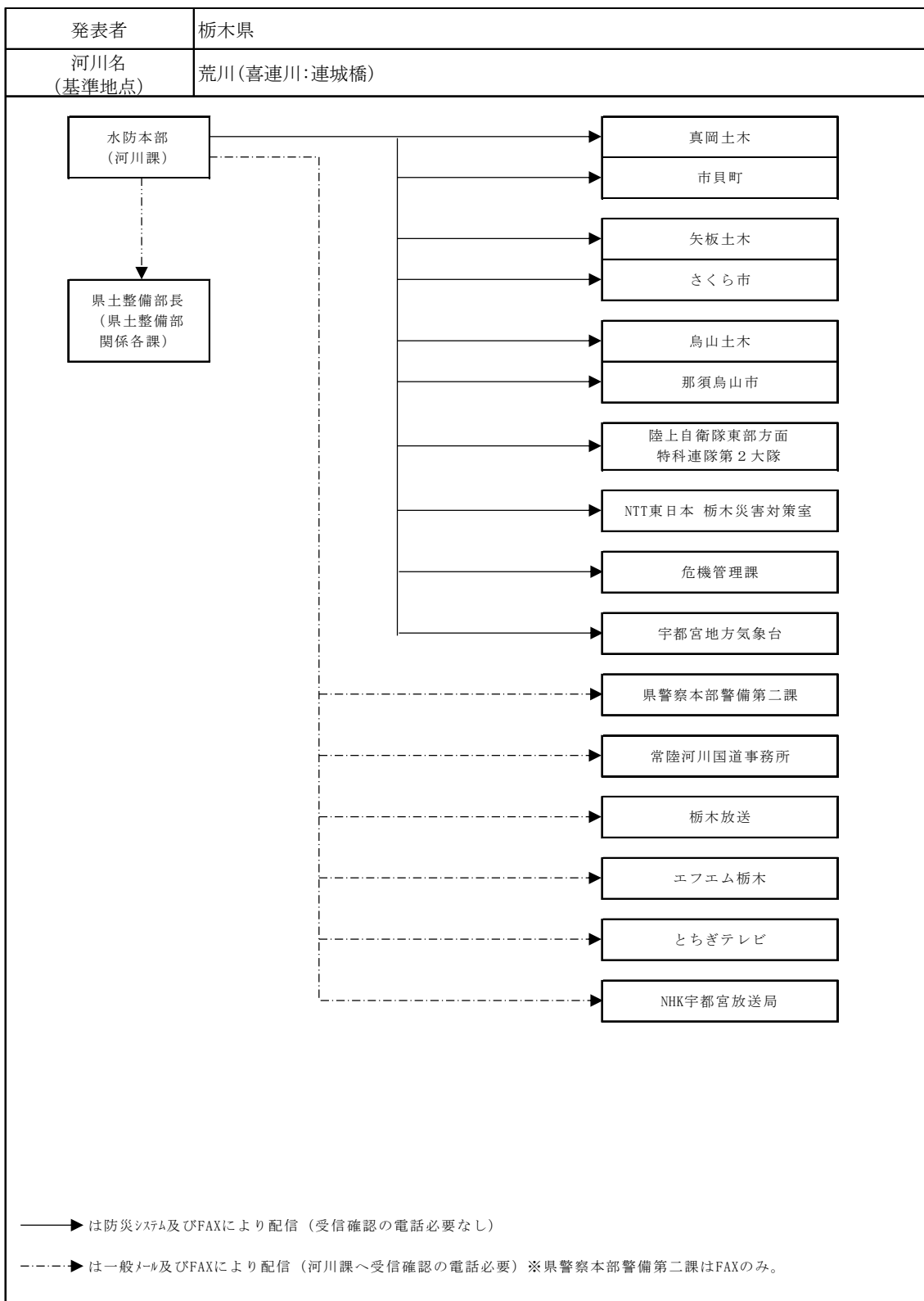
⑪那珂川：水防警報伝達系統



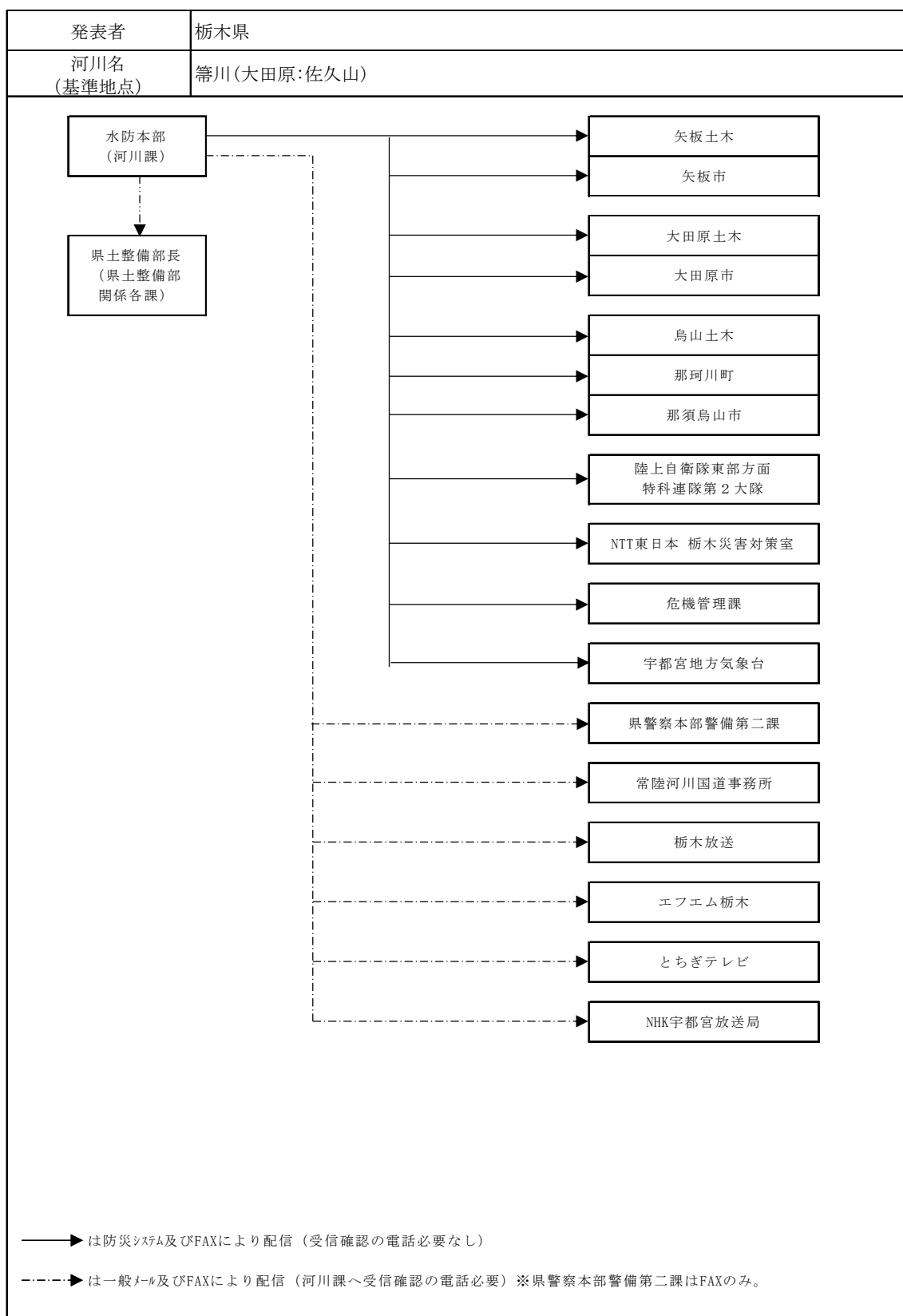
⑫逆川：水防警報伝達系統



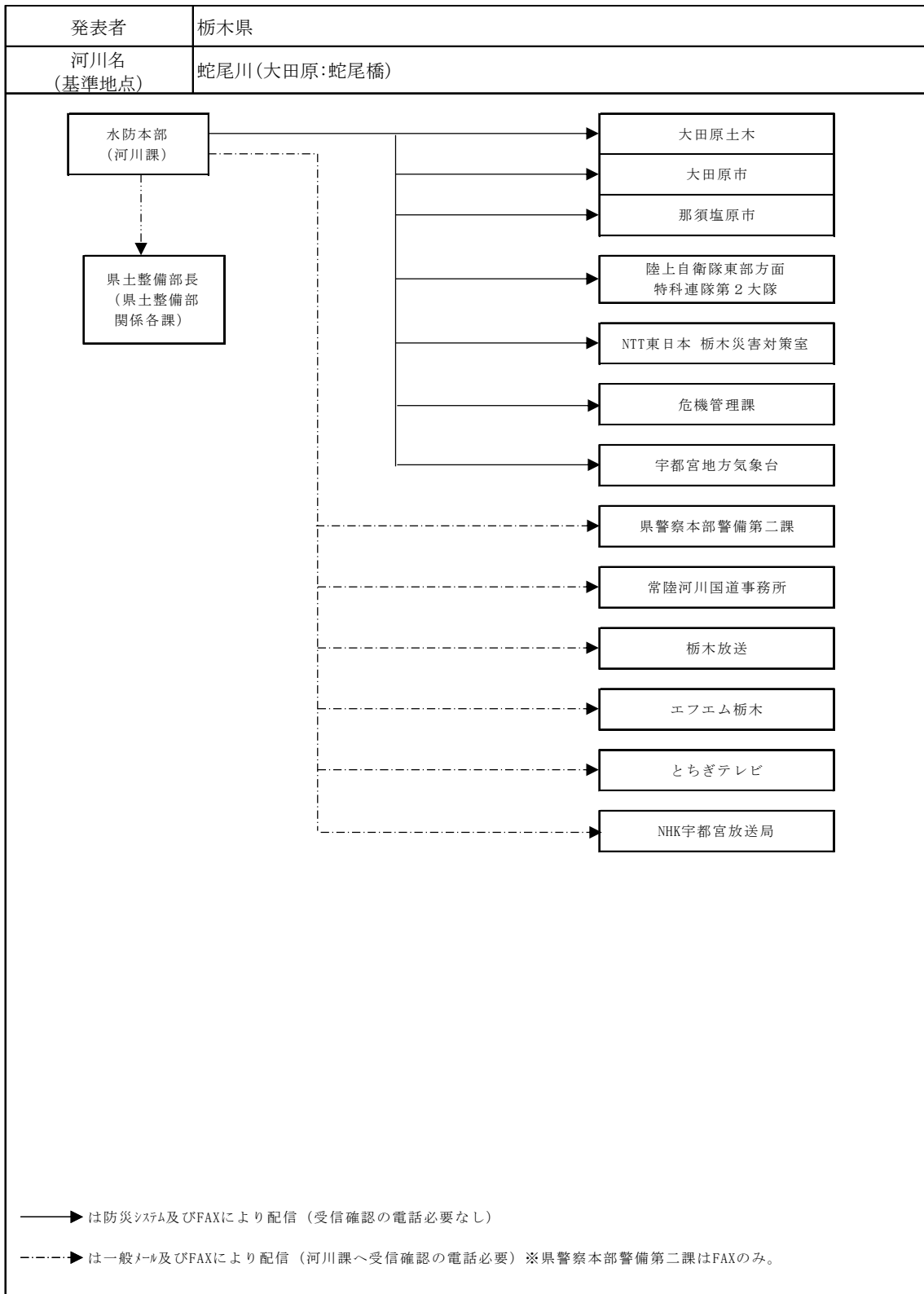
⑬ 荒川：水防警報伝達系統



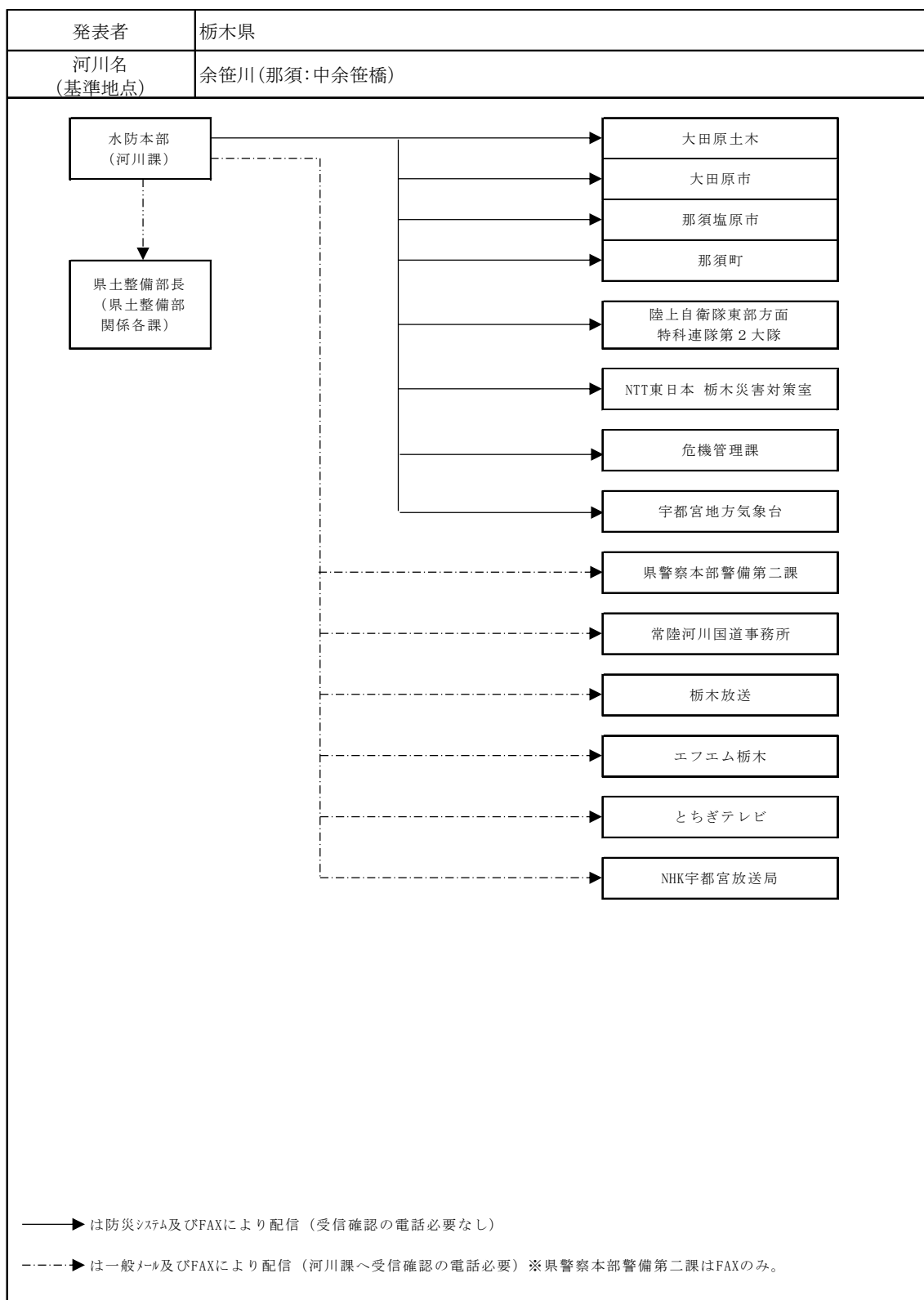
⑭ 箒川：水防警報伝達系統



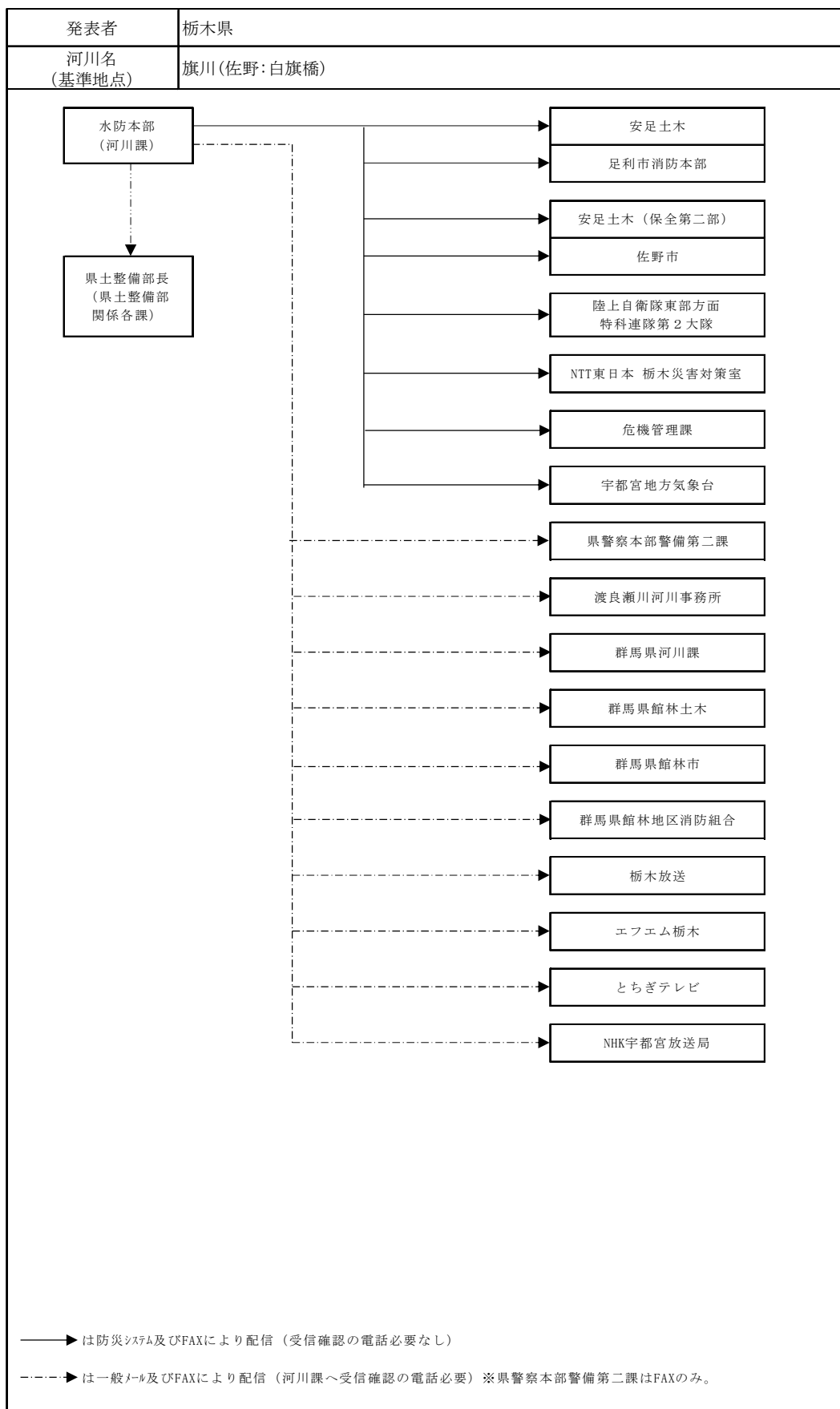
⑮蛇尾川：水防警報伝達系統



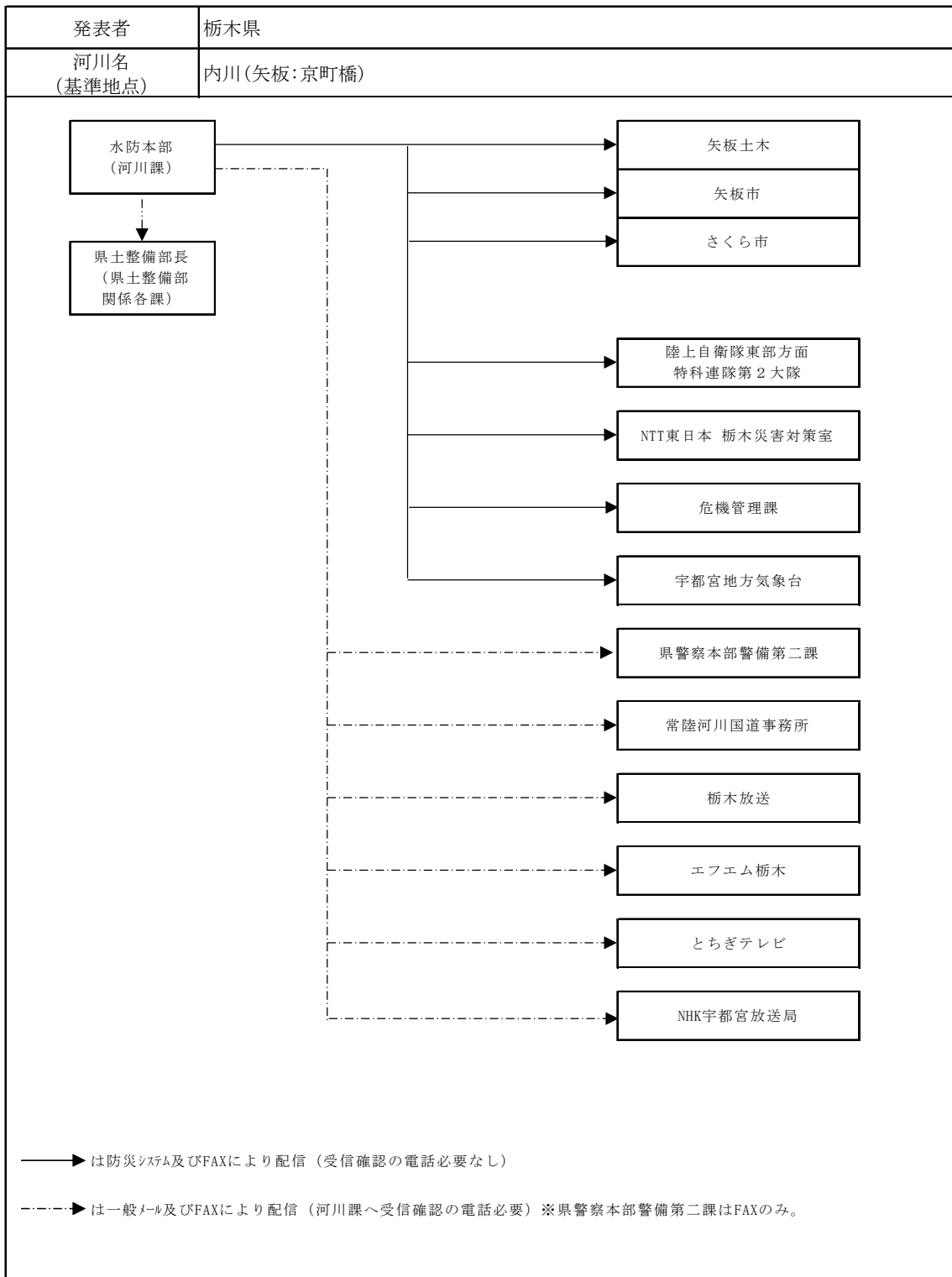
⑩余笹川：水防警報伝達系統



⑰旗川：水防警報伝達系統



⑱内川：水防警報伝達系統



第4 群馬県知事が行う水防警報

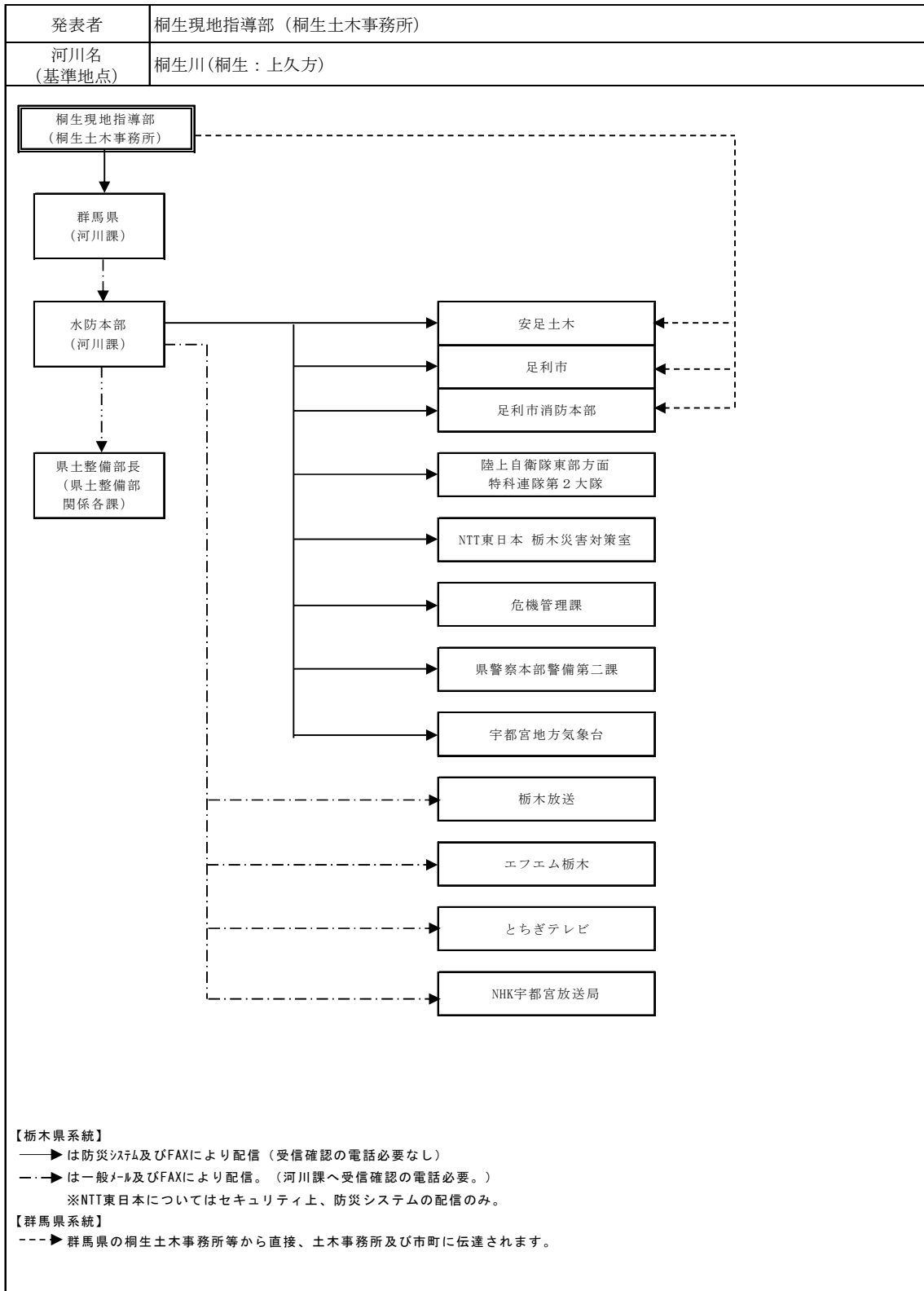
1. 指定河川及びその区域、基準水位観測所

水系	河川名	区域	基準水位観測所	基準水位観測所				所管事務所名
				水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(危険水位)	
利根川水系	桐生川	左 桐生市菱町四丁目から 岸 桐生市菱町五丁目まで 右 桐生市天神町三丁目から 岸 桐生市梅田まで	上久方(桐生市)	2.20	3.10	4.20	4.58	群馬県桐生土木事務所

2. 群馬県知事が行う水防警報の発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待機	<p>1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予報、警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき。または、水防団待機水位に達したとき。</p> <p>または、氾濫注意水位以下に下降したとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>洪水注意報等により、または水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。</p>
指示	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの。</p>	<p>洪水警報等により、または既に氾濫注意水位を越え災害のおこるおそれがあるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>水防団待機水位以下に下降したとき、または、水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。</p>

3. 群馬県知事が行う水防警報の伝達系統



第12章 観測通報及び公表

第1 雨量の観測通報

1. 県は、河川水位・雨量情報システム、及び河川水位・雨量情報電話応答システムにより、雨量の状況を水防関係機関に提供する。
2. 雨量観測所については、別表8(地域気象観測所(アメダス)一覧表(気象庁管理)及び雨量観測所一覧表(栃木県管理))のとおりである。

第2 水位の観測通報

1. 県は、河川水位・雨量情報システム、及び河川水位・雨量情報電話応答システムにより、水位の状況を水防関係機関に提供する。
2. 水位観測所については、別表8(水位観測所一覧表(栃木県管理))のとおりである。

第3 ダム操作の通報

鬼怒川ダム統合管理事務所、日光土木事務所、安足木事務所、矢板土木事務所及び企業局所管、農林水産省所管、東京電力リニューアブルパワー(株)所管のダムは、必要に応じて、ダムの操作に関し、処置しようとする事項を水防本部に通知するものとする。

なお、洪水調節等のために放流を行う場合は、別表7により関係各機関に通報するものとする。

第4 河川水位・雨量情報の公表

県は、管理する河川の水位状況及び雨量情報等について、インターネットにより公表する。

- ・とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム
パソコン版URL <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>
携帯電話版URL <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>
- ・川の水位情報 <https://k.river.go.jp/>

第5 欠測時の措置

1. 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び講評ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
2. 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

第13章 水防機関の活動

第1 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに所轄土木事務所長に報告し、土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- (1) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- (2) 水防団（消防団）が出動したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

第2 非常配備

1. 県の非常配備

県は水防に関する警報・注意報等により、洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

非常配備の発令は、水防本部長及び各土木事務所長が行うものとし、以下のような配備指令を発令する。ただし、各土木事務所長は、自らの管轄水防区域の状況を考慮して、あらかじめ各配備区分における出動人員を定めておくとともに、緊急に必要ながあると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び体制の強化を行う。この場合は、直ちに水防本部長に報告するものとする。

(1) 準備配備体制

少数の人員で非常配備体制に入るまでの準備体制で、主として情報の収集及び連絡にあたる。

(2) 第1次配備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、ただちに増員、本格的な水防活動体制とする。

(3) 第2次配備体制

非常事態の発生により担当者を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、ただちに水防活動に入る。なお、動員数については、水防本部長及び土木事務所長の指示による。

2. 水防管理団体の非常配備

(1) 水防管理団体の非常配備

水防管理団体の非常配備については、県の非常配備に準ずるものとし、水防管理者があらかじめその体制を整備しておくものとする。

(2) 水防団及び消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりである。

配備区分	配備基準	配備体制
待機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき。	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき。	水防活動の終了

第3 水防作業

1. 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防の管理者（以下「河川等の管理者」という）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記による連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、

その他必要と認める箇所での巡視を行う場合には、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うこと等を求めることができるものとする。この際、水防団等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、管轄する土木事務所長及び河川等の管理者に連絡し、連絡を受けた土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第14章に定める決壊時の処置により、通報及びその後の処置を講じなければならない。

- ① 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

2. 水防作業

(1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(2) 水防作業にあたる水防団員は、自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(3) 水防管理者は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。

3. 水防作業上の注意事項

(1) 洪水等の水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮しなければならない。

(2) 消防機関員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくして、一旦出動し

た場合は命令がなくて、部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

- (3) 作業中は始終敢闘精神をもって、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- (4) 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防機関員を疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多いため洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。(水位が最大洪水位の4分の3に減少したときが最も危険。)

5. 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

6. 警戒区域の指定

- (1) 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。
- (2) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

7. 避難のための立退き又は緊急に安全を確保すべき対応

- (1) 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきこと又は高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた

場所での待避その他の緊急に安全を確保すべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(2) 水防管理者は、避難のための立ち退き又は緊急に安全を確保すべき対応を指示した場合は、その状況について当該区域を管理する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(3) 水防管理者は、当該区域を管理する警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。なお、県内の主な避難場所は、別表9のとおりである。

8. 氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 氾濫等の通報

河川管理者が、その管理する河川について、浸水想定区域における氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合は、直ちにその状況を知事その他関係者に通報するものとする。通報を受けた知事は、その状況により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び市町長並びに気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

(2) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者(関係機関・団体)に通報するものとする。

通報を受けた知事は、決壊により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは、当該通報に係る事項を直ちに水防管理者及び気象庁長官に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

なお、水防管理者又は市町長による緊急安全確保措置の指示があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は直ちに待避を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

(3) 氾濫・決壊・漏水等の通報の内容

(1) (2) の氾濫・決壊・漏水等の通報の基準は次のとおりである。

①河川管理者が行う氾濫等の通報（河川名、区域、通報基準）

水系	河川名	区域		
利根川水系	小貝川	区域①	左岸	芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から芳賀郡益子町大字上山まで
			右岸	芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から真岡市根本まで
	五行川	区域②	左岸	さくら市馬場国道4号から真岡市大根田まで
			右岸	さくら市馬場国道4号から真岡市大根田まで
	田川	区域③	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで
			右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで
	思川	区域④	左岸	鹿沼市深程大芦川合流点から小山市大字乙女まで
			右岸	鹿沼市深程大芦川合流点から下都賀郡野木町大字友沼まで
	姿川	区域⑤	左岸	宇都宮市暮田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで
			右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで
	黒川	区域⑥	左岸	鹿沼市富岡行川合流点から栃木市大光寺思川合流点まで
			右岸	鹿沼市富岡行川合流点から栃木市大光寺思川合流点まで
	巴波川	区域⑦	左岸	栃木市川原田町ふたまた橋から小山市大字中里まで
			右岸	栃木市川原田町ふたまた橋から栃木市大平町伯仲まで
	永野川	区域⑧	左岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで
			右岸	栃木市星野町山口橋から栃木市大平町伯仲巴波川合流点まで
	秋山川	区域⑨	左岸	佐野市葛生西2丁目葛生大橋から佐野市植下町大古屋橋まで
			右岸	佐野市あくど町葛生大橋から佐野市大古屋町大古屋橋まで
袋川	区域⑩	左岸	足利市月谷町から足利市川崎町渡良瀬川合流点まで	
		右岸	足利市月谷町から足利市川崎町渡良瀬川合流点まで	
旗川	区域⑪	左岸	佐野市船越町船越橋から足利市寺岡直轄旗川上流端まで	
		右岸	佐野市船越町船越橋から足利市寺岡直轄旗川上流端まで	
那珂川水系	那珂川	区域⑫	左岸	那須郡那須町大字高久甲那珂川橋から大田原市矢倉まで
			右岸	那須塩原市鳥野目那珂川橋から大田原市佐良土まで
	逆川	区域⑬	左岸	芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から芳賀郡茂木町大字飯野那珂川合流点まで
			右岸	芳賀郡茂木町大字飯深沢川合流点から芳賀郡茂木町大字飯野那珂川合流点まで
	荒川	区域⑭	左岸	さくら市松島新松島橋から那須烏山市向田那珂川合流点まで
			右岸	さくら市早乙女新松島橋から那須烏山市向田那珂川合流点まで
	箒川	区域⑮	左岸	大田原市薄葉かさね橋から大田原市佐良土那珂川合流点まで
			右岸	矢板市沢かさね橋から那須郡那珂川町那珂川合流点まで
	蛇尾川	区域⑯	左岸	那須塩原市東遅沢遅沢橋から大田原市片府田箒川合流点まで
			右岸	那須塩原市東遅沢遅沢橋から大田原市片府田箒川合流点まで
	余笹川	区域⑰	左岸	那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から大田原市川田那珂川合流点まで
			右岸	那須郡那須町大字漆塚四ツ川合流点から那須郡那須町大字稲沢那珂川合流点まで
	内川	区域⑱	左岸	矢板市荒井 荒井橋からさくら市喜連川荒川合流点まで
			右岸	矢板市荒井 荒井橋からさくら市喜連川荒川合流点まで

水系	河川名	区域	観測所 施設名	地名	通報基準	関係水防 管理団体	
利根川水系	小貝川	区域①	鉄道橋下 (益子)	芳賀郡益子町 大字益子 5472地先	・氾濫発生水位(3.10m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	真岡市 益子町 市貝町	
	五行川	区域②	妹内橋 (真岡)	真岡市荒町 3-16-3地先	・氾濫発生水位(4.00m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	真岡市 市貝町 芳賀町	
			両郡橋 (芳賀)	芳賀郡芳賀町 大字八ツ木 1030-2地先	・氾濫発生水位(2.40m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	さくら市 芳賀町 高根沢町	
			氏家体育館 脇 (さくら)	さくら市氏家 2730地先	・氾濫発生水位(2.20m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認		
	田川	区域③	東橋 (宇都宮)	宇都宮市千波町 8-5地先	・氾濫発生水位(4.60m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	宇都宮市 小山市 下野市 上三川町	
			明治橋 (上三川)	河内郡上三川町 大字梁450地先	・氾濫発生水位(4.50m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認		
	思川	区域④	保橋 (栃木)	栃木市柳原町 195地先	・氾濫発生水位(5.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	栃木市 鹿沼市 小山市 下野市 壬生町 野木町	
			観見橋 (小山)	小山市中央町 1-2-16地先	・氾濫発生水位(7.70m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認		
	姿川	区域⑤	淀橋 (壬生)	下都賀郡壬生町 大字安塚 1712-1地先	・氾濫発生水位(4.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	宇都宮市 小山市 下野市 壬生町	
			姿川橋 (小山)	小山市南半田 2194地先	・氾濫発生水位(4.70m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認		
	黒川	区域⑥	府中橋 (鹿沼)	鹿沼市府中町 194-5地先	・氾濫発生水位(6.70m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	栃木市 鹿沼市 下野市 壬生町	
			東雲橋 (壬生)	下都賀郡壬生町 大郎町 20-10地先	・氾濫発生水位(6.00m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認		
	巴波川	区域⑦	俵橋 (栃木)	栃木市入舟町 1-1地先	・氾濫発生水位(2.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	栃木市 小山市 野木町	
	永野川	区域⑧	大平橋上 (大平)	栃木市大平町 下皆川字町田 987-1地先	・氾濫発生水位(5.70m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	栃木市 小山市 野木町	
	秋山川	区域⑨	大橋 (佐野)	佐野市大橋町 2200地先	・氾濫発生水位(3.60m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	栃木市 佐野市	
	袋川	区域⑩	千歳橋 (足利)	足利市末広町 50-1地先	・氾濫発生水位(4.30m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	足利市 佐野市	
	旗川	区域⑪	白旗橋 (佐野)	佐野市免島町 1010地先	・氾濫発生水位(4.00m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	足利市 佐野市	
	那珂川水系	那珂川	区域⑫	晩翠橋 (黒磯)	那須郡那須町 大字高久甲 596地先	・氾濫発生水位(6.70m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	大田原市 那須塩原市 那須町
				黒羽 (国観測所)	大田原市 黒羽町地先	・氾濫発生水位(6.40m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	
逆川		区域⑬	木幡大橋 (茂木)	芳賀郡茂木町 大字木幡 59地先	・氾濫発生水位(5.00m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	茂木町	
荒川		区域⑭	連城橋 (喜連川)	さくら市喜連川	・氾濫発生水位(3.50m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	さくら市 那須烏山市 市貝町	
帯川		区域⑮	佐久山 (大田原)	大田原市 佐久山地先	・氾濫発生水位(5.00m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	大田原市 矢板市 那須烏山市 那珂川町	
蛇尾川		区域⑯	蛇尾橋 (大田原)	大田原市中田原 832地先	・氾濫発生水位(4.90m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	大田原市 那須塩原市	
余笹川		区域⑰	中余笹橋 (那須)	那須郡那須町 大字寺子乙字 粟谷 2549-12地先	・氾濫発生水位(3.80m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	大田原市 那須塩原市 那須町	
内川		区域⑱	京町橋 (矢板)	矢板市本町 252-2地先	・氾濫発生水位(3.20m)に到達 ・巡視や河川監視カメラにより、氾濫 発生を確認	矢板市 さくら市	

②氾濫等の通報の発表形式

発表形式は、別表10 情報伝達様式の別-247～別-249、別-256のとおり。

9. 水防解除

水防管理者は、水防警報解除のあったとき、又は、河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに土木事務所長にその旨を報告するものとする。

第4 水防標識

1. 法第18条の規定により水防のため出動する車両の標識は昼夜別に、次の標旗又は標灯を用いるものとする。



2. 水防のため出動する県及び水防機関職員は次による腕章を着用する。

県職員



水防管理団体の職員



3. 国土交通省関東地方整備局職員の出用する標旗及び腕章は次のとおりである。

標旗



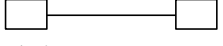
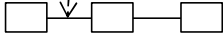

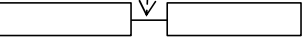
腕章



4. 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

第5 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分	警鐘信号	サイレン
第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒  吹鳴 休止
第2信号 水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	5秒 6秒 
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	10秒 5秒 
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 
備 考	1. 信号は適宜の時間継続する。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

第6 身分証票

法第49条第2項の規定による本職員の身分証票は次のとおりである。

第 号 年 月 日交付 身分証票 職名 氏名 この者は水防法第49条第2項の規定による職員であることを証する。 栃木県知事 印

水防法 抜粋 第49条
--

第7 費用負担と公用負担

1. 費用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

2. 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器の使用
- ④ 排水用機器の使用
- ⑤ 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、水防管理者の定めた水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(4) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第14章 氾濫・決壊時の処置

第1 通報処置

堤防、その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、水防法第25条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報するものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町の長に避難指示の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

第2 氾濫・決壊後の処置

土木事務所においては、水防本部その他必要な機関に決壊の状況と処置について連絡するものとする。

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第15章 協力応援

第1 水防管理団体の協力応援

1. 市町村は水防に関する消防機関の相互援助協力に関して必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。
2. 市町村消防機関の相互援助協力について、法第23条第1項の規定にもとづき市町村の水防管理者又は水防長が他の市町村の水防管理者から応援を求められるときはもとより、その他の場合においても相互に応援する外、水防資材等についても、当該市町村において調達することの不可能な資材について、つとめて供用の便を計るものとする。
3. 前号の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄の下につとめて隊組織をもって行動するものとする。
4. 土木事務所は管内市町の消防機関の相互援助協力について、適切な指導を行い必要に応じて統制と活動の利便を図るものとする。
5. 応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。
6. 前項の協議が整わない場合には、知事がこれを調整する。

第2 自衛隊の災害派遣

知事は水害に際し、自衛隊の災害派遣を求めるときは、次の手続きによる。

(1) 要請者

知事

(2) 事務手続

危機管理課において次により行う。

ア 要請窓口

要 請 先	連 絡 先	
	担当科	電 話 番 号 等
陸上自衛隊東部方面 特科連隊第2大隊	第3係	NTT 028-653-1551 (内線203、230~232) 県防災ネットワーク (8)-702-02 又は 05 宇都宮市茂原1-5-45

イ 要請の方法

要請は次の様式の文書により行う。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により要請し、事後所定の手続きをとる。

様式	第 号 年 月 日
陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長 様	栃木県知事名
陸上自衛隊の災害派遣要請について	
次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。	
1 災害の状況及び派遣を要請する理由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考事項	

ウ 市町村の災害派遣の依頼方法

市町村長は、知事（危機管理課）に対して派遣に必要な事項を上記様式に準じた文書をもって依頼する。

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続きをとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊長に通知するものとする。この場合、速やかに知事（危機管理課）にその旨を通知する。

第3 水防協力団体

1. 水防協力団体の指定、監督、情報の提供

水防管理団体は、2. に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。

なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2. 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供

- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3. 水防協力団体の水防団等との連携

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。

また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。

4. 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、付録10を参考として水防協力団体指定要領を作成し、水防協力団体の申請があった場合は、指定要領を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務が適正かつ確実に行われるように、付録10に示す活動実施要領の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

指定 水防管理者	指定日	水防協力団体	所在地	業務内容	
矢板市	H23.3.24	一般社団法人 栃木県建設業協会	宇都宮市 築瀬町1958-1	1. 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。 2. 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。	
さくら市					
塩谷町					
高根沢町					
真岡市	H23.4.20				
益子町					
茂木町					
市貝町					
芳賀町	H24.7.12				
大田原市					H23.8.8
鹿沼市					H24.2.9
那須烏山市					H24.7.12
那珂川町					
栃木市					H24.12.10
壬生町					H24.12.13
小山市					H24.12.27
下野市		H25.1.16			
那須町		H25.6.4			
上三川町		R2.5.8			
足利市		R3.5.26			

第4 河川管理者の協力

1. 国における協力

河川管理者 関東地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の水防管理者と水防団等による合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員の派遣

2. 県における協力

河川管理者 栃木県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

第一条 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- 1 水防管理団体に対して、河川に関する情報（県管理河川の水位情報・雨量情報、CCTVの映像、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- 2 重要水防箇所の水防管理団体と水防団等による合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 5 水防活動の情報共有

(河川に関する情報の提供)

第二条 前条第一項に関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を次のとおり定める。

提供する情報	伝達方法
県管理河川の水位情報・雨量情報、CCTVの映像	栃木県防災情報システムによる情報提供
河川管理施設の操作状況に関する情報（対象施設は、表1のとおり）	電話、FAXによる情報提供 (各施設の取り決めによる)

表1：対象とする河川管理施設

施設名	所在地	対象市町	伝達方法
江川放水路	宇都宮市西刑部	宇都宮市 下野市 上三川町	電話、FAXによる
杣井木川排水機場	小山市押切	小山市	電話による

※ダムについての情報提供は、これまで通り、あらかじめ関係者間で協議した内容によるダム操作規定や申し合わせ事項のとおりとする。

第5 下水道管理者における協力

下水道管理者栃木県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<下水道管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第6 知事ホットライン及び県幹部職員からの情報提供

1. 知事ホットライン

イ 目的

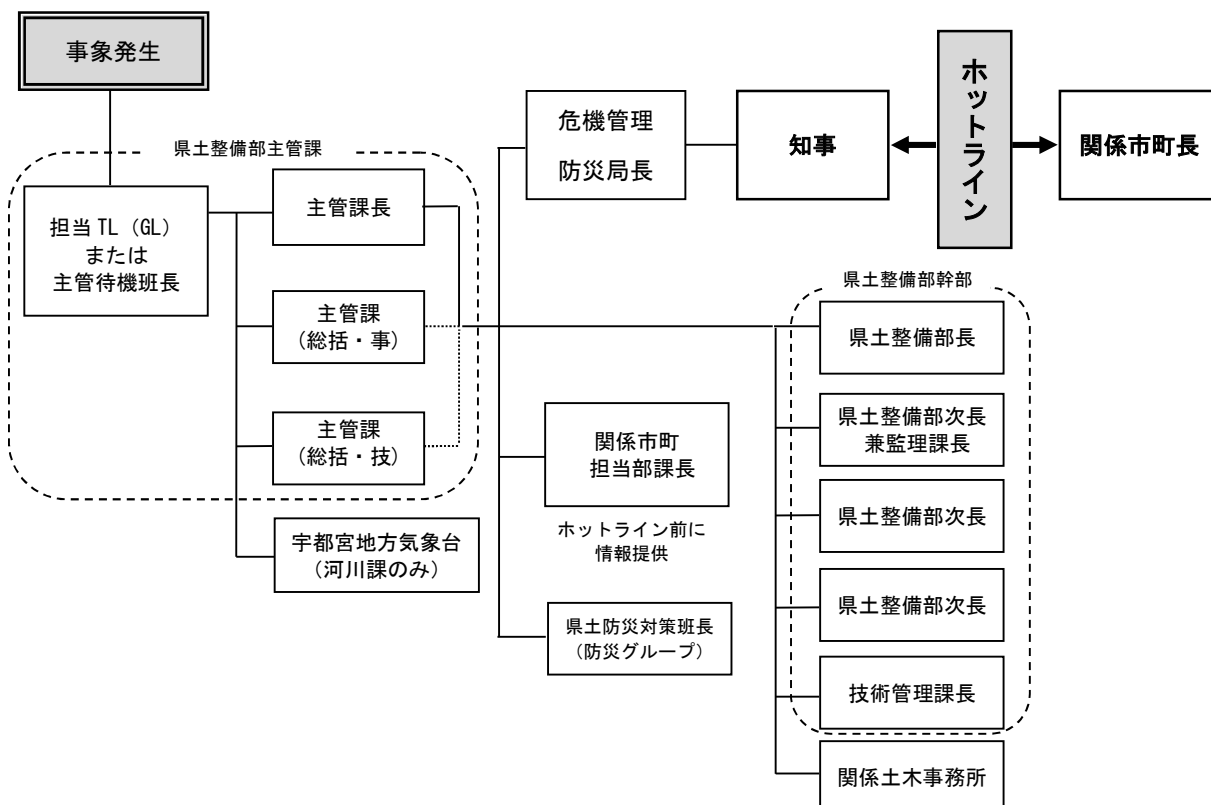
河川の氾濫発生、若しくは、氾濫の恐れ及び決壊した場合及びダムของ緊急放流開始3時間前と緊急放流開始時には、下記の伝達系統図により知事から関係市町長へ直接連絡（ホットライン）を行う。なお、事前に主管課長から関係市町の危機管理担当部課長へホットラインを行う旨の情報提供を行う。

また、主管課長からホットラインの実施情報を関係土木事務所及び部内幹部へ連絡する。

ロ 運用を行う事象

- ① 洪水予報河川（15河川）及び水位周知河川（4河川）において【河川課】
 - a：レベル4氾濫危険警報（洪水予報河川）及び氾濫危険情報（水位周知河川）を発表した場合
 - b：レベル5氾濫特別警報（洪水予報河川）及び氾濫発生情報（水位周知河川）を発表した場合
- ② 県土整備部所管7ダムにおいて【砂防水資源課】
 - a：緊急放流開始3時間前
 - b：緊急放流開始時

ハ 伝達系統図



2. 県幹部職員からの情報提供

イ 目的

河川の氾濫の恐れがある場合には、下記の伝達系統図により河川課長から関係市町の危機管理担当部課長へ直接連絡を行うものとする。

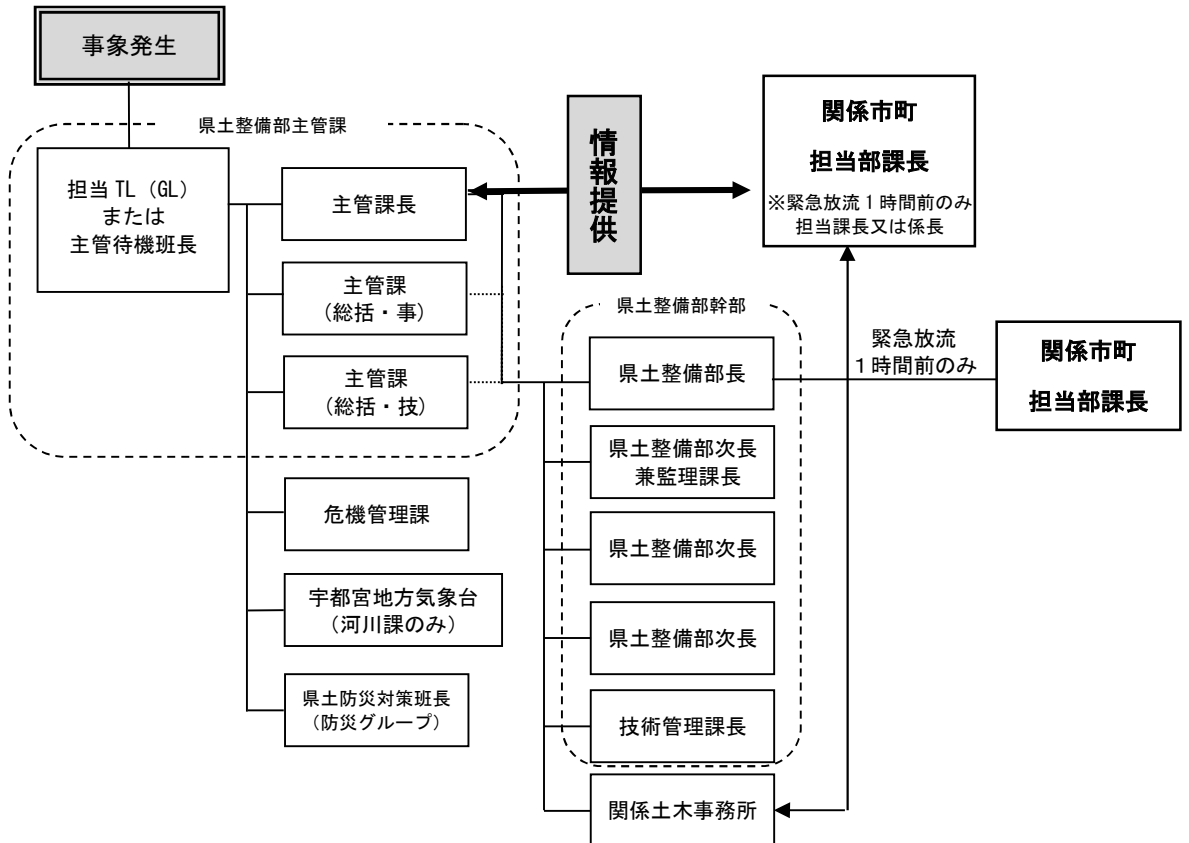
ダムの緊急放流開始1時間前及び、開始時間の再調整・回避・終了については、砂防水資源課長から関係市町の危機管理担当部課長へ直接連絡を行うものとする。

また、関係市町に伝達した場合には、その情報を主管課長から関係土木事務所及び部内幹部へ連絡を行う。なお、主管課及び土木事務所は必要に応じて各市町への助言や情報交換等を行うものとする。

ロ 運用を行う事象

- ① 洪水予報河川（15河川）及び水位周知河川（4河川）において【河川課】
 - a：レベル3氾濫警報（洪水予報河川）及び氾濫警戒情報（水位周知河川）を発表した場合
 - b：知事ホットラインの運用事象が発生し、知事ホットラインを行う前
- ② 県土整備部所管7ダムにおいて【砂防水資源課】
 - a：緊急放流開始1時間前
 - b：緊急放流開始再調整
 - c：緊急放流回避
 - d：緊急放流終了
 - e：知事ホットラインの運用事象が発生し、知事ホットラインを行う前

ハ 伝達系統図



第16章 水防報告

第1 報告

水防管理者は、洪水等により被害を生じた場合は、おおむね次の方法により土木事務所長を経由して知事に報告するものとする。

1. 概況報告

差し当り水害発生の日時、場所、人の被害、家屋の被害、田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

2. 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は適時電話等をもって報告すると共に、次の様式により書面をもって報告するものとする。但し、死者、重症者、集団被害（おおむね50戸以上）及び特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項を報告するものとする。

イ 死者及び重症者については死傷の原因、住所、職業、氏名、年齢、性別、要保護者の別（保護者の要否）その他参考事項。

ロ 集団被害及び特異な被害状況については、その状況と対策の概要。

3. 確定報告

イ 被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（土木事務所経由）を行うものとする。

ロ 法第28条の定めにより、土木事務所長が居住者、車両を使用し、土地・工作物を処分し水防資材を収用した場合は、次の公用負担報告書の様式により、知事あて報告するものとする。

第2 水防報告書

水防管理者は、水防が終結したときは、次の様式により土木事務所を経由して知事に水防活動実施報告書を提出するものとする。

知事は、当該水防管理者からの報告について国（関東地方整備局）に報告するものとする。

第3 国土交通省への報告

知事は、水防に関する報告を受理した場合は、関係方面に連絡し適切な対策を講ずると共に、必要に応じその状況を国土交通省に報告するものとする。

水防活動実施報告書

年 月 日

作成責任書

出水の概況	川 警戒水位		m						
	雨 量		mm						
水防実施箇所	左岸		地先						
	川		m						
	右岸		地先						
	m								
日 時	自	月	日	時					
	至	月	日	時					
出 動 人 員	水防団員	消防団員	その他	合 計					
	人	人	人	人					
水防作業の概況及び工法	箇 所								
	m								
水防の結果	工 法								
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使用資器材	かます、俵					居住者の 出動状況			
	万年、土俵						水防関係者の 死 傷		
	な わ					雨量水位の 状 況			
	丸 太								
	そ の 他								
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注)水防を行った箇所ごとに作成すること。

令和〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人名救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約〇時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(〇〇袋) ・避難誘導(〇〇世帯) ・排水作業(〇件)

〇〇川左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

〇〇川左岸 (〇〇地先)
積み土のう工

〇〇川右岸 (〇〇地先)
月の輪工

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

1. 県水防活動実施報告（令和〇年〇月分）

土木事務所名	水防活動 延 人 員	水防活動 活 動 費 (A)	使用（消費）資材費			合 計 (A+B)	水防活動 を 実 施 し た 月 日	備 考
			主 要 資 材	そ の 他 資 材 品	小 計 (B)			

2. 水防管理団体の水防活動実施報告（令和〇年〇月分）

水防管理団体名		水防活動 延 人 員	水 防 活 動 費 (A)	使用（消費）資材費			合 計 (A+B)	水防活動 を 実 施 し た 月 日	備 考
指 定 別 非指定別	団体名			主 要 資 材	そ の 他 資 材 品	小 計 (B)			

- 注 1. 主要資材とは、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、
くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂である。
2. 水防活動費とは、消防団員の出勤手当、食料費等である。
3. 用紙はA4版横書とすること。

第4 水防活動実施報告

土木事務所長及び水防管理者は、次の通達に基づいて次ページ報告様式を作成し、河川課長あて報告するものとする。

建設省河治発第22号
昭和61年4月30日

栃木県土木部長殿

建設省河川局治水課長

水防活動実施の報告について

標記については、本年4月1日以降からは、下記により取扱うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれない。

記

1. 洪水・高潮に際して水防活動を実施したときは、別紙様式により報告すること。
2. 報告日及び調査対象期間は、次によるものとする。

(報告書)

- ① 6月10日(1月1日～5月末日、(1月～5月))
- ② 8月10日(～7月末日、(6月～7月))
- ③ 10月10日(～9月末日、(8月～9月))
- ④ 1月15日(～12月末日、(10月～12月))

ただし、当該期間において水防活動を行わない場合は、報告の必要はない。

3. その他

- ① 水防資材費の国庫補助申請にあたっては、水防活動実施報告に基づき申請すること。
- ② 水防資材を購入した場合の購入証拠書類、備蓄水防資材を使用した場合の水防資材受払簿及び水防活動を行った現地の写真等の整備を図ること。
- ③ 本通達に基づく報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)の適用が予想される場合は、異常気象等による特定の期間別の実施状況等必要に応じ報告を求める場合があるので、照会があった場合は直ちに報告できる態勢を確立しておくこと。

報告様式

水防活動実施報告書

土木事務所名 _____
担当課名 _____

担当者職氏名 _____

電話 _____

自令和 年 月
至令和 年 月

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	使用資材費			
						主要資材	その他資材	計	
県(都道府)分迄	-	人	円	円	円				
月分	-	-							
月分	-	-							
月分	-	-							
小計	-	-							
累計	-	-							
水防管理団体分迄									
月分									
月分									
月分									
小計									
累計							円	円	円

「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

報告様式

水防活動実施報告書

水防管理団体名(市町村名) _____
担当課名 _____

担当者職氏名 _____

電話 _____

自平成 年 月
至平成 年 月

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	使用資材費			
						主要資材	その他資材	計	
県(都道府)分迄	-	人	円	円	円				
月分	-	-							
月分	-	-							
月分	-	-							
小計	-	-							
累計	-	-							
水防管理団体分迄									
月分									
月分									
月分									
小計									
累計							円	円	円

「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

第17章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第1 洪水対応

1. 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、水防法第14条第2項1号（洪水予報河川・水位周知河川）及び水防法第14条第2項第2号・第3号の河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

洪水予報河川及び水位周知河川の洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町の洪水ハザードマップの作成状況は、付録7、付録8のとおりである。

2. 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町防災会議は、水防法第14条第2項1号（洪水予報河川・水位周知河川）及び水防法第14条第2項第2号・第3号の河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ) 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ④ その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3. 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画において定められた上記2①②③④に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第7条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

4. 予想される水災の危険の周知等

市町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

5. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る

ために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15第1項の規定により市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第2 津波対応

1. 津波災害警戒区域の指定

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月14日法律第123号）に基づく津波浸水想定については、本県が内陸県であることや地形等を踏まえ、現在のところ行なっていない。